

事前配付資料 一覧

項目	頁
宍粟市特別職報酬等審議会 委員名簿	1
宍粟市特別職報酬等審議会条例	2
「附属機関等の設置及び運営に関する要綱」及び「情報公開条例」の一部抜粋	3
議会の役割、市長の役割	4～5
過去の特別職報酬等審議会の審議結果等	6～9
令和5年人事院勧告の概要、給与勧告の仕組み等	10～23
市長・副市長・教育長の給料・期末手当の類似団体・近隣市等の状況	24～26
議員報酬月額・期末手当等の類似団体・近隣市等の状況	27
特別職等の報酬等及び期末手当支給率の推移	28
令和4年度 宍粟市議会開催等の状況	29
令和4年度 宍粟市議会報告会地区別参加人数	30
令和3年度の答申、会議録（1回～3回）	31～85
令和4年度の答申、会議録（1回～2回）	86～116

令和5年度 宍粟市特別職報酬等審議会 委員名簿

氏名	団体等
米田 正富	市連合自治会 副会長
中津 恵美子	商工会 理事(女性部長)
尾崎 里実	消費者協会 会計
飯塚 裕二	西兵庫信用金庫 常務理事
恵美 好文	公募委員

宍粟市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、宍粟市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(委員)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織し、その委員は、宍粟市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員には、別に定めるところにより報酬を支給する。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務担当課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

改正附則 (略)

【宍粟市附属機関等の設置及び運営に関する要綱 一部抜粋】

(会議の公開等)

第 6 条 附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、当該会議が次の各号に該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないものとする。

- (1) 宍粟市情報公開条例（平成 17 年宍粟市条例第 17 号。以下「情報公開条例」という。）第 7 条各号に規定する不開示情報を含む内容について審議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 前項の会議の全部又は一部を非公開とするときは、原則として、附属機関等の長が会議に諮って行うものとする。
- 3 附属機関等の会議を開催する際は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題その他必要な事項をあらかじめ公表し、会議の全部又は一部を公開しない場合にはその理由等について、事前に公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りではない。
- 4 附属機関等の会議については、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、当該会議録が情報公開条例第 7 条各号に規定する不開示情報を含む場合は、会議録の全部又は一部を公表しないものとする。

【宍粟市情報公開条例 一部抜粋】

(公文書の開示義務)

第 7 条 実施機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (5) 実施機関内部若しくは相互間又は市と国及び他の地方公共団体との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

議会の役割（しごと）

1 地方公共団体の意思の決定

選挙で選ばれた住民を代表する者として、執行機関が提案する議案に対し、可否について判断する。

- ・議決権の行使

2 行政の監視および評価

行政が住民の意思を無視し、方針決定や施策の実行をしないようチェックする。

- ・議会における一般質問、提案された議案に対する質問
- ・委員会における審査、所管事務調査

3 意見や要望の聴取、政策の提言

広く地域住民から意見や要望を集め、それを市政等に反映させるため、政策を立案する。

- ・政党、会派または個人等による政治活動
- ・住民からの請願、陳情等の受付
- ・政策を立案（条例の制定や改正等）し、執行機関に提案

4 その他

- ・公益に関する事件（他の機関の事務等）について、関係省庁等に意見書を提出
- ・議会報告会の開催、先進地の視察、議会広報の発行

穴粟市議会基本条例 抜粋

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次に掲げる事項に基づき活動しなければならない。

- （1） 公平性、透明性、信頼性等を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- （2） 市長その他市の執行機関（以下「執行機関」という。）の市政運営を的確に監視すること。
- （3） 市民の多様な意見を把握して市政に反映させるため、必要な政策を自ら立案し、執行機関に提案することにより、市民とともにまちづくりに取り組むこと。
- （4） 市民にとって分かりやすい言葉を使うなど、市民の傍聴及び参加の意欲を高める議会運営に努めること。
- （5） 地方分権の進展に的確に対応するため、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を行うこと。

市長の役割（しごと）

- 1 選挙により選ばれた市の代表として、市政運営を統括する。
- 2 条例や予算等に基づく事務について、自らの判断と責任において、誠実に管理し、及び執行する。
- 3 職員の任免及び指揮監督を行うとともに、効率的で効果的な組織運営を行う。

地方自治法 抜粋

（事務管理及び執行の責任）

第百三十八条の二 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

宍粟市自治基本条例 抜粋

（市長の権限）

第10条 市長は、市民の信託を受けた市の代表として、市政運営を統轄する。

- 2 市長は、市の事務を管理し、これを執行する。
- 3 市長は、その補助機関である職員を任免し、指揮監督する。

（市長の責任）

第11条 市長は、市民の信託に応え、市の代表としてこの条例を誠実に遵守し、公正な市政運営を行わなければならない。

- 2 市長は、リーダーシップを発揮した効率的で効果的な組織運営を行わなければならない。

過去の特別職報酬等審議会の審議結果等

※ 平成23年度 及び 平成25年度は、未開催

項目	平成17年度	平成19年度	平成21年度
諮問内容	市長 860千円 → 900千円 助役 700千円 → 730千円 教育長 650千円 → 650千円 議長 398千円 → 475千円 副議長 302千円 → 400千円 議員 280千円 → 357千円	白紙諮問（現行の報酬が適切かどうか）	白紙諮問（現行の報酬が適切かどうか）
諮問の趣旨	合併協議会にて合併時の特別職の報酬等は、山崎町の例とし、合併後速やかに調整する決定事項を受け、人口規模等の類似団体等を参考に、市の財政状況等の特別事情を考慮した額を諮問	H17年度の改定から2年が経過したことを受け、現行の報酬等の額が適切かどうかを諮問	H17年度の改定後4年が経過し、県内における人口規模、標準財政規模の類似団体並びに合併市における報酬等の変動により、現行の報酬等の額が適切かどうか諮問
答申内容	市長 940千円 助役 760千円 教育長 685千円 議長 450千円 副議長 370千円 議員 345千円	特別職 5%の引下げ 議会議員 5%の引下げ	特別職 概ね6%の引下げ 議会議員 概ね3%の引下げ
答申の趣旨	県内における人口規模、標準財政規模の類似団体との比較検討並びに合併市との比較検討を行い、合併市の平均との差を考慮した額とする。 議員報酬については、上記のほか、他の合併市における定数減の実施状況を考慮し、合併市の平均から4%の減額	特別職は職務に応じた給与水準が保持されなければならないが、厳しい財政状況を考慮し、職員の給与水準が平均4.8%引き下げられている状況から、特別職においても同様に引下げを行う必要がある。	H17年度と同様に、県内における人口規模、標準財政規模の類似団体並びに合併市の平均との差を考慮した額とする。
意見要望等	今後の経済状況や市の人口動態の変動に的確に対応する必要がある。 2年ごとに見直しをすることが望ましい。	社会経済情勢等の変化や市の財政状況を踏まえ、報酬額等の客観的な要素が生じた場合は、速やかに審議会への諮問を行うこと。 報酬等の額は、職務職責に応じた適正な額とする必要がある。	社会経済情勢等の変化や市の財政状況を踏まえ、報酬額等の客観的な要素が生じた場合は、速やかに審議会への諮問を行うこと。 報酬等の額は、職務職責に応じた適正な額とする必要がある。
審議回数	4回	3回	4回
改定状況	9月議会にて改正条例の議決（H17年10月実施）	3月議会にて改正条例は否決（未実施）	3月議会にて改正条例の議決（H22年度実施）

項目	平成27年度	平成29年度	平成30年度
諮問内容	白紙諮問（現行の報酬が適切かどうか）	白紙諮問（現行の報酬等が適切かどうか）	白紙諮問（現行の期末手当が適切かどうか等）
諮問の趣旨	H21年度の改定後6年が経過し、近隣団体の状況や消費者物価等の社会情勢、市の財政状況等を勘案し、現行の報酬等の額が適切かどうか諮問	H27年度の開催から2年が経過し、その間の各種情勢・環境の変化を考慮する中で、現行の報酬等の額が適正か否か、また期末手当について職員と同様（人事院勧告に準じる）に改定することについて諮問	期末手当の支給割合を職員と同様（人事院勧告に準じ）に改定することの是非及び人事院勧告による改定が示された場合の支給率改定に関する考え方について諮問 ※ 報酬については諮問しない。
答申内容	特別職 据え置き 議会議員 据え置き	特別職 報酬・期末手当とも据え置き 議会議員 報酬・期末手当とも据え置き	特別職 据え置き 議会議員 据え置き
答申の趣旨	県内における各種指標の類似団体（人口規模、標準財政規模、合併市等）との比較において、均衡を逸している状態にない。 職責の重さや定数削減に努めた点は理解するが、市の財政状況等を踏まえると据え置くことが適当である。	県内における各種指標の類似団体（人口規模、標準財政規模、合併市等）との比較において、概ね当市の状況に相応した状態にある。 職責の重さや改革に取り組みた点は理解するが、市の財政や地域経済の状況等を踏まえると据え置くことが適当である。	当市の財政状況が著しく好転したとはいえないことや、地域の経済状況などを踏まえ総合的に判断し、現行の期末手当支給割合を据え置くことが適当である。
意見要望等	将来的に持続可能な行政運営を行うため、市長等の常勤の特別職並びに議会議員各位が、それぞれの職務と職責の重要性を認識され、山積する市民の要望に応えるべく一層の効率的・効果的な行財政運営に努めること。 市民の期待を損なわいようしっかりと職務を果たされ、また、若い世代が希望をもてる取組を期待する。	現行の報酬は今までの議論の結晶として定められていることを尊重し、この2年間に財政状況が大幅に改善されていないのであれば据え置くべきではないか。 議員の活動が目に見えない。難しいと思うが推し量る指標が必要ではないか。 地域で経済が循環する仕組み、それにより市の財政状況が改善されるような取組を熱望する。	【支給率改定に関する考え方】 ・一般職員に準じて人事院勧告どおりの改定は行わない。 ・人事院勧告による期末手当支給割合の改定がなされた場合は、審議会を開催すべき。 ・審議会の開催予定のない年度であって、人事院勧告がなされなかった場合も、社会情勢等に大きな変化があるときは、審議会を開催すべき。 ・画一的に、毎年開催する必要はない。
審議回数	3回	3回	1回
改定状況	据え置きのため、条例改正なし。	据え置きのため、条例改正なし。	据え置きのため、条例改正なし。

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
諮問内容	白紙諮問（現行の報酬等が適切かどうか）	白紙諮問（現行の期末手当が適切かどうか等）	白紙諮問（現行の給料等が適切かどうか）
諮問の趣旨	H29年度及びH30年度（H30年度は期末手当支給割合のみの諮問）の開催以降の各種情勢・環境の変化を考慮する中で、現行の報酬等の額・期末手当支給割合が適正か否かについて諮問	R2人事院勧告において、期末手当支給割合を0.05月引き下げる改定が行われたことをうけ、それに準じ改定することの是非について諮問 ※ 報酬については諮問しない。	R1年度及びR2年度（R3年度は期末手当支給割合のみの諮問）の開催以降の各種情勢・環境の変化を考慮する中で、現行の報酬等の額・期末手当支給割合が適正か否かについて諮問
答申内容	特別職 報酬・期末手当とも据え置き 議会議員 報酬・期末手当とも据え置き	特別職 期末手当0.05月引下げ 議会議員 期末手当0.05月引下げ	特別職 期末手当0.15月引下げ 議会議員 期末手当0.15月引下げ
答申の趣旨	県内における各種指標の類似団体（人口規模、標準財政規模、合併市等）と比較しても、概ね当市の状況に相応した水準にある。 人勸は6年連続の引き上げがなされ、一般職はプラスになっているが、当市の財政状況や一着しく改善したとまではいえず、また、地域経済の状況や市民感情（消費税引き上げ等）の面からも報酬等を引き上げるべき状況とはいえない。	当市の財政状況が好転したとはいえず現状維持といえる状況であること並びに新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市民感情及び新型コロナウイルス感染症が経済に与えた影響を踏まえた人事院勧告がなされたこと等を総合的に判断し、引き下げる。	給料等は、県内における各種指標の類似団体（人口規模、標準財政規模、合併市等）と比較しても、概ね当市の状況に相応した水準にあることから据置きが妥当。 期末手当支給割合は、県内の類似団体の多くが人勸に準拠し引下げを予定していることなどから、人勸と同率を引き下げるのが妥当。
意見要望等	<ul style="list-style-type: none"> 類似団体との比較及び経済状況を勘案すると、本来は、報酬等の額等を引き上げるべき状況であるかと思う。 議員の議会活動については資料等で確認できるが、それ以外の活動については推し量る指標等がなく、判断が難しい。議会活動以外の活動状況が見えにくいいため、積極的に情報を発信・提供し、議員活動の見える化に努められたい。 生活給でないとはいえ、副業を持たない場合は、現状の議員報酬で生活することは厳しい。 市民自身ももっと行政に関心を持つべきだと考える。人任せにせず、それぞれが意識を高め、それぞれの立場で行政に参画していくことが大事である。 	<ul style="list-style-type: none"> 人事院勧告が、一定、社会情勢や経済状況を勘案したうえでマイナス勧告をされているのであれば、それに準じないといえるだけの状況（プラスの要素）が宍粟市にあったといえるのか。 雇用創生協議会の問題を受け、どういった形で責任を取るのか。市長の責務や役割を考えたとき、市民から選ばれた地域の代表として、市政運営を担う立場として、責任を明確にしてほしい。 新型コロナの影響等で厳しい現実の中、支援金等の手続を行った際に、市の対応が悪かった等の声を聞いた。こういう状況であるからこそ、市長以下職員が一丸となって、真摯に、親身になって、適切な対応を心がけてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会だよりや個人での市政報告等を活用し議員それぞれの思いや施策を伝えたり、また、議員同士が議論している委員会等の中継を行うなど課題となっている「活動の見える化」につながる取組を積極的に実施されたい。加えて、「おでかけ市議会」についても、もっと利用が増えるように広報してほしい。 雇用創生協議会の問題について、不正に関わった者に返還させるとのことであったが、その後の進捗状況等について詳しい説明がないため、市民は不安に思っている。また、時間が経てば経つほど解決は難しくなると思う。延滞金の問題等もあることから、迅速な対応、早期解決を強く望む。
審議回数	3回	1回	3回
改定状況	据え置きのため、条例改正なし。	12月議会にて改正条例の議決（R2年度実施）	12月議会にて改正条例の議決（R3年度実施）

項目	令和4年度
諮問内容	白紙諮問（現行の期末手当が適切かどうか）
諮問の趣旨	R4人事院勧告において、一般職の職員の勤勉手当の支給割合を0.10月分引き上げる旨の勧告がなされたことを受け、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を人事院勧告に準じて改定することの是非について諮問
答申内容	特別職 期末手当0.10月引上げ 議会議員 期末手当0.10月引上げ
答申の趣旨	社会経済の情勢は、わずかながら好転の兆しがあり、市内においては、実感するまでには至らないものの、税金などの数値上では、プラスに伸びている状況がある。現在の社会経済の情勢を踏まえたR4人事院勧告と、現在の市内状況に大きな乖離がないことなどを総合的に判断し、全会一致で、現行の期末手当支給割合から、人事院勧告と同様に0.10月引き上げ、4.10月とすることが妥当
意見要望等	<ul style="list-style-type: none"> ・ R2自治基本条例検証の中で、議会報告会での参加者が少ないことに関し、「対象団体を絞り、具体的なテーマを設定し積極的に参加を呼び掛ける」とあるが、実施できていない。 ・ 今把握できる税金等の数値ではプラスに伸びているが、市内の経済情勢等の好転を、市民が日常的に実感している状況ではない。 ・ 人事院勧告と市内の所得状況とが異なっていないため、期末手当支給割合を引き上げて良いとは思いますが、議員分については、過去に特別職（三役）と議員間で当該支給割合に差が設けられていた経緯を踏まえ、不祥事件を加味し、支給割合に反映させる方法も考えられる。 ・ 議会においては、不祥事後の対策や、信頼回復に向けて取り組んでいる活動を、市民に向け、もっとアピールしていくほうが良い。 ・ 議員は、選挙で選ばれた公職者であり、不祥事に対する直接的な対応は当然として、倫理観やコンプライアンスなどの、更にもう1段高い次元での研修が必要なのではないか。
審議回数	2回
改定状況	12月議会にて改正条例の議決（R4年度実施）

令和5年 人事院勧告・報告について

職員一人一人が躍動でき
Well-beingが実現される公務を目指して

令和5年8月
人事院

※P10～23まで人事院HPより抜粋

過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ

初任給を引上げ(高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円])、ボーナスを0.10月分引上げ
テレワーク中心の働き方をする職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設(月額:3,000円)

【官民較差】3,869円(0.96%)

→いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給とともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり
官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

月例給 [民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較]

- ✓ 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定
【平均改定率】1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 2.8% 等

ボーナス [直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較]

- ✓ 年間 4.40 月分 → 4.50 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

在宅勤務等手当 [新設]

- ✓ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、月額3,000円を支給(受給者に係る通勤手当の取扱いを併せて措置)

その他 [非常勤職員の給与 等]

- ✓ 本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

※ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一)) 月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)

勧告後の初任給(行政職俸給表(一)) 総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円

本府省業務調整手当を含む

地域手当非支給地

地域手当非支給地

本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み

令和5年8月

人 事 院

目次

▶ 本年の給与勧告のポイント	1
▶ 給与制度のアップデート 概要	2
▶ 給与勧告制度の基本的考え方	3
▶ 給与勧告の対象職員	4
▶ 給与勧告の手順	5
▶ 民間給与との比較	6
▶ 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）	7
▶ 民間給与との較差	8
▶ 国家公務員モデル給与例	9
▶ 給与勧告の実施状況（行政職俸給表（一））	10

本年の給与勧告のポイント

過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ

- 初任給を引上げ（高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]）、ボーナスを0.10月分引上げ
- テレワーク中心の働き方をとする職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設（月額:3,000円）
【官民較差】3,869円（0.96%）
→いわゆる「ペア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以來33年ぶり
官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以來、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以來、26年ぶりの水準

月例給

[民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較]

- ✓ 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定 【平均改定率】1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 2.8% 等

ボーナス

[直近1年間（昨年8月～本年7月）の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較]

- ✓ 年間 4.40 月分 → 4.50 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

在宅勤務等手当

[新設] ※受給者に係る通勤手当の取扱いを併せて措置

- ✓ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、月額3,000円を支給

その他

[非常勤職員の給与 等]

- ✓ 本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

※ 勧告後の平均給与（行政職俸給表(一)）月額 407,884円（+3,869円、+0.96%）、年間給与 6,731,000円（+105,000円、+1.6%）
勧告後の初任給（行政職俸給表(一)）総合職大卒[本府省] 249,640円 本府省業務調整手当を含む 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円 地域手当非支給地

給与制度のアップデート 概要

公務員人事管理に関する報告の中で記述

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和



様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系

行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

1

人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の
従来イメージを変えるため、採用
時給与水準の改善や、役割・
活躍に応じた給与上昇の拡大

① 新規卒者、若手・中堅職員の処遇

- ・ 新卒初任給の引上げ
- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

② 民間人材等の処遇

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
- ・ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2

組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し
貢献にふさわしい処遇とする一方、
全国各地での行政サービス維持の
ため人事配置を円滑化

① 役割や活躍に応じた処遇

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
- ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲)

② 円滑な配置等への対応

- ・ 地域手当の大きくくり化
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3

働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが
多様化する中で、職員の選択を後押し

- ・ 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲)
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討

給与勧告制度の基本的考え方

労働基本権制約の代償措置

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されているため、代償措置としての人事院の勧告（給与勧告）に基づき給与を決定しています。

情勢適応の原則（民間準拠）

- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要があることから、給与勧告では、国家公務員法第28条に定める情勢適応の原則に基づき、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間企業従業員の給与水準と常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）を基本としています。

精緻な調査に基づく民間給与との比較

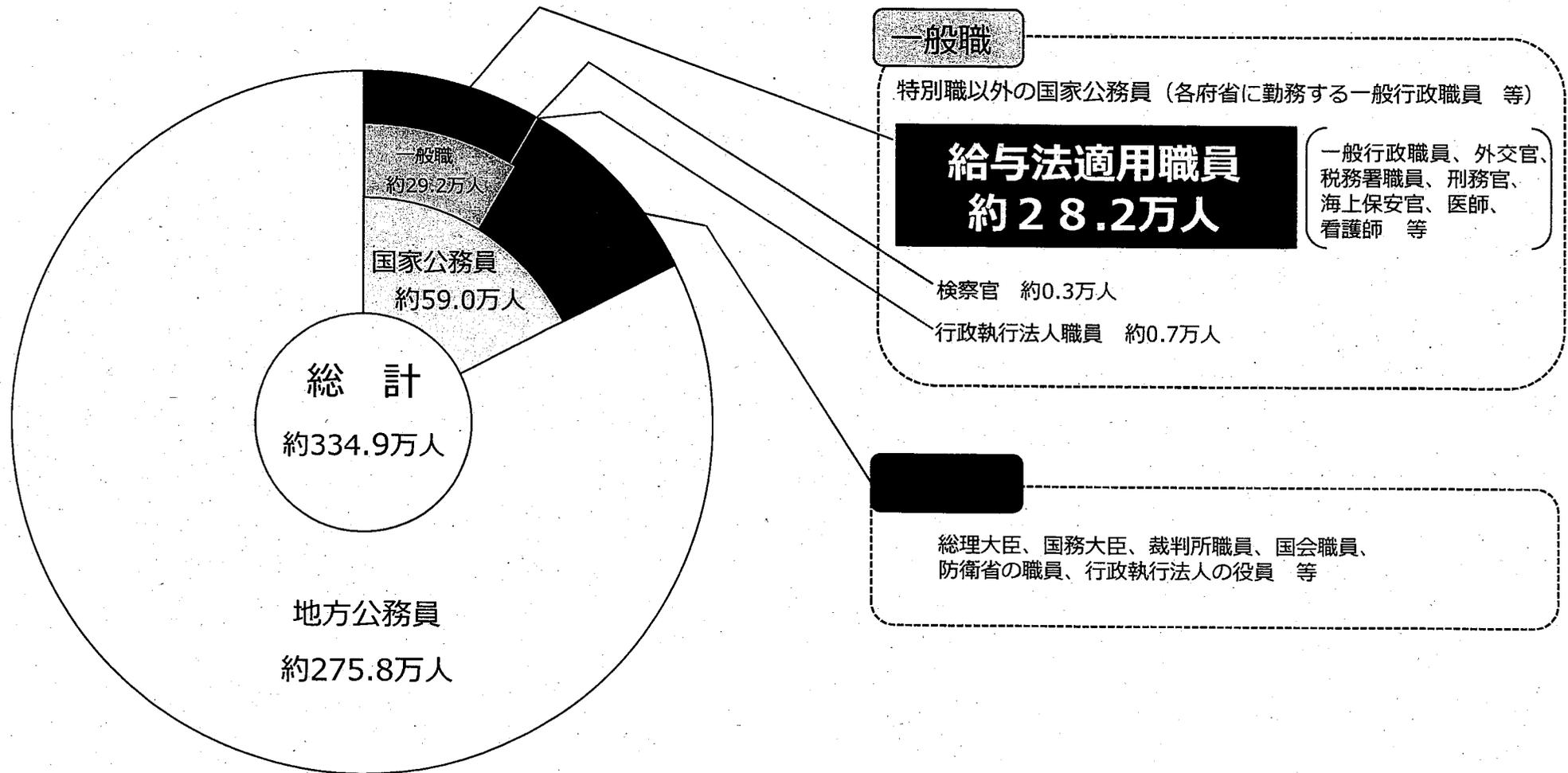
- ・ 人事院では、毎年、公務と民間の給与を調査し、公務は一般の行政事務を行っている常勤の行政職俸給表(一)適用職員、民間は公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員（企業規模・事業所規模50人以上）の給与額について、主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、給与勧告を行っています。

（参考）国家公務員法第28条第1項

この法律及び他の法律に基づいて定められる職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適応するように、随時これを変更することができる。その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない。

給与勧告の対象職員

公務員には、国家公務員約59.0万人と、地方公務員約275.8万人がいます。このうち、人事院の給与勧告の対象となるのは、「一般職の職員の給与に関する法律（給与法）」の適用を受ける一般職の国家公務員約28.2万人です。

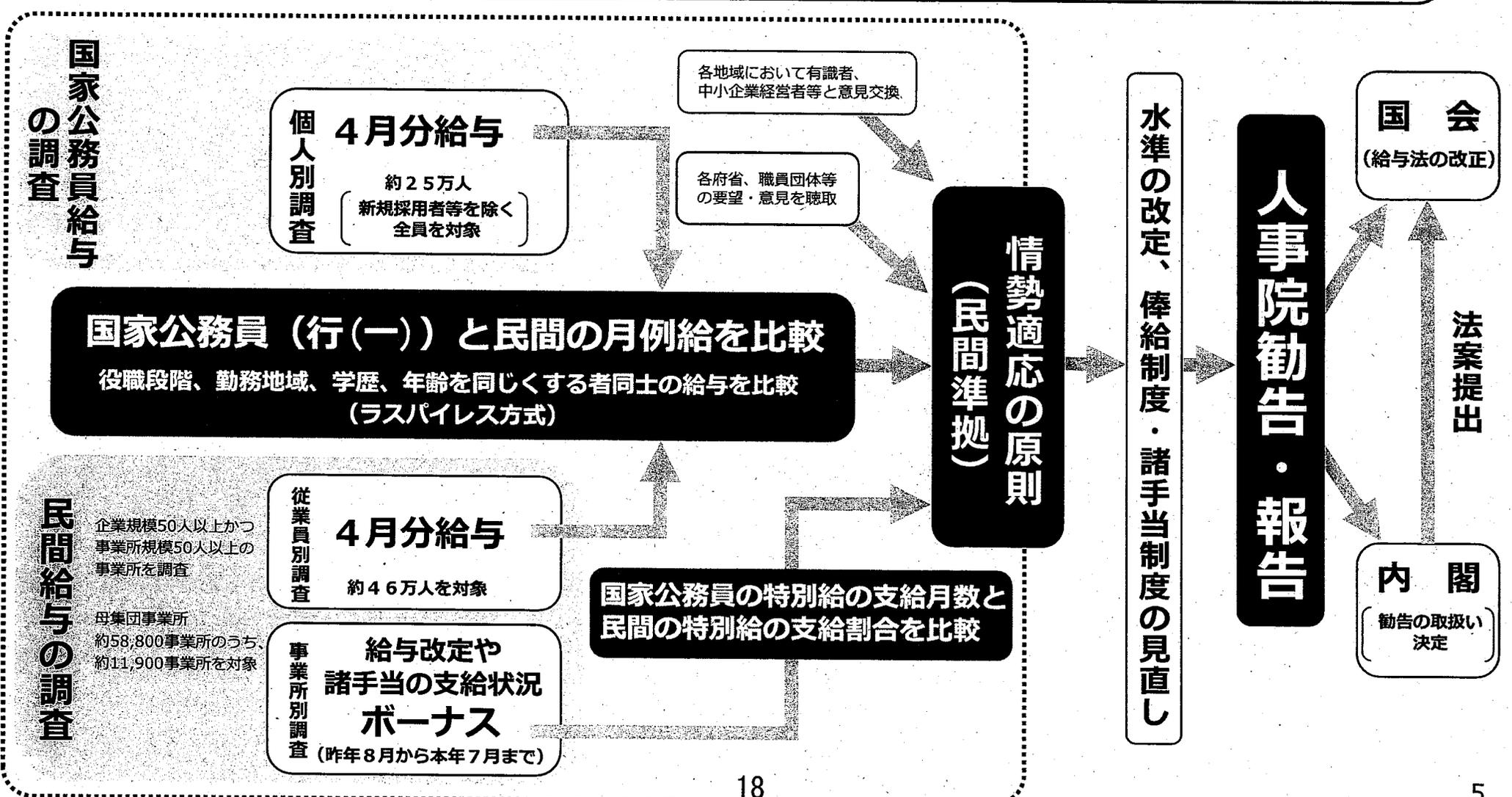


- (注) 1 国家公務員の数とは令和5年度末予算定員等による。
2 地方公務員の数とは総務省「令和4年地方公務員給与実態調査」に基づいて推計したものである。
3 人員は、それぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が合致しない場合がある。

給与勧告の手順

人事院では、国家公務員の給与水準を決定するため、常勤の国家公務員と常勤の民間従業員の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

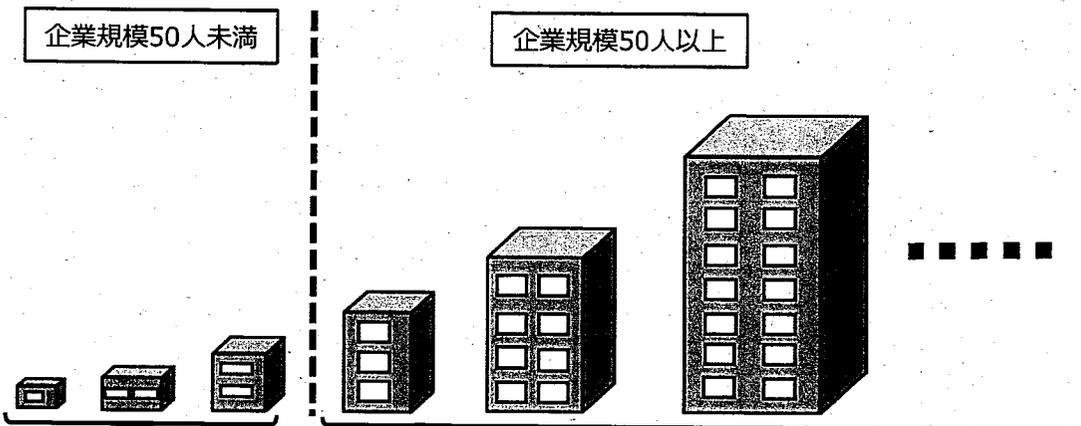
また、民間の特別給（ボーナス）の直近1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに国家公務員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



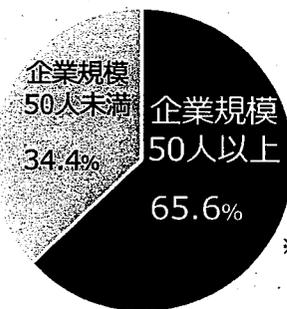
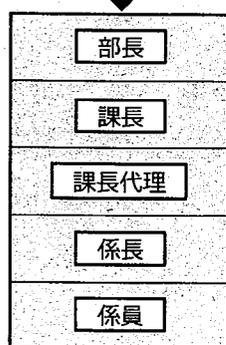
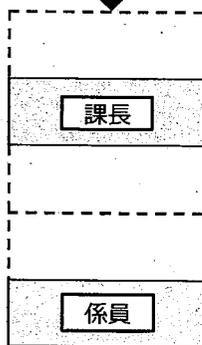
民間給与との比較

調査対象

- 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、課長、係長等の役職段階があることから、同種・同等の者同士による比較が可能
- 現行の調査対象であれば、精緻な調査が可能



(役職段階の例)



民営事業所全体の正社員数の6割を超える人数をカバー

※ 平成28年経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)を基に人事院において集計

比較方法

- 民間給与との比較は、主な給与決定要素を同じくする者同士で比較する必要

※ 国家公務員の人員数のウエイトを用いたラスパイレス比較

<主な給与決定要素>

役職段階

(部長、課長、係長、係員等)

勤務地域

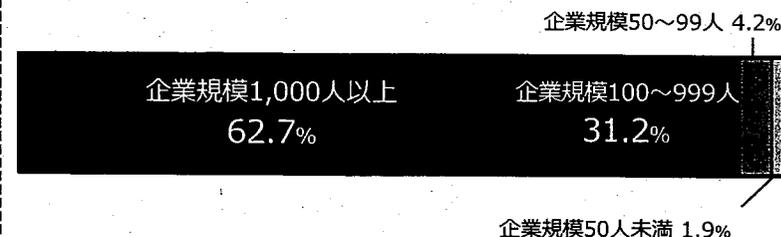
(地域手当1級地(東京23区)~7級地、地域手当非支給地)

年齢

学歴

※ 詳細は「民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)」を参照

(参考) 国家公務員の内定者が内定を得た民間企業の規模

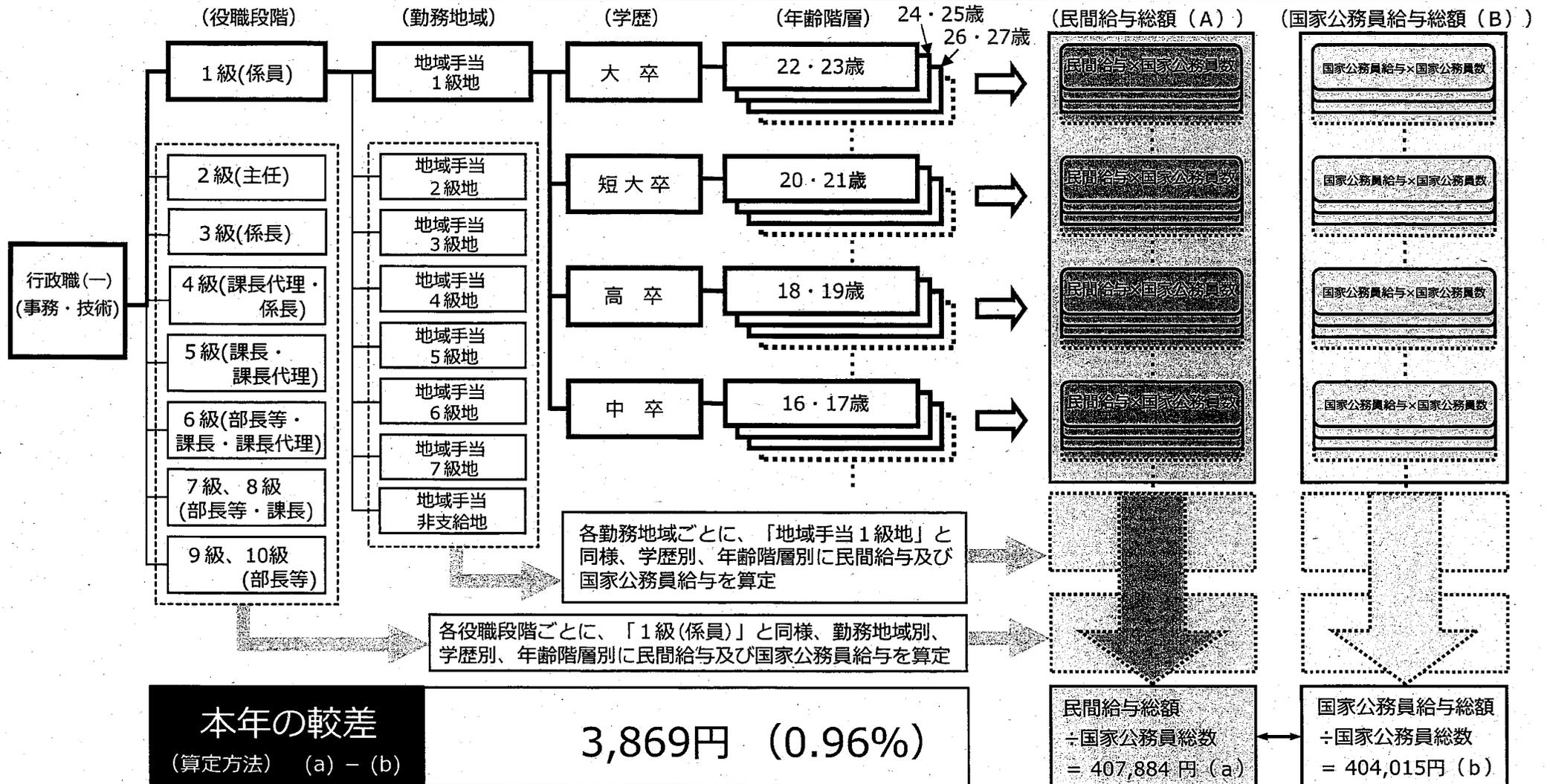


※ 平成27年度の総合職試験及び一般職試験(大卒)の内定者を対象【人事院調査】

民間給与との比較方法（ラスパイレース比較）

月例給の民間給与との比較（ラスパイレース比較）においては、個々の国家公務員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額（A）が、現に支払っている支給総額（B）に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層別の国家公務員の平均給与（注1）と、これと条件を同じくする民間の平均給与（注2）のそれぞれに国家公務員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

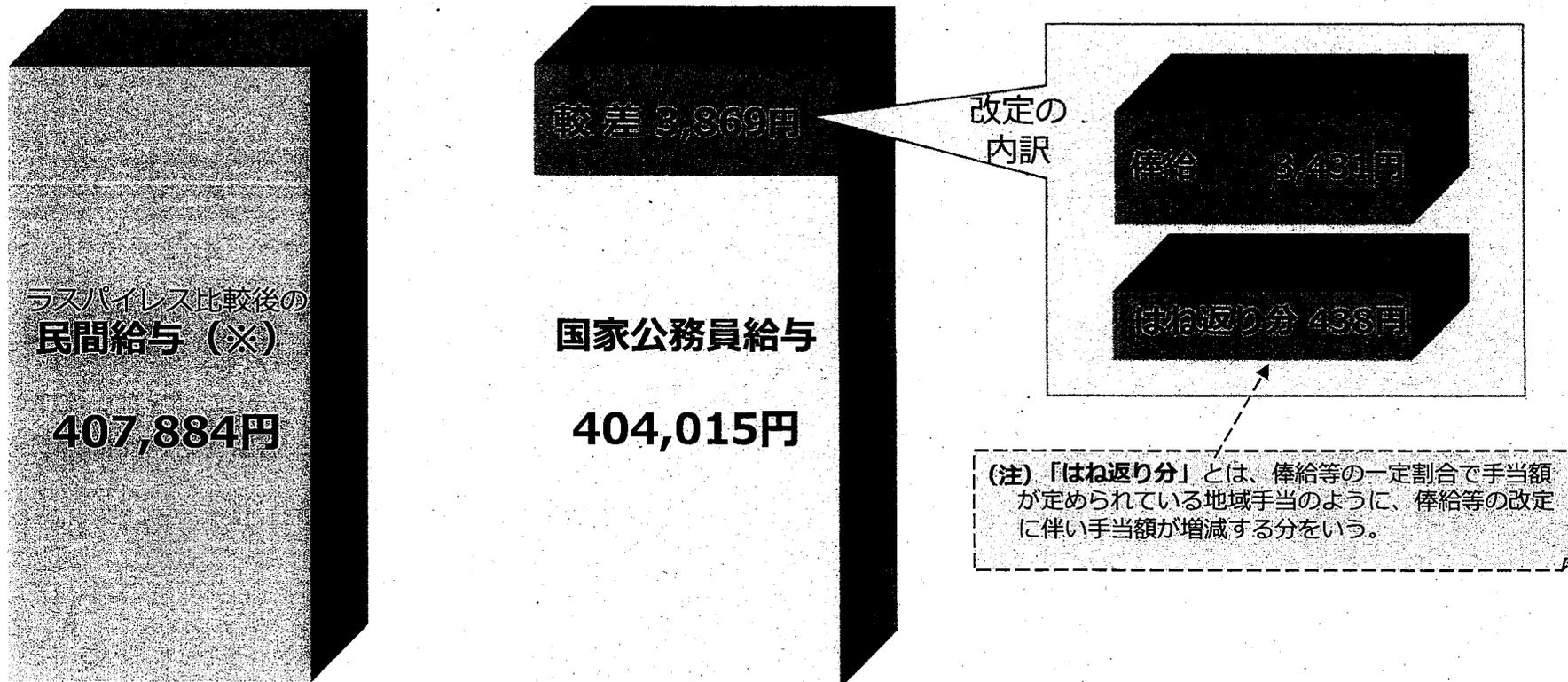


(注1) 令和5年国家公務員給与等実態調査の結果を基に算出

(注2) 令和5年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出

民間給与との較差

本年の民間給与との較差3,869円（0.96%）を解消するため、以下のとおり俸給の改定を行うこととしました。



(注) 「はね返り分」とは、俸給等の一定割合で手当額が定められている地域手当のように、俸給等の改定に伴い手当額が増減する分をいう。

※ 民間給与の単純平均ではなく、ラスパイレス比較（P7参照）により算出した民間給与額
～国家公務員の人員構成（役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層）と同じ人員構成の民間企業であればいくらの給与が支払われるかを算出したもの～

国家公務員モデル給与例

組織	職務段階	年齢	勧告前		勧告後		年間給与額の差
			月額	年間給与	月額	年間給与	
地方 機関	係員	18歳 (一般職試験(高卒)初任給)	154,600	2,523,000	166,600	2,736,000	213,000
		22歳 (一般職試験(大卒)初任給)	185,200	3,022,000	196,200	3,222,000	200,000
		30歳	230,900	3,768,000	236,900	3,890,000	122,000
	係長	35歳	274,600	4,541,000	278,700	4,638,000	97,000
		40歳	300,600	4,971,000	302,800	5,039,000	68,000
	課長	50歳	413,200	6,702,000	414,300	6,761,000	59,000
本府省	係員	22歳 (総合職試験(大卒)初任給)	236,440	3,821,000	249,640	4,060,000	239,000
	課長補佐	35歳	435,320	7,192,000	439,400	7,307,000	115,000
	課長	50歳	749,400	12,601,000	751,200	12,717,000	116,000
	局長	-	1,074,000	17,698,000	1,077,600	17,909,000	211,000
	事務次官	-	1,410,000	23,235,000	1,413,600	23,493,000	258,000

(注) モデル給与例の月額及び年間給与は、俸給(行政職俸給表(一)及び指定職俸給表)、地域手当、俸給の特別調整額及び本府省業務調整手当を基礎に算出

- 地方機関課長：俸給の特別調整額(46,300円)
- 本府省係員：地域手当(20%)及び本府省業務調整手当(8,800円)
- 本府省課長：地域手当(20%)及び俸給の特別調整額(130,300円)
- 本府省課長補佐：地域手当(20%)及び本府省業務調整手当(39,200円)
- 本府省局長・事務次官：地域手当(20%)

給与勧告の実施状況（行政職俸給表（一））

	月例給	特別給（ボーナス）		行政職（一）職員の 平均年間給与	
	官民較差（率）	年間支給月数	対前年比増減	増減額	増減率
平成25年	-	3.95月	-	-	-
平成26年	0.27%	4.10月	0.15月	7.9万円	1.2%
平成27年	0.36%	4.20月	0.10月	5.9万円	0.9%
平成28年	0.17%	4.30月	0.10月	5.1万円	0.8%
平成29年	0.15%	4.40月	0.10月	5.1万円	0.8%
平成30年	0.16%	4.45月	0.05月	3.1万円	0.5%
令和元年	0.09%	4.50月	0.05月	2.7万円	0.4%
令和2年	-	4.45月	△ 0.05月	△ 2.1万円	△ 0.3%
令和3年	-	4.30月	△ 0.15月	△ 6.2万円	△ 0.9%
令和4年	0.23%	4.40月	0.10月	5.5万円	0.8%
令和5年	0.96%	4.50月	0.10月	10.5万円	1.6%

市長・副市長・教育長の給料・期末手当の類似団体・近隣市等の状況(令和5年9月22日調査時点現在)

※P24～27は各市から聞き取り(9/22時点)

市長

区分・自治体名	給料			期末手当			減額期間等	【参考】 ①×12月+(①× (100+③))/100× ②) (円)	
	月額 (円) ①	減額 措置	減額後 月額 (円)	支給割合 (月) ②	役職加算 (%) ③	減額措置・内容			
宍粟市	880,000	有 (10%)	792,000	4.1	10	減額前の給料月額を基に算出した額から10%削減	給料：R5.1～R7.4 期末手当：R5.6～R6.12	14,528,800	
西播磨	相生市	912,000	有	897,000	4.4	15	減額後の給料月額を基に算出した額から112,000円減	H28.4～R7.3	15,558,720
	赤穂市	894,000	有 (15%)	759,900	4.4	15	減額後の給料月額を基に算出	R5.5～R6.3	15,251,640
	たつの市	965,000	有 (20%)	772,000	4.4	15	減額後の給料月額を基に算出	R4.4.1～R7.11.12	16,462,900
類似団体 (国による 分類)	西脇市	921,000			4.4	15			15,712,260
	小野市	980,000			4.4	20			16,934,400
	加西市	893,000			4.4	15			15,234,580
	加東市	940,000			4.4	15			16,036,400
	朝来市	865,000			4.4	10			14,566,600
近隣	養父市	783,000			4.25	10			13,056,525
同規模	丹波篠山市	837,000	有 (30%)	585,900	4.4	10	減額後の給料月額を基に算出した額から20%削減	H20.10～在任中	14,095,080

※西播磨の平均給料：923,667円、類似団体(赤穂市含む)の平均給料：915,500円、本表全体の平均給料：899,000円(いずれも宍粟市を除く)

市長・副市長・教育長の給料・期末手当の類似団体・近隣市等の状況(令和5年9月22日調査時点現在)

副市長

区分・自治体名	給料			期末手当			減額期間等	【参考】 ①×12月+(①× (100+③))/100× ②) (円)	
	月額 (円) ①	減額 措置	減額後 月額 (円)	支給割合 (月) ②	役職加算 (%) ③	減額措置・内容			
宍粟市	712,000	有 (10%)	640,800	4.1	10	減額前の給料月額から10%削減	給料：R5.1～R7.4 期末手当：R5.6～R6.12	11,755,120	
西播磨	相生市	756,000	有	744,000	4.4	15	減額後の給料月額を基に算出した額から98,000円減	H28.4～R7.3	12,897,360
	赤穂市	742,000	有 (5%)	704,900	4.4	15	減額後の給料月額を基に算出	R5.5～R6.3	12,658,520
	たつの市	800,000	有 (12%)	704,000	4.4	15	減額後の給料月額を基に算出	R4.4.1～R7.11.12	13,648,000
類似団体 (国による 分類)	西脇市	750,000			4.4	15			12,795,000
	小野市	794,000			4.4	20			13,720,320
	加西市	714,000			4.4	15			12,180,840
	加東市	750,000			4.4	15			12,795,000
	朝来市	630,000			4.25	10			10,505,250
近隣	養父市	684,000			4.4	10			11,518,560
同規模	丹波篠山市	666,000	有 (10%)	599,400	4.4	10	減額後の給料月額を基に算出	H20.10～在任中	11,215,440

※西播磨の平均給料：766,000円、類似団体（赤穂市含む）の平均給料：730,000円、本表全体の平均給料：728,600円（いずれも宍粟市を除く）

市長・副市長・教育長の給料・期末手当の類似団体・近隣市等の状況(令和5年9月22日調査時点現在)

教育長

区分・自治体名		給料			期末手当			減額期間等	【参考】 ①×12月+(①× (100+③))/100× ②) (円)
		月額 (円) ①	減額 措置	減額後 月額 (円)	支給割合 (月) ②	役職加算 (%) ③	減額措置・内容		
宍粟市		638,000	有 (10%)	574,200	4.1	10	減額前の給料月額から10%削減	給料：R5.1～R7.4 期末手当：R5.6～R6.12	10,533,380
西播磨	相生市	657,000	有	646,000	4.4	15	減額後の給料月額を基に算出した額から87,000円減	H28.4～R7.3	11,208,420
	赤穂市	644,000	有 (5%)	611,800	4.4	15	減額後の給料月額を基に算出	R5.5～R6.3	10,986,640
	たつの市	685,000	有 (8%)	630,200	4.4	15	減額後の給料月額を基に算出	R4.4.1～R7.11.12	11,686,100
類似団体 (国による 分類)	西脇市	665,000			4.4	15			11,344,900
	小野市	695,000			4.4	20			12,009,600
	加西市	640,000			4.4	15			10,918,400
	加東市	660,000			4.4	15			11,259,600
	朝来市	585,000			4.25	10			9,754,875
近隣	養父市	635,000			4.4	10			10,693,400
同規模	丹波篠山市	612,000	有 (10%)	550,800	4.4	10	減額後の給料月額を算定基礎とする	H20.10～在任中	10,306,080

※西播磨の平均給料：662,000円、類似団体（赤穂市含む）の平均給料：648,167円、本表全体の平均給料：647,800円（いずれも宍粟市を除く）

議員報酬月額・期末手当等の類似団体・近隣市等の状況(令和5年9月22日調査時点現在)

議会議員

区分・自治体名		議員報酬月額(円)①				期末手当		【参考】 ①×12月+(①×(100+③)/100×②)(円)			
		議長	副議長	委員長	議員	支給割合 (月) ②	役職加算 (%) ③	議長	副議長	委員長	議員
宍粟市		448,000	370,000	356,000	346,000	4.1	10	7,396,480	6,108,700	5,877,560	5,712,460
西播磨	相生市	495,000	424,000		386,000	4.4	15	8,444,700	7,233,440		6,585,160
	赤穂市	486,000	415,000		375,000	4.4	15	8,291,160	7,079,900		6,397,500
	たつの市	524,000	448,000		404,000	4.4	15	8,939,440	7,642,880		6,892,240
類似団体	西脇市	465,000	408,000		370,000	4.4	15	7,932,900	6,960,480		6,312,200
	小野市	528,000	449,000		409,000	4.4	20	9,123,840	7,758,720		7,067,520
	加西市	451,000	380,000		350,000	4.4	15	7,694,060	6,482,800		5,971,000
	加東市	450,000	380,000		350,000	4.4		7,380,000	6,232,000		5,740,000
	朝来市	441,000	363,000	334,000	324,000	4.4	10	7,426,440	6,112,920	5,624,560	5,456,160
近隣	養父市	430,000	340,000	320,000	310,000	3.95	10	7,028,350	5,557,300	5,230,400	5,066,950
同規模	丹波篠山市	475,000	385,000	360,000	350,000	4.4	10	7,999,000	6,483,400	6,062,400	5,894,000

※西播磨の平均：議長501,667円、副議長429,000円、議員388,333円
 類似団体(赤穂市含む)の平均：議長470,167円、副議長399,167円、議員363,000円
 本表全体の平均給料：議長474,500円、副議長399,200円、議員362,800円

※いずれも宍粟市除く平均

特別職等の報酬等及び期末手当支給率の推移

※期末手当の欄は、期末手当と勤勉手当を合わせた年間支給月数を記載しています。(単位:月)

H17年議会で議員部分のみ否決

年度 ※網掛けは審議会開催年度	一般行政職							報酬月額(円)			特別職(3役)		報酬月額(円)			全議員	
	平均年齢(歳)	平均給料月額(円)	平均給与月額(円)	対前年比増減額(円)	(参考)給与勧告の実施状況			市長	副市長	教育長	期末手当	対前年比増減	議長	副議長	議員	期末手当	対前年比増減
					月例給勧告率	期末勤勉支給月数	対前年比増減										
H17.4	41.8	340,313	402,887		▲0.36%	4.45月	+0.05月	860,000	700,000	650,000	4.4月	+0.05月	398,000	302,000	280,000	4.35月	—
H17.10								940,000	760,000	685,000			462,000	382,000	357,000		
H18	42.1	343,329	431,445	28,558	—		—	(846,000)	(722,000)	(650,750)		—					—
H19	42.4	338,413	420,307	▲11,138	▲0.35%	4.50月 (4.45月)	+0.05月 (—)					—					—
H20	42.0	335,204	399,081	▲21,226	—	(4.50月)	(+0.05月)					—					—
H21	42.8	335,234	427,981	28,900	▲0.22%	4.15月	▲0.35月				4.05月	▲0.35月				4.00月	▲0.35月
H22	42.9	334,216	430,148	2,167	▲0.19%	3.95月	▲0.20月	880,000	712,000	638,000	3.85月	▲0.20月	448,000	370,000	346,000	3.80月	▲0.20月
H23	42.9	331,489	431,304	1,156	▲0.23%		—					—					—
H24	43.1	330,745	415,841	▲15,463	—		—					—					—
H25	43.1	330,705	411,122	▲4,719	—		—					—					—
H26	43.1	331,558	413,896	2,774	0.27%	4.10月	+0.15月				4.0月	+0.15月				4.0月	+0.20月
H27	43.5	330,623	421,931	8,035	0.36%	4.20月	+0.10月				4.1月	+0.10月				4.1月	+0.10月
H28	42.9	326,515	414,204	▲7,727	0.17%	4.30月	+0.10月	880,000	712,000	638,000	4.2月	+0.10月	448,000	370,000	346,000	4.2月	+0.10月
H29	42.7	324,286	410,659	▲3,545	0.15%	4.40月	+0.10月				4.2月	—				4.2月	—
H30	42.0	318,264	394,693	▲15,966	0.16%	4.45月	+0.05月				4.2月	—				4.2月	—
R01	41.4	313,717	396,549	1,856	0.09%	4.50月	+0.05月				4.2月	—				4.2月	—
R02	42.0	317,128	392,318	▲4,231	—	4.45月	▲0.05月				4.15月	▲0.05月				4.15月	▲0.05月
R03	41.8	315,951	394,562	2,244	—	4.30月	▲0.15月				4.0月	▲0.15月				4.0月	▲0.15月
R04	42.1	315,868	395,851	1,289	0.23%	4.40月	+0.10月				4.1月	+0.10月				4.1月	+0.10月
R05	42.2	314,667	386,758	▲9,093	0.96%	4.50月	+0.10月										

市長が議員と協議し、期末手当支給率改正せず

※H25.7月～H26.3月:職員、特別職(3役)、議員とも国の要請(東北大震災財源措置等)に伴う減額措置実施

※H18～21年度は特別職(3役)は報酬月額の減額措置(10%独自カット)を実施

給料(報酬)月額 : (一般職員) 1.26%～5.6%減
 : (特別職3役) 10%減
 : (議員) 5%減
 管理職手当月額 : 5%減
 期末(勤勉)手当 : (一般職員) 3%減
 : (特別職3役) 3%減

※H21.1～2月は市長はさらに30%、副市長は10%を独自カット

令和4年度 中央市議会開催等の状況

○中央市議会（定例会）

第106回	令和4年5月31日	～	令和4年6月15日	16日間
第107回	令和4年8月30日	～	令和4年10月4日	36日間
第109回	令和4年11月29日	～	令和4年12月20日	22日間
第110回	令和5年2月27日	～	令和5年3月24日	26日間

○中央市議会（臨時会）

第108回	令和4年10月28日	1日間
-------	------------	-----

○各委員会等

議員協議会	25回
議会運営委員会	25回
会派代表者会議	4回
総務経済常任委員会	22回
文教民生常任委員会	20回
予算決算常任委員会	21回
総務経済分科会	10回
文教民生分科会	11回
広報広聴常任委員会	18回
広報モニター会議	1回
新病院の整備の基本設計における収支試算結果に関する 調査特別委員会	1回

○議会報告会

- 1回目 6日間（7月25・28・29日、8月1・2・3日）市内14会場
- 2回目 4日間（10月17・18日、11月5・7日）市内4会場

○おでかけ市議会

- 2回 （4月25日）予算決算常任委員会
（10月28日）議会運営委員会

○議会だより発行

- 4回 （5月・8月・11月・2月）

○議会視察受入れ

- 3回 （茨城県筑西市議会、宮城県気仙沼市議会、佐賀県みやき町議会）

令和4年度 宍粟市議会報告会地区別参加人数

7月期(新病院)	男	女	計
山崎	28	8	36
城下	12	4	16
戸原	15	4	19
河東	11	6	17
神野	8	0	8
蔦沢	11	3	14
土万	18	4	22
菅野	30	5	35
神戸・染河内	32	2	34
下三方	23	3	26
三方	5	0	5
繁盛	2	0	2
波賀	10	0	10
千種	3	0	3
計	208	39	247

11月期(議員定数)	男	女	計
山崎	19	3	22
一宮	5	1	6
波賀	4	0	4
千種	3	1	4
計	31	5	36

令和3年11月22日

宍粟市長 福元晶三様

宍粟市特別職報酬等審議会

会長 小林晋八



市長等の報酬等及び期末手当支給割合について（答申）

令和3年10月15日付宍総総第347号にて諮問のあった市長等の報酬等及び期末手当支給割合について、以下のとおり、答申します。

答 申

市長、副市長及び教育長並びに議会議員（以下「市長等」という。）の報酬等の額については現行どおり据え置き、期末手当支給割合については0.15月引き下げることが妥当である。

職の別	現 行		答 申	
	報酬等の額	期末手当支給割合	報酬等の額	期末手当支給割合
市 長	880,000 円	4.15月	現行どおり 据え置き	4.00月 (0.15月引下げ)
副市長	712,000 円			
教育長	638,000 円			
議 長	448,000 円	4.15月	現行どおり 据え置き	4.00月 (0.15月引下げ)
副議長	370,000 円			
議 員	346,000 円			

審議経過等

1. はじめに

令和3年10月15日に市長から本審議会に対し、「市長等の報酬等及び期末手当支給割合」について、諮問書が提出された。

諮問内容は、直近の審議会以降の行政を取り巻く環境の変化を考慮するなかで、現行の市長等の報酬等の額が適正か否か、また、令和3年人事院勧告において期末手当支給割合の改定が勧告されたことを受け、市長等の期末手当支給割合を改定することの是非について、本審議会へ意見を求められたものである。

2. 審議経過

本審議会においては、次に掲げる観点を中心に、各委員がそれぞれ市民各層の代表として、公平・公正な姿勢を念頭に置きながら慎重に審議を行った。

- ・市の財政指標等の状況
- ・県内の類似する団体との比較
- ・人事院勧告による一般職の職員の給与改定の状況
- ・市長等の職務、職責、活動等の状況
- ・地域の状況、市民感情等

【審議会の開催状況】

回数	開催日	内容
第1回	令和3年10月15日（金）	辞令交付、会長等選出、諮問、資料説明、質疑応答
第2回	令和3年11月2日（火）	追加資料説明、質疑応答、方向性の審議
第3回	令和3年11月15日（月）	追加資料説明、質疑応答、方向性の審議、答申案の審議・検討

【検討に用いた資料】

- ・ 議会の役割、市長の役割
- ・ 宍粟市及び県内類似団体等の財政指標の推移
- ・ 宍粟市と各種指標等が近い団体との比較
- ・ 宍粟市及び県内他市の給料、報酬、期末手当の比較
- ・ 年収ベースでの県内他市との給料等の比較
- ・ 県内類似団体等における市長等の期末手当支給割合の改定状況
- ・ 職員との比較
- ・ 宍粟市特別職等の期末手当支給率の推移
- ・ 令和3年人事院勧告の概要、給与勧告の仕組み等
- ・ 令和2年度 議会議員の会議出席状況
- ・ 政務活動費 収支報告一覧
- ・ 宍粟市の人口、人口増減の事由（平成17年4月以降）
- ・ 宍粟市の人口（平成17年4月以降・旧町別）

3. 審議内容

市長等の報酬等の額は、平成22年度以降据え置きとなっており、また、期末手当支給割合は、令和2年度に4.20月から4.15月へ引き下げられている。

あらためて、本市の財政状況等についてみると、財政力指数は少しずつ低下してはいるものの、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく実質公債費比率・将来負担比率は、法律で定める基準以内の数値で堅調に推移しており、当分の間、概ね健全と評価できる状態を維持できる見込みとなっている。

また、県内の類似団体との報酬等の比較においては、人口・面積・財政力指数が類する団体との比較では概ね中位に属し、実質公債費比率・将来負担比率が類する団体との比較では概ね下位に属しているが、これらの団体と報酬等の水準がかけ離れた状態にあるわけではない。

一方で、日本の経済・社会情勢を反映する人事院勧告は、平成26年から令和元年にかけて6年連続で引き上げる勧告がなされた後、令和2年及び3年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済への影響等から、ともに月例給は据え置かれたものの、期末手当は2年連続で引き下げる勧告（R2：△0.05月・R3△0.15月）がなされ、それに準拠して、当市の一般職の職員の期末手当は、マイナス改定となっている。（令和3年の改定は、現時点での予定。）

これらの状況を踏まえ、多角的・総合的に審議を行った結果、大きくは以下の3点の理由から、市長等の報酬等の額について、現行の額から引き上げる状況とはいえ、据え置くことが妥当であるとの結論に達した。

- ① 県内の類似団体との比較において、概ね当市の状況に相応した報酬等の額であること
- ② 将来、市の財政状況に大きな影響を与えるかもしれない未確定要素（新病院の建設や上下水道施設の更新、また、新型コロナウイルス感染症の影響や人口減少に伴う税収の減少など）があるものの、当分の間、概ね健全と評価できる財政状況が維持できる見込みであること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って影響を受けている地域の状況や市民感情

加えて、市長等の期末手当支給割合について、報酬等の額と同様に審議を行った結果、上記の3点の理由のほか、人事院勧告が日本の経済・社会情勢を反映しており、かつ、県内の類似団体の多くが人事院勧告に準拠して0.15月引き下げる予定であること等を踏まえ、現行の4.15月から、人事院勧告と同様に0.15月引き下げ、4.00月とすることが妥当であるとの結論に達した。

4. おわりに

当市の置かれている状況は、楽観的なものではない。

特に「人口減少・少子高齢化」問題について、合併時との比較では全人口で9,421人、64歳以下の人口に限ると11,227人減少しており、早期かつ中長期的に取り組むべき最重要課題である。

それを解決すべく、市は「森林から創まる地域創生」をテーマに、森林大学校、ヴィクトリーナの森、森林セラピーなど、森林を中心とした様々な施策に取り組むことで、定住人口や交流人口等の増加を図られているが、あわせて当市の理念である「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」を実現するため、市長等の特別職が、強い責任感とリーダーシップ、また、スピード感を持って、地域経済の発展や雇用創出等の課題にも全力で取り組まれない。加えて、ワクチン接種や事業者支援をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策についても、引き続き、積極的に取り組まれない。

また、議会議員は、自ら定めた「議会基本条例」における理念及び活動原則を再度確認したうえで、引き続き「わがまちトーク」「おでかけ市議会」などの意見交換会を実施することで市民に開かれた議会をめざすとともに、単に行政の監視や議決権の行使にとどまらず、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるため、必要な政策を自ら立案し、執行機関に提案していくことにも注力されたい。あわせて、従前からの課題である「議員活動（議会活動）の見える化」について、市民にその活動が十分に伝わるよう積極的な広報・情報提供に努められたい。

一方で、私たち市民も、市長等の特別職及び議会議員に頼るのみではなく、「自治基本条例」の精神に則り、一人ひとりがまちづくりの

主役であることを自覚し、市の施策について高い関心を持つよう努めるほか、積極的に参画・協働することが大切である。

市長等の特別職及び議会議員並びに市民の3者が、それぞれの役割を果たし、適度な緊張感と信頼関係のもと、互いに協調していくとともに、市長及び議会議員については、選挙で選ばれた公職としての職責をあらためて自覚し、市民の信頼に応えられるよう、より良い宍粟市の実現に向けて、全力で努められたい。

5. 付記事項

審議会における議論の中で関連して、次のとおり、意見・要望等があったことを付言する。

- ・しっかりした議員活動の一環であれば、政務活動費は余らせることなくどんどん使用し、その後の活動によって、市民に還元していただきたい。あわせて、政務活動費を使用した研修等の成果として、議員提案等を行うことで市政に反映してもらいたい。
- ・わがまちトークなど、議員との意見交換の機会に積極的に参加しない私たち（＝市民）も悪いと思う。参加して、議員を叱咤激励していくほか、市民・議員・行政が一体となって地域を盛り上げるのが大事なんだと伝えていくべき。
- ・ヴィクトリーナの森プロジェクトなどの良い活動を、私たち市民自身が「宍粟市はこんな取組を進めています。」と広報できるようになるぐらい、市民の隅々まで知れわたるレベルで周知できるよう、PR（広報）の方法を工夫して欲しい。

- ・議会だよりや個人での市政報告等を活用し議員それぞれの思いや施策を伝えたり、また、議員同士が議論している委員会等の中継を行うなど、課題となっている「活動の見える化」につながる取組を積極的に実施されたい。加えて「おでかけ市議会」についても、もっと利用が増えるよう広報してほしい。
- ・市の北部にも人の流れが生まれるような拠点が必要。また、市の特色として、都市部に近いなど利便性云々よりも、田舎感をもっと前面に押し出すほうがよいのではないか。
- ・人口増加につなげるべく、地域おこし協力隊員や森林大学校の学生が、それぞれ卒業後も宍粟市に定住し続けてもらえる理想的なパターンがもっと増えるよう、引き続き、就労や住居等に関するサポート体制の構築をお願いしたい。
- ・雇用創生協議会の問題について、不正に関わった者に返還させるとのことであったが、その後の進捗状況等について詳しい説明がないため、市民は不安に思っている。また、時間が経てば経つほど解決は難しくなると思う。延滞金の問題等もあることから、迅速な対応、早期解決を強く望む。
- ・「森林から創まる地域創生」をテーマにまちづくりに関する施策を展開する以上は、治山治水や環境保全も含め、他団体が視察に訪れるような「森林」を作ってほしい。
- ・播磨灘で地震が続いている。市内には山崎断層があることも踏まえて、防災対策も怠らず取り組んでほしい。

◎宍粟市特別職報酬等審議会 委員名簿

氏名	団体等	備考
小林 晋八	宍粟市連合自治会 副会長	会長
川本 こず江	宍粟市商工会 女性部長	職務代理者
福山 千鶴	宍粟市消費者協会 事務局長	
尾畠 正夫	ハリマ農業協同組合 理事	
久崎 正博	公募委員	

会 議 録

会 議 の 名 称	宍粟市特別職報酬等審議会（第1回）	
開 催 日 時	令和3年10月15日（金）10時00分から11時35分まで	
開 催 場 所	宍粟市役所 5階 502会議室	
議長（委員長・会長） 氏 名	会長 小林 晋八	
委 員 氏 名	（出席者） 川本こず江委員、福山千鶴委員 尾島正夫委員、久崎正博委員	（欠席者） なし
事 務 局 氏 名	総務部 前田部長、砂町次長 総務部総務課 菅野課長、岩本係長 議会事務局 小椋係長	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	<p>（決定事項、概要等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長に小林委員、職務代理者に川本委員を選出。 ・本審議会は、公開の会議とすることを決定。 ・事務局が資料の説明を行った後、委員から質疑、意見を聴取。 ・次回の日程、場所については、次のとおり 11月2日（火）13時30分～ 市役所5階502会議室 ・次回の資料として、次のものを準備 政務活動費の申請状況が分かる資料 豊岡市など人口等の指標に近い団体と比較した資料 期末手当、加算率等を加味した年収で比較できる資料 宍粟市誕生以降の人口の増減が分かる資料 	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	
議 事 録 の 確 認 （記名押印）	（委員長等） _____ 会長 小林 晋八 ㊟	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
部長	1. 委嘱書の交付 2. 市長あいさつ 3. 委員の紹介（あわせて事務局職員の紹介） 4. 会長及び職務代理者の選出 それでは、次第4の会長及び職務代理者の選出についてですが、事前配布資料2ページの「宍粟市特別職報酬等審議会条例」第4条に、「会長は委員の互選による」とあります。互選ということで、委員の皆様からご意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。
部長	最初の会議ということもあり、意見も出にくいかと思われます。事務局のほうに一任いただいてもよろしいでしょうか。
委員	(異議なしの声あり)
部長	それでは、小林委員を会長に推薦させていただきたいのですが、委員の皆さまいかがでしょうか。
委員一同	(異議なし)
部長	ありがとうございます。 続いて職務代理者につきまして、同じく条例第4条第3項に、「会長の指定する委員」と規定されていますが、これもなかなか指名いただきにくいと思われるます。事務局のほうで進めさせていただいてもよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
部長	それでは、川本委員を指名させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
部長	ありがとうございます。 それでは、小林会長と川本職務代理者におかれましては、お手数ですが席の移

	<p>動をお願いします。</p> <p>(小林委員、川本委員の座席移動)</p>
部長	<p>5. 諮問及び諮問内容の趣旨説明</p> <p>それでは、次第5の諮問及び趣旨説明について、市長から会長へ諮問書を提出させていただきます。</p>
市長	<p>(諮問書の朗読、会長へ提出)</p>
会長	<p>確かにお預かりしました。各委員さんと慎重審議をさせていただきます。</p>
部長	<p>ただいまの諮問書は、写しを配布しておりますのでご確認をお願いします。</p> <p>ここで市長につきましては、当事者ということもあり、退席をさせていただきます。</p> <p>(市長退席)</p>
部長	<p>6. 資料の説明及び質疑応答</p> <p>次に、次第6に入りますが、その前に本審議会の公開・非公開について、お諮りします。事前配布資料3ページの「宍粟市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」第6条の規定により、本審議会は、原則として公開するものとありますが、会議を公開することにより、率直な意見の交換や、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、会議の全部または一部を非公開とすることができます。このことについて、ご意見をいただければと思いますが、委員の皆さま、いかがでしょうか。</p>
小林会長	<p>事前配布資料を見たところ、最近は公開が続いていることもありますので、今回も公開で皆さんいかがでしょうか。</p>
委員一同	<p>(了承)</p>
部長	<p>では、公開という意見をいただきましたので、本審議会は、公開とさせていただきます。また、本審議会の会議録につきましては、委員さんの氏名を黒塗りにした形で、ホームページ等で公開させていただくこととなりますが、ご了承願います。</p> <p>それでは、ここからの進行につきましては、小林会長からお願いいたします。</p>
小林会長	<p>はい、それでは次第6の資料の説明及び質疑応答について、事務局から説明を</p>

事務局	<p>お願いします。資料が多いのですが、一括して説明をお願いし、疑問に思うところはメモをしていただくなどして、後ほど、質疑の時間を設けます。それでは、説明をお願いします。</p> <p>(事前配布資料、当日配布資料の説明)</p>
●●●●	<p>ありがとうございます。大変たくさんの資料でした。</p> <p>聞いていても分かるかどうか…、難しい資料でした。最初に申しあげましたように、何かこの資料等につきまして質問がありましたら、順次、発言をお願いします。</p>
●●●●	<p>質問させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>現在、ワクチン接種をしていただいています。そこにたくさんの市職員さんが手伝ってくださっており、本当にスムーズな進行で、とても嬉しかったのです。本当に、にこやかに迎えていただけてすごく有難かったです。</p> <p>そこでですが、職員の方は、出勤された形になりますよね。それに関しては、休日出勤手当とかっていうのが支払われているのですか。</p>
事務局	<p>休日の場合は、休日の出勤手当、いわゆる時間外手当というのを支給することになっております。ただ、ワクチン接種業務は、平日の木曜日にも行っていますけど、その場合については、勤務時間内となりますので、特に手当とかは発生しておりません。</p>
●●●●	<p>先ほどの資料説明の中で説明がなかったのですが、審議回数について4回、3回、1回と書いてあります。去年は1回ということですが、この1回の会議で終わったということですか。</p>
事務局	<p>事前配布資料の20・21ページをもう一度ご覧いただけますでしょうか。</p> <p>今、●●●●が言われました昨年度の審議会が1回で終わった理由ですが、資料21ページの右側が令和2年度の内容になっております。</p> <p>令和元年度と令和2年度の審議会については、同じ委員で開催しております。その会議で、令和元年度については、給料の月額と期末手当の支給割合、どちらについても、今回のような形で審議していただく場となっておりました。</p> <p>ただ、令和2年度につきましては、期末手当の支給割合のことだけを、極端な言い方ですが、そのまま据え置くか、下げるか、そのことのみを議論していただきました。</p>

	<p>同じ審議会ですけども、お諮りしている内容が違っていた関係で、令和元年度については3回の審議で、令和2年度については1回の審議で、内容や方向性等を決めていただきました。その審議の後に、最終的に答申書を清書したものを、委員さんにお配りして、最終確認を行い、市長に手渡したという流れになっております。</p>
●●●●	<p>ほかに、質問をお願いします。</p>
●●●●	<p>事務局から、議員さんの出席状況についての説明があったのですが、上から2番目の集計のところでお聞きしたいと思います。</p> <p>要は回数については、議会の定例会、臨時会と、あと委員会と、それのみということでしょうか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりで、定例会、臨時会、それぞれの委員会の出席回数のみということですが、先ほども説明しましたように、例えば、議長に議会の代表として、出席案内があった分の会議等については、この中には含まれておりません。</p>
●●●●	<p>それでは、議会と語ろうというような会が年2回ですか、あったかと思いますが、これについては、カウントされていないということでしょうか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりです。この会議の中には入っておりません。</p>
●●●●	<p>この出席日数の件ですが、(議員)報酬については、この日数と報酬とは、個人差というか差はないのでしょうか。出ただけは何か加算があるとか、そういうのは一切ないのですか。何回出席したとしても、それも含んでの報酬額とみなされているのでしょうか。</p>
事務局	<p>月額報酬ということで定められておりますので、出席日数等の回数は、関係ないというか、考慮されておりません。何回出ても、出なくても、報酬は一律で、月額で決められている額となります。</p>
●●●●	<p>報酬以外に、補てんにつながる手当的なものは一切ないのでしょうか。</p>
事務局	<p>いわゆる期末手当しかありません、一般職の職員のような諸手当というのは出ません。ただし、費用弁償として、いわゆる通勤手当的なものが実費で出ています。会議に出席されたら、出るようになっていきます。</p>

●●●●	ほかに何かございませんか。
●●●●	議会の関係になりますが、政務活動費の関係についてですが、予算を置きながら執行率は半分ぐらいだと、資料に書いてあったと思いますが、現在の状況は、どうなっていますか。
事務局	1人「月15,000円×12か月」ということで、年18万円の支給ができるようになってはいますが、申請自体をされない会派や、議員さんもいらっしゃいます。特に、去年は、コロナの影響もありましたので、例えば、会派で行かれていた先進地視察等について行かれなかった部分もありまして、執行率は、去年はかなり低かった感じです。
●●●●	コロナの影響は分かりますが、活動されているのになぜ利用されないのか。
事務局	<p>会派で活動された分について、使用されたものが政務活動費ということで提出されてくるわけですが、縛りがいろいろとありまして、全ての活動に対して使えるわけではないので、使用に関しては、使えるもの、使えないものということで、仕分けがあります。また、報告等も必要になります。その部分でちょっと、活動に対して請求をされなかった部分もあったのではないかと考えています。</p> <p>また、会派によっては、全く申請自体をされない。活動はされているのですが、政務活動費は使わないという方針で申請自体をされないところもあり、執行率というか、申請された会派の方も2年度は執行率が低かったのかなという感じがします。</p>
●●●●	私たちの目で見えるものとしては、ああいう、手紙とかを配られる枚数とかそういうものでしか、活動費というのは見えないのですけど、ああいう資料づくりとか、その資料をつくるための経費とか、そんなものが、お金にカウントして出されるかというような見方でよろしいのでしょうか。
事務局	今、●●●●さんが言われました個人の活動というものでは、あまり使われなくて、会派での活動で政務活動費は使うようにしております。チラシなど議会報告日よりして会派の報告として見られたことがあると思いますが、会派として活動されているものについては大丈夫ですけども、今の傾向としては、そういったものを出されている会派であっても、個人的に出されているものにつ

	<p>いても、自費というか、政務活動費を使わないで、自分のポケットマネーで出されているのが多いかなという状況です。</p> <p>と言いますのも、元々、政務活動費につきましては、第2の給料という指摘がありまして、報酬をもらいながら、それとは別に、好きに使えるお金をもらえらるということが、課題としてありました。本市の場合は、市になって初めてできた制度で、今まで町だったときは政務活動費がなかったので、市になったときに、つけるか、つけないかというところも（この審議会で）議論をしていただきました。都市部では、報酬が40万で政務活動費も同じように30万とかを出していたところもあったわけですが、本市では、月に15,000円ぐらいということで、月それぐらいだと、年間だったら18万円になる。それぐらいであれば、そういう活動に使ってもらってもいいのではないかということでスタートした経緯があります。</p> <p>最初は、ほとんどの会派が、いろんな政務活動費を使われて報告もされていたのですけれども、最近、コロナの関係で先進地視察にも行けないことと、それから、やはり自由に何にでも使えるものではありませんので、ちゃんとした目的を持った取組みが必要ですし、議会としても報告書には、領収書をちゃんとつけることというような整理もされております。そういうこともあって、政務活動費については、使うことが少なくなっているというような状況です。</p>
<p>●●●●</p>	<p>私のほうから提案ですが、政務活動費につきまして、こういった状況にあるのかといった資料を、次回の会議で出していただければと思います。</p> <p>ほかに御意見ございますか。</p>
<p>●●●●</p>	<p>「議会だより」から、意見を言わせていただきたいのですが、令和2年8月発行のVol. 60号にあったかと思うのですが、「政務活動費や委員会研修費の利用が少なくなったので、総額623万円削減しました。」というコメントがあったのですが、出来たらその623万円の内訳が分かるようであれば、教えていただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>今、その60号が手元になく内容が分からないのですが、去年、コロナの関係で減額、例えば議員報酬や手当、その他政務活動費も含めてだったと思いますけど、減額補正して落とした部分があります。おそらく、その金額がおっしゃった623万円だったのかなと記憶しております。</p>
<p>●●●●</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>他に御意見はありますか。</p>

<p>●●●●</p> <p>事務局</p>	<p>ちょっと資料を読んでいたのですがよく分からなくて、前回の議事録も見ているのですが、市長の給料が変わっていない理由の大きな原因は何でしょうか。</p> <p>市長の給料については、一旦、合併以降上がったときがあって、先ほど説明したようにまた下がって、ということで、合併当初から比べると、2万円の変動となっています。このあたり、考え方がいろいろあると思いますが、宍粟市の場合は、他市町との比較といいいますか、まず他団体はどういう状況かという部分を、最初に決められたときには、議論になっていたのではないかと思います。その部分で、宍粟市の場合は、人口のこととか、行政がカバーする面積が広いとか、そういった事情を勘案し、それに必要な市長のふさわしい給料の額がいくらであるかということ協議していただく中で、この88万円というところに落ち着いたのではないのかと思います。</p> <p>ただ、増減については、先ほど言いました人事院勧告、民間の状況と比べて、民間が上がった下がったというようなことも、やはり、判断の材料にはなってくると思いますので、そういったところも含めて、今のところは、大きな変動はないといいいますか、2万円の増額ということで推移をしているということになっていると思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>事前資料の6ページを少し見ていただいたら分かりやすいかと思いますが、先ず、市長、副市長、教育長それから議長さんの報酬の17年4月の欄を見ると、市長が86万となっています。この額は、まだ市が発足する前に、4町合併協議のときに、取りあえず市発足時の市長の給料をいくらにしようかという協議の場があって、合併前の山崎町の町長の給料でいこうということでスタートし、市になってから、新たな市長が誕生したら、その10月に決めたらいいのではないかとということで、4月当初は86万円、10月に94万円となりました。やはり市になったら、他の県内市長の給料額とか、財政力とか、似たような市をみたら、それぐらいを出してもおかしくないだろうということで、報酬等審議会において、宍粟市長としての給料は94万円、副市長76万円、教育長68万5千円、議長46万2千円が適切であろうと…、これが市になったときの報酬額であったと思います。</p> <p>その後、この表にも書いております人事院勧告で職員の給料勧告が出され、横のほうに書いていますが、平成19年ではマイナス0.35%、それから平成21年ではマイナス0.22%、職員の給料が下がっております。</p> <p>人事院勧告で下がっているということは、国全体の経済状況が下がっていると</p>

	<p>ということで、職員給料も下がってくるわけですが、そういった状況をふまえ、平成22年に市長の報酬等を94万円出していたわけですが、これだけ社会情勢が変わってきて職員の給料も下がってきている状況ではもう一度見直さないといけないということで、報酬等審議会に諮り、88万円という現行の給料、報酬額と決定されております。</p> <p>それから逆に、22年以降、一般職の職員の給料の人事院勧告率は、23年はマイナス0.23%ですが、その後は、職員の給料については少しずつ上がっている状況です。</p> <p>これは、経済的にも少しずつ状況はよくなっているから、市長等の報酬等も上げたらいいのではないかという方向になっているわけですが、特別職、議員については、今のままの88万円という額を決めたときの状況からそんなに上げなくてもいいのではないかということが続いている。</p> <p>逆に言えば、本来ならば、(報酬額を) 上げたらよかったのかもしれないが、上げないで続けていっているという解釈をしていただければと思います。</p> <p>●●●●</p> <p>またお聞きしますが、県内で宍粟市に一番似ている市といえば豊岡市だと思います。それこそ、豊岡市が合併する前までは宍粟が1番、兵庫県の中で広い土地面積だったのですが、豊岡市が合併して、宍粟から安富が離れて、1番は豊岡市になったわけですが、財政力指数にしても、いろんな数字が似通っているわりには、人口が全然違う。宍粟市は3万人台だが豊岡市は8万人台ということで、でも市長の給料に関しては5千円しか変わらず、加えて、副市長と教育長は豊岡市より高い。そのあたり疑問に思うところがあります。市長が働いていないと言っているわけではありません。すごくコマメに動いてくださっているし、私にも、いつも挨拶をしていただいているので、すごくいい市長だなと思っているのですが、先ほど挨拶で自らおっしゃっていましたが、雇用創生協議会の件に関しては全く関係ないと言えば関係ないのですが、皆さんも思っていらっしゃるように、市長としての責任というか、協議会の会長としての責任というか、そのあたりのことが、今までの会議で追及されたかどうか分かりませんが、ちょっと(会議録を)見ても載ってないと思います、反省もしていらっしゃるのでいいとは思いますが、ちょっと豊岡市より高いかなと。若干、そう思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>この場で御答弁が難しいようでしたら次回の時に資料で見せていただければありがたいと思います。</p>
事務局	平成22年の報酬改定時には、豊岡市の状況も調べていますので、当時の資料等、次回に提出させていただきます。

<p>●●●●</p>	<p>人口について、今は37,000人ですが、これは、先々、5年後を見てどう推移していこうという予測も多分されていると思いますので、公債比率の関係ですが、今は、確かに9.8%でいいと思いますが（表では）上りの矢印がしてある。ということは、今後、人口が減っていくことによって、納税者が少なくなる、ましてや高齢化社会というようなことで、この辺り考えると財政的に非常に厳しいかなと思います。</p> <p>将来、その辺りはどうなってくるか分からないことですが、分かる範囲でいいですから、教えていただきたい。</p>
<p>●●●●</p>	<p>分かる範囲で答弁をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>人口につきましては、今後、こういう全国的な状況ですので、宍粟市の人口についても将来的には減少傾向が続くだろうということが予測されております。</p> <p>そこで、将来的な財政の見通しについても、財政部局のほうで大まかな見通しについては作成はしておりますけども、この健全化指標の実質公債比率や将来負担比率、これらの将来的な見込みについては、先ほども申しましたように、ここに書いている2021の欄が、令和元年度決算に基づく数値になっており、令和2年度決算に基づく数値も出ております。その数値で申しますと、先ほども申しましたが、実質公債比率については7.9%、将来負担比率については83.7%ということですので、将来的には概ねこれぐらいの数値で当分の間は推移するだろうと…、人口が減ってもこれぐらいの数値で推移する見込みであります。</p> <p>また、これが仮に10%になったら悪いかというと、先ほども申しましたように、財政健全化の計画策定が求められるのが25%となっており、この実質公債比率が18%になったら借金をするときには国の許可が必要になってくるということで、現在はその半分以下であるということからすると、財政について非常に余裕はあるかといわれれば、当然財政状況は厳しいといえますが、健全化法で定める危惧されるようなことにはまずならないだろうと見込んでいます。</p>
<p>●●●●</p>	<p>それでは私のほうから関連して、今の質問では元年度の決算に基づいた数値が9.8%、116.3%という説明で、令和2年度決算に基づいたものが7.9%、83.7%ということですが、税収の対象となる人口の減り具合といいますか、そういったものがわかりますか。今、分からなければ、また次回にお願いをしたいなと思いますが、増えたりはしていないと思いますがどうでしょうか。</p>

<p>事務局</p> <p>●●●●</p>	<p>住基人口でいうと年間700人前後は、ここ数年毎年減っていったような状況だと認識しております。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p>
<p>事務局</p> <p>●●●●</p> <p>●●●●</p> <p>●●●●</p>	<p>市では、住民基本台帳というのがあり、それで人口を把握しており、その資料がありますので、次回、提供するようにします。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>ほかに御意見ございませんか。</p> <p>今の人口に関連してですが、出生率も非常に少ないと思います。そこで、地域おこし協力隊の話をよく聞きます。隊員は3年が期限だと思いますけど、それ以後、帰られているのか、Iターン（アイターン）で宍粟市に残ってくれているのか。1人でも残ってもらえれば人口が増えるだろうと思いますので、その状況について分かれば教えてください。</p> <p>分かりますでしょうか。</p> <p>このことにつきまして、私の方からちょっとお伝えをしたいと思います。野尻自治会のほうで、元地域おこし協力隊で、しーたん放送によく出てくれております加藤智子さん。加藤さんは早くに契約が切れているんですけども、ずっと野尻に住みますという事で、定住されています。当然、本来ならば自治会費等々徴収するべきところではございますけども、その功績が多々ありますので、自治会費については免除ということにしています。また、有害駆除に尽力いただいておりますが、その免許の更新等々について費用がかかりますので、自治会の方から2万円を交付しているというような現状もございます。続きについて、事務局からお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>●●●●から報告がありました加藤さんの場合は、宍粟市で2人目の協力隊として、京都から来てくれました。地域おこし協力隊については、当時3年任期で、いくら良い人でも3年という期間が終われば市との契約はできないということになっていました。加藤さんは、最初の3年間の活動の中で地域と一緒に、スポーツを通じての健康づくりの講座を行ったり、狩猟の免許を取ったりして、その過程を経たうえで、協力隊を卒業してからも宍粟市に残って、それをベースにして、今も定住されています。これは、理想的なパターンだと思います。</p>

	<p>ただ、誰しもがうまく仕事を見つけて…というわけではないので、契約期間が終わったら、宍粟市から元におられた場所に帰られるという方もいらっしゃいます。みんながみんな、加藤さんのように残っていただいているわけではないことは事実ですけども、基本としては、契約が切れても、そのまま残っていただければ地域も元気になっていくかなと思いますので、そういう方向で市もサポートといたしますか、応援している状況です。</p>
<p>●●●●</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>さらに私のほうから申しますと、現在、波賀町飯見に協力隊の片山さんという、既婚者の方だったと思いますが、来られています。大変、波賀町を気に入っていただいて定住をするつもりで用地を購入して家を建てようかと計画をされておるようです。波賀町のどこに魅力を感じられたのかなということで、一度講演会をしてもらって話も上がっており、大変ありがたいと思っております。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほどの補足ですが、3年の契約が終わっても引き続き宍粟市に残って活躍をしていただきたい思いから、市も、地域おこし協力隊の方が新たに任期を終えて起業される場合に、補助金を交付する制度を設けています。それを活用されて実際に残られている方もありますし、来年の春に契約が切れる予定の方も、補助金を使って御家族で、そのまま引き続き残られるような計画もされておりますので、市としてもできるだけ残っていただきやすいような、サポート体制等の構築にも努めております。</p>
<p>●●●●</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ほかに御意見はありますか。</p>
<p>●●●●</p>	<p>人口増加の一つの希望が森林大学校だと思うのですが、私は森林大学校の委員を務めていて、先日も会議があり、なかなか定員全部が埋まらない状況ですけども、中には、市外からの在学もありますし、県外から来られてもそのまま就職とかもしていただけるような場合もありますので、引き続きその協力を、市長公室の方々とともにやっていただけたらありがたいと思いますが、その件に関してここにおられる事務局の皆さんは、どうお考えでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>その点につきましては、市としてもせっかく誘致したので極力活用していきたいということで、大学校として生徒が来やすいことが大切なので、地元の御協力を得ながら空き家を借りて、宿の確保を行っています。今年度も、女性の学生用の家が来年に向けて不足するだろうということで、一宮のほうで1軒お世</p>

	<p>話になり、その家の改修を今年中にして、来年4月に新しく女性の学生が来ても大丈夫となるよう体制づくりに努めているところです。それから、希望として、大学校の卒業生には市役所を受験していただいて、当然、成績によりますが、採用していきたい思いもあります。</p> <p>現在のところ、1人は大学校の卒業生も市職員として頑張っておりますので、やはり、宍粟市は森林の町ですので、そこで特殊な専門的な技術を持った卒業生が、これからも、特に宍粟の森林を担っていただきたい思いを持っております。市としても、引き続きバックアップしていきたいと考えております。</p>
<p>●●●●</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ほかに御意見ございませんか。</p>
<p>事務局</p>	<p>●●●●</p> <p>事前資料の1番最後ですが、他市との比較、特別職、議員の比較がありますが、他市との比較をするのであれば、当然、順位とかも必要かと思えます。特に、独自カットされている団体が7つ、8つあるかと思えます。ということは、実質の金額に対しての順位付けもしていく必要があるのではないかと。名目ではなくて、実質のカット後の金額と宍粟市の額との比較ということで押さえていけたらどうかと思えますが、いかがでしょうか。</p> <p>資料A3の分についてですが、減額措置後の月額として、例えば市長のところでは言いますと、神戸市だったら条例上は141万円ですが、減額措置後は112万8,000円となっております。これについて、もう少し補足が必要だったので申し訳なかったのですが、この資料は、令和3年8月1日現在で調査したものになっています。それで、特に去年から今年にかけてとなりますが、コロナのことがありまして、今回の資料には出ていませんが、減額措置をされていた団体が他にも多くありました。宍粟市でも、市長、議員等について、昨年6月から8月にかけて、コロナに関連し、報酬の減額措置をとっています。</p> <p>よって、全てとは言えませんが、ここに書いてある団体のほとんどがコロナに関連し減額措置をされております。もちろん、それで比較すること自体は直ぐに可能なのですが、事務局としましては、条例上の金額、もしそういった減額措置がなかった場合の本来の金額、言い方はふさわしくないかもしれませんが、本来の金額としてどれぐらいの額が適正なのかということで、比較・審議していただきたいという思いがあります。もし、減額措置の額を入れてしまうと、たまたま8月1日現在の額になってしまうということもあり、7月末まで減額されていた団体は比較の対象にしないこととなりますので、その部分を少し踏まえていただいたうえで議論いただきたいと考えています。</p>

●●●●	●●●●よろしいでしょうか。
●●●●	良く分かりました。
●●●●	ほかに御意見ございますか。
事務局	先ほどの減額措置後の月額表ですが、少し補足説明をさせていただきます。給料については、そこに書いてあるとおりですが、その右側の特別職の期末手当も各市町で大きく変わっています。また、その横の期末手当の加算率という欄もございます。これは、計算上加算する利率、これも10%のところから45%のところまでありますので、給料金額が一緒でも、こういった加算率が変わると支給される総額はここでも大きく変わってくるということも参考にご覧いただきたいと思います。また、減額措置をされているところについては、期末手当の算定基礎となるのは減額前の額が基礎になりますので、本来の額を変えてしまうと、そこまで影響するということにもなりますので、そういった点についても念頭に置いていただければと思います。
事務局	今回の会議で年収ベースで比較したものを、改めて資料として提示させていただきます。
●●●●	<p>よろしく願いをいたします。</p> <p>ほかに御意見はございませんか。</p> <p>意見が出尽くしたのかなというふうな雰囲気もございます。</p> <p>開会してから1時間半が経過しようとしておりますが、もしよろしければ、次第の7番に進めさせていただいてもよろしいですか。</p>
委員一同	(了承)
●●●●	<p>7. 確認事項等</p> <p>それでは、次に進めさせていただきたいと思います。</p> <p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>次第7の確認事項ということで、次回日程等の確認をさせていただきます。</p> <p>今後の日程は、11月2日火曜日、午後1時30分から、場所は同じくこの5階502会議室となります。よろしくお願いいたします。</p>

	<p>あわせて、先ほどご意見をいただきました資料について、事前に会議の場でお渡しできるように、作成します。</p> <p>確認ですが、政務活動費の関係資料、あと豊岡市をはじめ指標が似通った団体と比較をした資料、また先ほどありました期末手当の支給月数や加算率を踏まえて年収ベースで比較できるような資料、それから、市内人口のデータ資料について、追加資料として作成し、提供するようにします。</p> <p>もし他に何かありましたらおっしゃっていただきたいと思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
<p>●●●●</p> <p>事務局</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>私のほうから一言、お尋ねをいたします。</p> <p>議事録の作成にあたり、議事録署名委員の選出はいいらいないでしょうか。</p> <p>議事録につきましては、この後、速やかに作成させていただきまして委員の皆さまに事前にお送りさせていただきます。そして、次回の会議の中で、委員全員に会議録の確認を行うこととさせていただきたいと考えております。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
<p>●●●●</p> <p>委員一同</p>	<p>はい、了解をいたしました。</p> <p>それでは、何か御意見がございましたら、今、御発言をいただきまして、もし、ないようでしたら閉会のほうに移らせていただきますがよろしいでしょうか。</p>
<p>小林会長</p>	<p>(了承)</p> <p>8. 閉会</p> <p>御意見、御発言がないように思われますので、本日の会議を閉会させていただきます。</p> <p>それでは、川本職務代理者さんから、閉会の御挨拶をお願いいたします。</p>
<p>川本職務代理</p>	<p>今日は、長時間にわたりご審議いただきまして本当にありがとうございました。初めての会議ということもあって、戸惑うこともあったと思いますが、無事に終えることができました、ほっとしております。</p> <p>あと2回若しくは3回ほど開催されるかもしれませんが、お忙しいところ大変恐縮ですが、皆さまよろしくをお願いいたします。</p>

会 議 録

会 議 の 名 称	宍粟市特別職報酬等審議会（第2回）	
開 催 日 時	令和3年11月2日（火）13時30分から14時50分まで	
開 催 場 所	宍粟市役所 5階 502会議室	
議長（委員長・会長） 氏 名	会長 小林 晋八	
委 員 氏 名	（出席者） 川本こず江委員、福山千鶴委員 尾島正夫委員、久崎正博委員	（欠席者） なし
事 務 局 氏 名	総務部 前田部長、砂町次長 総務部総務課 菅野課長、岩本係長 議会事務局 小谷事務局長	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	<p>（決定事項、概要等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局が資料の説明を行った後、委員から質疑、意見を聴取。 ・方針として、報酬等の額については現状維持とし、期末手当支給割合については他市の状況等を参考に次回会議で決定する。 ・次回の日程、場所については、次のとおり 11月15日（月）13時30分～ 市役所4階403会議室 	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	
議 事 録 の 確 認 （記名押印）	（委員長等） _____ 会長 小林 晋八 ㊟	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
小林会長	1. 開会 2. あいさつ (会長) 3. 会議録 (第1回) の確認
事務局	それでは宍粟市特別職報酬等審議会第2回の次第にのっとりまして、第1回の会議録の確認のお願いをいたします。
事務局	はい、失礼します。 先日お配りしております資料の中で、10月15日の第1回の会議録を送付させていただいております。会議録の内容で、修正すべき点、また、追加すべき点等がありましたら、御意見をいただきたいと思っております。 よろしく申し上げます。
小林会長	はい、ありがとうございます。 事前に資料が届いておりますので、読んでいただいたかと思っております。 漏れ落ち等がありましたら、この場で御発言をいただきたいと思っております。 概ねこのとおりであったということであれば、次に進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。
委員一同	(了承)
小林会長	はい、ありがとうございます。
小林会長	4. 議事 (1) 追加資料の説明 それでは、早速議事に入ります。 次第4の1番の追加資料の説明について、事務局からお願いします。
事務局	(追加資料の説明)
●●●●	追加資料について、質問等はございますか。
●●●●	A 4 追加資料の2ページ目のところ、令和2年4月時点と令和3年4月時点の65歳以上の人口が同じやけど、これであっていますか。

<p>事務局</p> <p>●●●●●</p> <p>●●●●●</p>	<p>(それぞれ出生や死亡などの増減があった結果) 同じ数値となっていますが、正しい数値です。</p> <p>4. 議事 (2) 協議</p> <p>引き続き、次第4の2番の協議に入ります。</p> <p>市長等及び議会議員の報酬、期末手当等について、審議していただきたいと思 います。</p> <p>類似団体との比較から、市の財政状況からの面から、市長等及び議会議員の職 務や職責の面から、あるいは経済状況等の面から御議論をいただきたいと思 います。</p> <p>前回もちょっと思ったんやけど、この公債費比率の関係、今は9.8となってい ます。これは数値として低いほうがええと思いますが、これは繰上償還でこう いう数値となったのか、また、今から増えていく見込みがあるのかと…。</p> <p>いやずっと9.8に近い状態で財政的に推移していきますよ…という話なのか。</p>
<p>事務局</p> <p>●●●●●</p>	<p>これについては、合併後には、公債費比率20ちょっとまで上がった経緯がござ いまして、一つの借金をするのに、国・県の許可がいるのが18ということで、 それ以下に抑えなくてはならないということで繰上償還をこれまで継続して 行ってきた結果です。</p> <p>起債の発行自体も、極力抑制をしていこうという方針のもと下げてきていま す。</p> <p>大きな効果としては、繰上償還です。</p> <p>今後の見通しとしては、大体今ぐらいの数字 (9.8) で推移をするだろうと、 大きく改善はしないけれども、上りもしないという見込みであります。</p> <p>それならいいんですが…。</p> <p>(財政調整) 基金の額が、2020年度は約31億、2021年度は約27億となっていて、 この辺で4億円違うので、基金を使ってそうなったのかなと…。この基金は減 らんわけやね。この基金も概ね現状維持しながら、大体推移するだろうとい うことでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>財政調整基金についても一応30億というのを一つの目安として、確保してい こうと考えています。</p> <p>繰上償還につきましては前の年度の不用となった額、これの2分の1以上は基</p>

<p>●●●●</p> <p>●●●●</p>	<p>金に積むか、繰上償還をするか、法律の規定でどちらかを行う必要がありますので、基本的には繰上償還を行ってきたと。</p> <p>加えて、年度内で余裕があれば、継ぎ足して繰上償還をしてきたということですので、財政調整基金自体を使って繰上償還というのは、考えてございません。</p> <p>理解しました。</p> <p>例えば、今から先、公立病院の移転等の話があります。そういうことが長期にわたって、ここに反映、それで数値が上がってくるのかと。そういう思いがあったので質問させていただきました。</p> <p>以上です。</p> <p>この件につきまして私からも意見を述べさせていただきますが、公立病院の移転等もありますし、近い将来にわたって、上下水道の改修という大きな事業がまた入ってくるんじゃないかなと考えております。</p> <p>このままで、公債比率の数値が続けばいいんですけども、厳しい面もあるのかなど…、ちょっと気にかかる点でございますが、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず公立病院の建設が財政状況に与える影響ですが、去年のタウンミーティング等でお知らせしておりますとおり100億以上の事業費になります。</p> <p>当然これは借金で賄うわけなんですけど、基本的には半分を病院で、残りの半分を一般会計で負担していきます。また、一般会計が負担する分の半分は、交付税で措置をされることになります。</p> <p>(病院の建設に伴って) 毎年返済していく額ですが、これについては、これまで一般会計が病院に対して負担してきた公債費に対する支援と大きくは変わらない、一気に倍になるとか、そういったことではないので、そんなに大きく与える影響はないと、実質公債費比率に与える影響は1%もないだろうという見込みであります。</p> <p>あと、上下水道の関係ですけれども、おっしゃるとおり、今後、そういった老朽化、施設の更新が懸念される場所です。</p> <p>加えて人口減少に伴って、それが住民負担にどう影響してくるかという部分、少なからずは影響はあるはずですよ。</p> <p>ただ、これについても、上水道については県下レベルで、今後の人口減少が全国的な課題となる中で、どういった施設の在り方が必要なのかということは、議論をされているところです。</p> <p>これはなかなか、すぐに結果が出るとは思いませんが、単独の市町だけで運営するのではなくて、そういったことは共同で賄えるような仕組みがつかれない</p>

	<p>かということ、継続して研究されています。</p> <p>下水道についても、宍粟市（各旧町ごと）で、各自治会単位を基本に、施設を整備してきた結果、非常に多くの施設を有しておりますので、これについては今後施設を統廃合して、なるべく維持管理経費を少なくするという方向で、検討をしているところです。</p> <p>ただ、それを実行するにしても統廃合するための費用が必要ですので、これについても今後どういった方法が1番経費が少なくて負担が少なくて効率よく進めていけるかというのは、下水道担当で検討しているところです。</p> <p>これが、先ほどの実質公債比率に大きく影響してくるかという、今のところは、ここ10年20年では、影響はないであろうという見込みではあります。</p> <p>●●●●</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>この上下水道というのは、いわゆる宍粟市の面積と直結しているのかなと、面積が広ければ広いほど、総延長が長くなり経費も多くかかるであろうと思い、質問をさせていただきました。</p> <p>●●●●</p> <p>ほかに何か御意見はありますでしょうか。</p> <p>●●●●</p> <p>財政についての議論があったので、付随してお聞きしたいんですが、令和3年4月の広報しそのデータから質問させていただきます。</p> <p>宍粟市全体の基金、貯金ですが、これが71億9480万円あると。市民1人当たりに換算すると約20万円。</p> <p>それに対して、市債、借金のほうですが、これが548億3000万円。市民1人当たりに換算すると約150万円。</p> <p>ということは、この差額である130万円が、市民1人当たり被ってるというか、負担だと思っんです。しかしながら、今後、少子高齢化にますます拍車がかかるだろうし、納税者人口もますます減るだろうと予測されます。</p> <p>ということは、この借金を返す目途というか、それがちょっと厳しいんじゃないかなと素人考えでは思うわけです。</p> <p>事務局から、現在の公債比率は当面の間このまま推移するというお話を伺ったわけなんです、こういった客観的な数字を見れば、大丈夫なのかなという懸念があるんですが、それについて御回答をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>予算の時期には、例年、新聞等で各市町のこういった借金の額とか基金の額が発表されています。</p> <p>当然、それを見る限りは、宍粟市は1人当たりの借金が多いなとか、ほかの市</p>
--	---

町は、比較的少ないなというのが客観的な見方だと思います。

ただ、借金の額と貯金の額が同等でないといけないとか、そういったことはありません。一つ言えるのは、借金の額だけで判断するものではないということです。先ほど申しましたように借金をして返済していくなかで、その全てを市税で負担するわけではございません。合併特例債という起債、また、宍粟市は過疎地域に指定されていることから過疎債という起債（＝借金）の種類があるのですが、これらについては、借金の7割が交付税等で国から措置されるようになっており、実質は、市税で負担する分が3割ということになります。

現在、市が毎年借金を返済しておりますけども大体6割か7割に近い額は交付税に算入されておるということで、すべてが市税だけで負担をする分ではないということをお理解いただきたいと思います。

そういったことも踏まえ今後のシミュレーションをする中で、少なくとも10年は、今の実質公債費比率である10%程度で推移をするであろうと見込んでおりますので、広報等ではそういった交付税の算入額まで考慮して…、というのはなかなか出しにくい部分があります。こういったことも念頭に置いていただいて、御理解いただき、審議いただきたいと思います。



ちょっと気になっているのが、菅山振興会のことなんです。村から始まり、現在、市になって、ずっと流れがあるんですけど、今まで土地を借りて、借地料としてお金をずっと払ってこられてきたと思うんですね。

この流れの中で、菅山振興会からどれぐらいの土地を市が借りておられるかわからないんですけど、市民として、旧山崎町の住民ですら、いつまで菅山振興会の土地を借り、お金を払って…という話が出たことがあるんですね。

合併したときに、城下地区をはじめみんな整理していったのに、菅山振興会だけが、大きな土地を持って、山崎市民局があったときは、ずっと、お金を払って借りてたと思うんですね。

今は、山崎市民局がなくなり、市役所も別に建てられたので、その辺のプラスマイナスが私にはわからないんですけど…。

土地の借り方等に関して、何かいい方法がないのかなという思いがあります。

また、少し話がそれますが、市民局跡地は市の管理ですか。

おそらく県道側が市で、山崎小学校側が菅山振興会ですよ。

私たちも使わせてもらったことがありますけど、防災センターで会議があったら、あそこが駐車場になったり、何か研修を開くときにあそこが駐車場になって使わせてもらったりするんですけど、あれは、申請さえすれば、個人でも、公の団体じゃなくても、無料で貸していただけるような土地なんじゃないですか。

●●●●	<p>勉強不足で申し訳ないんですけど、今お話にあった菅山振興会の話は初めて聞きますので、事務局より、御説明をいただきたいと思います。</p>
事務局	<p>私も、業務で直接携わったことがないので、旧山崎町のときからの経緯について、知っている範囲でお答えさせていただきます。</p> <p>菅野村と山崎村が合併して、山崎町ができています。</p> <p>そのとき菅野村と山崎村が持っていた公共の財産とか土地について、内訳的には、菅野村は山が多く、山崎村はいわゆる町中に土地をいくつか持っていました。</p> <p>それらの財産について、菅山振興会が、さきほど言われました市民局の跡地だったり、その他にもところどころ所有されている土地を駐車場等として貸されたりとかしています。そこで得た収入については、山崎地区・菅野地区の学校をはじめ地域の振興のために使ってほしいということで、寄附をされてると聞いています。</p> <p>市と菅山振興会は別組織なので、市がお金の使い方そのものに関与するものではないと思いますが、私が知ってる範囲では、そういった地域振興のために、お金が使われていました。</p> <p>山崎町が、一宮・波賀・千種と合併したときも、菅山振興会については、基本的にはそのまま残った形であり、少なくなってきましたが、一部、そういった土地を所有されていて、貸借により、収入を得ておられます。</p> <p>あと、市民局跡地の駐車場の使用についてですが、個人というのはあまり聞いたことがありません。例えば、近くの保育所が運動会するときの保護者の駐車場といった場合には、使用いただけます。</p>
事務局	<p>市民局跡地の駐車場の関係ですが、今後、菅山振興会の土地も含めて、観光駐車場に整備をしていくということで、現在は、一般利用を止めています。</p> <p>これまでは市の管理部分（県道側）については、防災センターの利用者等には無償で、また、民間団体等が使われるときには一定の使用料を徴収し、お貸ししておりました。</p>
●●●●	<p>選挙があったときに、あそこで決起集会じゃないですけど、ちょっとした集まりをされていたと聞きました。それは個人での利用ですよ。そういう政治活動の団体がどういう形で利用されたのかなと思ったんです。</p>
事務局	<p>市民局跡地は、半分が市、半分が菅山振興会の土地になっていますが、市有地を使われる場合は、普段はカギをかけており、市役所財務課が管理しておりま</p>

	<p>す。</p> <p>使用については財務課が許可を出しておりますので、市長等が防災センターで市政報告会等をされるときには、有償で貸しております。</p>
●●●●	<p>あの駐車場がなかったら、防災センターで活動がたくさんあるので、本来の駐車場だけでは不足しがちですので、今後どうなるのかちょっと心配です。</p> <p>また、菅山振興会が所有している土地の関係で、山崎小学校を建設されるとき、必要以上に、市が財政負担をしていたのではないかと…との思いがあります。</p> <p>菅山振興会が所有する土地について、公のところ（＝市役所）に譲渡してもらえないものか。限られている財源を土地の賃借料等ではなく、市の事業に有効活用してもらえないものか。</p> <p>すいません、ちょっとわからないなりに提案させていただきます。</p>
●●●●	<p>今の話を伺っていると、菅野村あるいは山崎村が合併をされる際に、いろいろな話があって、今日まで来ているのかなと思います。</p> <p>他町の者がとやかくと申し上げることは出来ませんが、ただ、●●●●がおっしゃられた意図としては、なるべく、適正な使用ということだろうと思いますので、その辺りのところについて、よろしくお願いします。</p>
●●●●	<p>ほかに何か意見はございませんか。</p>
●●●●	<p>その土地は法人登記されてますか。</p>
事務局	<p>はい、されています。</p>
●●●●	<p>ちょっと質問が戻りますが、実質公債費比率とかをシミュレーションして、今後10年間ぐらいは、10%前後という値が出てるってことですが、そのあとはどうなるのでしょうか。</p> <p>資料を見ますと、人口はどんどん減り続けています。</p> <p>その10年後と言ったら、その頃に一体何人の人が残るのか…、すごく心配です。</p> <p>見てもらったらわかるように山崎ばかり発展してますよね、私も商工会女性部の一員ですが、商工会の方がいろいろ考えられて、よいまちプロジェクトとか、やっぱりあの辺はすごい賑わってると思うんですが、（山崎の）紅葉まつりも1万人ぐらい来られるだろうし、売上げもそれなりにあるだろうと思うんですけど、一宮の場合は、神戸地区あたりは何とか生き残ってますけど、そこから向こう（以北）というのは、なかなか厳しいと思います。</p>

<p>事務局</p>	<p>(宍粟市の) 北部の人はどんどん山崎に出て、山崎の人は姫路市・たつの市に出て…とを感じるのですが、これらを踏まえてのシミュレーションでしょうか。ちょっとすごい減り方だになって、これ見て思ったんですけど、いかがでしょうか。</p> <p>まず財政のシミュレーションについては、大きく影響するのは国勢調査の人口になります。一定の人口減を見込んでのシミュレーションとなりますが、財政のシミュレーションを20年・30年先どうなるのかというのは、先ほど申し上げた国の交付税等の制度が毎年変わりますので、そこまで見通すのがなかなか難しい部分があります。加えて、20年・30年先まで市の施設整備の経費を全部試算をするというのもなかなか難しい部分があります。</p> <p>また、人口が減ったら交付税もどんどん減るんじゃないかという懸念についても、おっしゃるとおり当然でございます。</p> <p>ただ、現在は日本の人口全体のパイが減ってきている状況になってきています。日本の人口が伸び続けていたときは、人口が減れば交付税にすごく影響があったのは確かですが、現在の状況では、5年ごと（国勢調査ごと）の人口が減っても、これまでほどの影響はありません。</p> <p>従前は、国勢調査の後には、すごく交付税が減るという傾向だったのですが、ここ2～3回の国勢調査の後の交付税の額を見ると、そこまでの影響はないと考えております。</p> <p>こういったことも踏まえて、あくまで推計でのシミュレーションですが、当然人口が減り、税収も減るだろうということも見込んで、シミュレーションを行っています。</p>
<p>●●●●</p> <p>事務局</p> <p>●●●●</p>	<p>病院を建てるための100億について、10年では償還出来ないんですね。でも財政のシミュレーションは10年しか出来ない理由がいろいろあると…。持越しってということでしょうか。</p> <p>建物についてはそれぞれの償還・耐用年数とかに応じて償還をしまいであります。病院であったら30年とか40年とかでの償還になってきます。それを見込んでのシミュレーションとなります。</p> <p>宍粟市だけでなく日本全体がそうなんだろうなと思います。少子高齢化という言葉があんまり好きじゃないんで少子長寿化と言いますけども、そのため消費税が上がっているという部分もありますので、国がそうなるので…という話かなと思います。</p>



人口を増やすための考えをお聞かせ願いたいんですが、例えば淡路島だったらパソナの社長が淡路島の出身なので、会社ごと移転して、もう見たらパソナグループばかりなんです。私も2回ぐらい見に行きましたけど、すごかったです。

レストランからホテルからもうほとんどがパソナなんですね。パソナがなかったら淡路島潰れるんじゃないかっていうぐらい増えてるんですけども、そこまで大きな会社とは言わなくても、何か方法を考えてらっしゃるのか。

例えば、もう一つ言うと、食べ物がなくなっていくっていうシミュレーションが進められてますよね。

あれって多分都会のことだと私は思っています。田舎って、自給自足ができるので、戦争の時の疎開も考えたらそうですけども、そういったことから人口をこちらに増やすとか、コロナも宍粟でちょっと多い時期はありましたけど都会よりは安全ですよとか、豊岡市が劇団を呼び込んで人口を増やしていこうとしていますよね、そういったことを考えていらっしゃるのかなと思います、質問させていただきます。

事務局

今言われたように、淡路島だったらパソナグループと提携して、会社機能の移転や社員の移住等も含めたことをされたり、あと、豊岡市だったら平田さんが劇団の関わりで地域づくりなんかをされてるとか、それぞれ特色があると思います。

宍粟の場合も、今から10年先・20年先、この宍粟を守っていくために、人口を維持していこう、また人口の減少幅を少しでも少なくしていこうということで、「森」が一つのテーマになっています。

直接、森に木を植えて…というようなことはもちろん、それに付随して、例えば、直接的な森林の活用だけではなく、やっぱり、観光の面でも景観だったり森林セラピーなんかもそうですし、いろいろな、森をテーマにした取組みというものを、各部署で、少しずつですけども進めています。

この人口を維持させるというのは、日本全国の自治体が取り組んでいます。ふるさと納税も、その一環だと思います。まず、地域に関心を持ってもらい、いわゆる関係人口から増やしていく…、そんな取組みをいろんな自治体がやっていますので、なかなか、これをやったらすぐに人口が増えるみたいな妙案は出てこないのが現状かと思います。

ただ、少なくとも、宍粟市の今ある資源を活かして、紅葉まつりもそうですけども、たしかに山崎がメインの紅葉まつりの会場にはなるんですけども、例えば、来場してくれた人が、一宮や波賀、千種に行ってもらうために、スタンプ

	<p>ラリーを展開するとか、そのような仕組みを各部署が考えています。</p> <p>なかなか表に見えにくい、また、市のPR下手という問題はあるんですが、そういうところも少しずつ改善していく…、専門家の力も借りながら、例えばアウトドアのフィールド等をもっと前面に出していく取組みも、少しずつ始まっていくのかなと思っています。</p> <p>●●●●</p> <p>森のことで思い出したのですが、この前、宍粟市商工会の理事会があつてバレーボールのビクトリーナ姫路が来られたんですね。</p> <p>ビクトリーナ姫路のSDGs活動として「森のプロジェクト」を宍粟で実施されるっていうことをお聞きして、すごいなと思ったんですけど、それがどれだけの市民に浸透しているかっていうのが気になりました。</p> <p>私も商工会の理事会に行かないと聞いていなかったもので、市広報にもちょっと載ってたのかもしれないですが、やっぱりその辺の広報活動について、さっきPR下手ってこと、事務局からのお話でありましたが、その辺をもう少し本気で改善していかないと、観光客を呼び込めないと思います。</p> <p>よく「秘密のケンミンショー」で言ってるじゃないですか、滋賀って何もないよねとか、奈良って何もないよねとか、地元の人が自虐的に話してらっしゃいますよね。</p> <p>宍粟市も似た状況かもしれませんが、そんななかでも、例えば友達に「あそこ行こうな、森きれいやで。」とか、黒田官兵衛のときは「赤西溪谷に行こうな。」とか言ってましたが、そんな状況ができればと思います。</p> <p>ビクトリーナ姫路の力を借りて進めている森のプロジェクトが私たち市民レベルにまで届くような形で周知・広報され、また私たち市民自身が「宍粟市もこんなふうに取り組んでいるんや。」ということを広報できるくらいに、もっと工夫して知らせていただきたいと思います。</p> <p>たまたま出た会議で知りましたっていう状況じゃ人口はまず増えないですし、厳しいことを言わせていただくと、もっと隅々まで知れわたるような広報をお願いします。</p>
事務局	<p>ビクトリーナの件につきましては、新聞にも広報にも掲載しましたが、●●●●●が言われたとおりの感想が、多くの方の意見だと思います。</p> <p>ただ、実際に動き出すのが、来年の4月からということで、今は現地に行っていないので何もありません。</p> <p>来年の4月から、皆さんで、また、ビクトリーナ姫路の協力を得ながら、森をきれいにしていこうという活動が始まります。</p> <p>今年始めていることとして、宍粟市の名前が入ったエンブレムをビクトリーナ</p>

姫路のユニフォームにつけてもらっておりますが、本格的に活動が皆さんの目に見えはじめるのが来年の4月頃からかなという思いを持っています。

ただ、本当にいろんな子育て支援の制度につきまして、宍粟市でも取り組んでいます。 「〇〇に住んでみたい」等のランキングで兵庫県では朝来市等が上位にランクされていますが、朝来市と宍粟市の各種制度を比べて、見劣りするところはないと思っています。 アンケート等で「なぜ朝来市に移住したいのですか。」の回答を読むと「こういう子どもに対する支援が厚いから…」とか様々なことが書かれていますが、それなら宍粟市のほうが優れている部分、加えてこんな制度もあるのになと感じることもあります。

その辺りは、本当に制度自体のPR不足について、否めないところがありまして、去年頃から、特にそういったPRにも力を入れなくてはいけないということで、大手のモンベル社の協力を得ながら、モンベルのショップが各地にありますので、そこにいろんなチラシを置かせていただいて、まずは宍粟市を知ってもらおう取組み、宍粟市に興味を持ってもらう取組みも進めております。

●●●●

先ほどのPR等についてなんですけども、11月17日にタウンミーティングが予定されております。これがまたどこの町（山崎、一宮、波賀、千種とも）も参加者が少ないと困っております。日本一の風景街道を目指してPRをしようということなんだろうと思いますが、委員の皆さんもよろしければタウンミーティングに参加いただきたいと思います。

●●●●

ほかに御意見はありますか。

●●●●

私は常々思うのですが、川の流れていうところの、地域の上流側が栄えることを考える必要があると思います。花火等のイベントについては、確かに、人が来ることによる経済効果はあるけども持続性がない。

ビクトリーナ姫路の宍粟市のマークをつけてPRしますって話も、すごくいいことだけど、これについても、どこかに拠点が必要かと思います。その拠点が山崎に…では駄目、やっぱり市の北部に拠点をおいて、人の流れが生まれなくてはならないと思います。

また、ここ宍粟市は（兵庫県とはいっても、神戸市や姫路市より）すぐ近くが岡山県や鳥取県ですね。

都市部に近い宍粟市…ではなく、岡山県や鳥取県に近い宍粟市だということも、もっとPRしたらよいのではないのでしょうか。ただの田舎でなく、飛び抜けて田舎やと。特色として打ち出すにはその辺りになるんじゃないかなと…。ただ、一番の問題は出生率が低いところ、この先10年、どう推移していくのか。

	<p>とにかく「人が住む」「人が来てくれる」ことがあれば、そこに就労の場が生まれると思います。</p> <p>人が集まることを観光でも何でも考えなくてはならない。就労の場が生まれれば、そこに人が住んでくれるだろうと思います。</p> <p>以前、山崎町にあった大手の企業も撤退しました。やっぱり物流の関係があったり、この町には鉄道もないから難しいんだと思います。</p> <p>ここでちょっと言いたいのは、議員にもっと力を発揮してほしい。</p> <p>今年はたまたま選挙がなかった。でも、一人一人がどんな思いを持っているのか。有権者として（無投票だったため）選択肢がなかった。これは本当に寂しいことです。町に魅力がないのかなと…。</p> <p>政務活動費の話に戻りますが、これって1万5000円×12の18万円、これは1年間で使うんですか、月々で1万5000円。</p>
事務局	<p>年度の当初に、議員からの申請に基づき、1年分渡します。</p> <p>つまり1月当たりに換算すれば1万5000円ですが、1年分として1人18万円を渡すので、これを使って1年間活動してくださいと…。</p> <p>当然、余ったときは返してくださいという形で渡しています。</p>
●●●●	<p>それで、戻入があったわけですね。</p> <p>コロナもある程度終わりが見えてきたので、宍粟市と同じような田舎の地域でも、うまいこと地域づくりをされている町が、たくさんあると思います。</p> <p>そういう町にどんどん行って勉強してもらって、その勉強したことを議会提案とか、形は何でもいいので、市政に還元して欲しい。</p> <p>そういったことができる議員に、ぜひ出てきて欲しいと思います。</p> <p>例えばですが、「こないだ視察に行った島根県の山奥の町だけど、宍粟市と似た条件だが、地域がすごく盛り上がっている。この取組みを宍粟市でもできないか。」、そんなことでいいんですよ。</p> <p>議員からそういったアイデアが出てきたら一番いいかなと思います。皆さんも議員と話す機会があれば、みんな（市民、議員、行政）で地域を盛り上げることが大事なんだと、ぜひ伝えていただきたいと思います。</p>
●●●●	<p>先ほど●●●●が言われましたように、千種町についても波賀町についても、議員が少ないです。（波賀町は1人、千種町は2人）</p> <p>千種にしても波賀にしても広大な面積なんですけど、それを少ない議員でカバーするのも大変だろうと思ひ、議会の「我がまちトーク」を大変楽しみにしていたんですけども、延期になってしまい、残念な思いです。</p>

●●●●

さきほど政務活動費について、少しお話があったんですが、それに付随して、意見を述べたいと思います。

結論から言うと、私はしっかりした議員活動の一環であれば、政務活動費はどんどん使っていただいて、その後の活動によって、市民に還元していただきたいと思います。

この制度は、私が調べた限り、合併当時は、なかったようです。

なかったのは宍粟市と加東市と淡路市だけやったんですけども、ちょうど宍粟市議会基本条例が平成23年に制定されたんですけども、そのタイミングで、政務活動費の条例も制定されたと聞いてます。

つまり、第2の給料と批判の対象になることもある政務活動費ではありますが、宍粟市では、そういった批判を承知して制度として作られたということは、かなり厳しい制限（＝何でもかんでも使ってよいというわけではない）を設けているのかと思います。

活動の一環であれば、もうどんどん使っていただいて、減額したからいいというような問題ではなく、使うべきところは使っていただくということでいいのかなという意見です。以上です。

●●●●

はい、ありがとうございます。ほかに御意見ございませんか。

●●●●

私もこの政務活動費が使われていないこと自体がいいことなのか…と感じていてます。個人的なポケットマネーで出しているとか、いろんな形があると言われていましたが、本来は、議員活動を積極的に行っていただいたうえで、使われる費用だと思います。

今の状態であれば、積極的に活動されていない議員はもちろん、せっかく積極的に活動している議員であっても、こういった資料を提示された時に、特に何も見えてこないですね。

本当に議員って何をされているのだろうっていうのが、私たちの率直な思いとしてあります。

一方で、議員と交流を持つ機会として、議会のタウンミーティング等がありますが、参加しない私たち（＝市民）も悪いと思います。参加して、議員のお尻を叩いて、叱咤激励しないことが悪いのかなと思います。

やっぱり、議会も市民もどちらも動かないと、市がよくなっていかないと思います。

政務活動費の用途等に一定の制限があるのかもしれませんが、議員活動のために使用するのであれば、使いやすい費用として、利用してもらいたいと思いま

	す。
●●●●	ポケットから出しておられる方もあるんだろうと思いますが、頑張って活動していただくことが、宍粟市の発展につながるのかなと思います。
●●●●	議会事務局長にお尋ねします。調査研究費と研修費の違いはなんですか。
事務局	調査研修費は自分たちで視察に行きたい先進団体を選んでそこへ行かれるというもの、研修費は例えばJ I A M (ジャイアム=全国市町村国際文化研修所)という研修所があるのですが、そういった研修所で、政治活動とは何かとか、一般質問とは何かとか、そういうテーマがあって研修に行くような形のものが該当します。
●●●●	ということは、先ほども意見が出ていましたが、平成30年度と令和2年度は、調査研究費がほとんど使われていない、自ら先進地を視察しようという事があまりなかったということか…。 この辺をもっともっと、先ほども意見にあったように、それはお金を使って、地域のために、調査研究をもっとやってほしい。 自分からの自己研さんといいますか、いろんな目で他団体の活動等を見てもらうのが必要かなと思います。
●●●●	市のPRも下手、議員活動のPRも下手やなことになるのかなと思います。頑張っていただきたいと思います。
●●●●	前回の資料で議員の出席簿のような資料を見せてもらったかと思いますが、出席回数は、担当の分野によって差が出るものなんですか。
事務局	〇〇委員会の委員長になっている、〇〇委員会の委員になっているなど、それぞれの活動があり、その委員会が同じ日に開催される場合もあれば、別の日に開催される場合もあります。 また、議長・副議長は、ほぼ毎日、市役所に出ています。 ですから、議員の担当等によって、どこの委員会に入っているかということによって、若干の差は出てきます。
●●●●	ふるさとまつりの話なんですけど、今年はないと思っていたのがどうも開催されるようですが、あれはどういったきっかけで開催されることになったのでしょ

	<p>うか。なぜお尋ねするかというと、一宮市民局と、商工会と、各自治会長、社会福祉協議会の会議があったと。</p> <p>商工会女性部は出ないことになっていたのですが、案内がそれで届かなかったのかなと思ってはいたんですけど、以前の市の担当の方は、今までに出たことのある団体には、全員案内を送ってらっしゃったと思います。</p> <p>今回、開催はないって聞いていたのに、急にあってフェイスブックで知りまして、何でこうなるんやろうっていう感じで、原因をちょっと聞いていくと、市民局担当者と商工会担当者の中で、話が通じてなかったんですね。</p> <p>商工会が会議に出席しているから、商工会は商工会の会員全員に言ってくれるだろうみたいな感じだったので…。</p> <p>宍粟ビジネスサポートでも同じようなことがあります。西兵庫信用金庫、宍粟市、商工会と三位一体でやってくださるのはとてもありがたい、すごくいいイベントだと思っているんですが、責任の所在が、この件はここ、この件はここって言って、バラバラなんですよね。これ三位一体にする理由が、意義があるのかなと疑問に思ってきていて、コロナの関係で最近では開催されてないので、何とも言えませんが…。</p> <p>こういった行事やイベントに関して、連携があんまり取れてない気がするんですけど、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ふるさとまつりについては、連合自治会長が会長となっている「ふるさとまつり実行委員会」が中心になっており、その会合のなかで実施する・実施しないについて、2～3回、協議されていたかと思います。</p> <p>去年開催できなかったこと、今年も引き続きコロナ対策が必要なことから、南北2会場での開催とし、また、交通手段も兼ねて南北の会場は2階建てバス（屋根がオープンになった形状）を運行し、つなぐ予定です。</p> <p>こういった内容については、市役所内の会議のなかで行事予定報告という形で一定周知されていますが、詳細な事務の進め方の部分、どこそこに声かけしたといったことまではわかりません。</p> <p>それからビジネスサポートにつきましても、それぞれの事業によって、主になって実施するのは、この事業ならば西信、この事業ならば市役所といった形で分担しているのだと思います。</p> <p>この事務局で担当していない業務のため、詳細はわかりませんが、連絡・連携が取れていない部分があるのであれば、当然、改善すべきことだと思います。</p>
事務局	<p>個人的にふるさと祭りのことを聞いたのは、去年は開催できず、今年も開催しないととなると、来年以降の開催も難しくなるのでは…との意見も出たらしく、</p>

	<p>以前やったら自治会単位でいわゆる出店みたいなことをされていたと思うのですが、それは取り止めて規模を縮小したり、コロナ対策として分散開催することで、継続していきたい思いもあったようです。</p>
<p>●●●●</p> <p>●●●●</p>	<p>私も知人からの話の中で、10月上旬にふるさとまつりは開催されるということは聞いておりました。ほかに御意見はありますでしょうか。</p> <p>議員の収入について、意見を述べさせてもらいたいと思います。広報しそ10月号の中で、市長・副市長・教育長の年収、次に議員の年収、また市役所職員の管理職、一般職の年収という表がありました。議長については742万、副議長が613万、委員長が590万、議員が573万。これに対して、市役所の職員ですが、50歳以上の管理職が、議長とほぼ同じ740万円、市役所の係長以下の50歳以上の方が602万円、つまり、副議長と委員長とのちょうど間かなと…。</p> <p>この金額は、非常に妥当なところじゃないかなと思います。議会の委員長が590万となっていますが、これは、総務経済、文教民生、予算決算、広報広聴、議会運営の5つかと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>特に職員の人件費については、前回の会議のなかで、人事院勧告に基づき民間の給与の水準と比較して決定されますということを説明させていただきました。</p> <p>さきほど意見をいただいた広報しそ10月号のなかでも、年に1回は人件費を公表するようにしています。広報ではスペースに限りがあるため、詳しくはホームページ等を参考いただいたり、宍粟市以外の職員等の給与を比較できるホームページもあります。</p>
<p>●●●●</p>	<p>議員の報酬について、職員の給料であればいろいろなお金が引き去りされるが、議員についてはどうなのでしょう。</p>
<p>事務局</p>	<p>議員にも共済制度がありますのでその掛金等、また、所得税についても毎月の報酬から控除されています。</p>
<p>●●●●</p>	<p>今までの議論のなかでは、市の将来における不安要素の部分が多くでてきました。少し前向きな意見も出ていいかなと思いますが、なかなか後ろ向きといえますか不安材料ばかりが目立ってきているように感じます。</p> <p>いよいよ3回目に向けて答申案を作成しなければなりませんので、私の希望と</p>

事務局	<p>しましては、全会一致で答申が出来たらいいのかなというふうに考えておりますので、その辺りのことも含めて、御協議いただきたいと思います。</p> <p>前回と今回の会議で、いろいろな意見をいただきました。</p> <p>病院建設や上下水道事業の更新、10年後の財政状況や人口減少の問題、本当にたくさんの意見をいただいています。</p> <p>今いただいた意見を総合しますと、将来に向けて様々な不安材料がある中、現段階では、報酬月額や期末手当支給率を上げる方向ではないとお考えのように思いますが、その辺りについて、あらためて、現状維持又は下げるべき等の御意見をいただければと思います。よろしくをお願いします。</p>
●●●●	<p>委員の皆さんは、宍粟市の将来を心配しているわけですが、資料にある県内の他団体との報酬を比較した表を見ると、宍粟市の順位はすごく低い。</p> <p>加えて、市の財政状況から考えても、個人的には、現状維持が妥当かと思いません。</p> <p>なお、人事院勧告の関係については、議論をする必要があると思います。</p> <p>月額報酬の部分については、将来の財政状況や今日話題になった不安要素はあるにせよ、これらがプラスに転じるように、行政に頑張ってもらいたいという願いを込めて、私は現状維持、人事院勧告は別途協議という考えです。</p>
●●●●	<p>私も●●●●と一緒に、月額に関してはそのままでもいいかと思いますが、関連して、地域の方からよく聞く意見なんですけども、市役所とか市民局に行くと、まず動くのが非正規職員の方、正規職員の方ってなかなか腰を上げてくれないと…、こういう会議の場ではすごく喋ってくれるんですけど、なぜか何かの手続に市役所に行くと、スッと立つのは非正規職員の方で…、本当にどこの地域でも聞きます。</p> <p>このまま給料月額を現状維持でいくのであれば、その辺の待遇に関してレベルアップしていただきたい思いがあります。市民の皆さんも「あそこの市役所(市民局)の対応は感じが良い。」と思う機会が増えれば、市長等の給料も上げてもいいのでは…という話があるのかなと思います。</p>
事務局	<p>特に、職員の待遇、窓口にくられた方の対応や、電話も含めてなんですけども、いろいろな意見をいただきます。</p> <p>やはり、挨拶が出来てないという意見もありますし、逆に、少しずつよくなっているとの話もいただきます。</p> <p>これは言い訳ではありませんが、現在の職員の座席配置でいいますと、窓口</p>

	<p>近いところに、非正規職員が座っている部署が多いため、まず市民の方と接する機会というのも非正規職員が多いかと思います。</p> <p>いずれにしても、来庁された方に気持ちよく帰っていただくためには、やはり、最初の印象が大きいと思います。</p> <p>接遇の研修について継続して行っていますが、今いただいた市民の皆さんの声 が大事かと思しますので、それらの声も職員に的確に伝わるようにしたいと思 います。ありがとうございます。</p>
●●●●	<p>次に意見はございますでしょうか。</p>
●●●●	<p>私の意見も皆さんと同様で、現状維持で、かつ、人事院勧告については、他市 の状況も参考にしながら協議できればと思います。</p>
●●●●	<p>給料等が比較的高い団体であれば、少々カットしても影響が少ないと思いま すが、本当に生活給、副業を持つてる方もいらっしゃると思いますが、ない方も おられるかと思えます。その辺りのことも踏まえると現状維持が妥当かと思 います。</p>
●●●●	<p>前回の会議で、●●●●から、豊岡と比べると若干高い部分もあるという御意 見もあったかと思えます。その際に雇用創生協議会の件もお話されたかと思 いますが、この件につきましては、市長が自ら減給を申し出られ、昨年12月か ら2月にかけて給料がカットされています。</p> <p>加えて、この4月5月の選挙で、無投票であったわけですが、それらを踏ま えると、一定のみそぎは済んでいるのかと思えます。</p> <p>また、前回と今回の資料の中で、他市の給料や、実質公債費比率、財政力指数 などの指標も出ておりますが、これはいずれの自治体においても、その調査時 点で、また、単年度に限らず大きな事業を抱えておると、これらの指標も 一定変わってくるだろうと思えます。</p> <p>そういった指標も参考にしつつ、現状の市長や議員の評価、これも考慮する必 要があるかと思えます。</p> <p>特にコロナ対策の部分において、市民の混乱なくワクチン接種事業をスムーズ に実施されたこと、一方で、多くの市民が未だコロナに困っている現状を踏ま えると、報酬を上げることは難しいと思えます。先ほどから言われるように、 月額については現状維持、また期末手当については少し協議が必要かなと思 います。</p>

●●●●	<p>それでは概ね次回に向けた意見も出そろってきたかと思います。ほかに何か御意見はございますか。なければ次に移ります。</p>
●●●●	<p>5. 確認事項等</p> <p>先ほどから、事務局の話を聞いて、本当に合併してから10年、最初はしらあつとした感じとか、よそからの人が増えたとか、色んな要素があるなかで、市として冷たく感じる部分がはっきりとありました。</p> <p>でも、やっぱり慣れてくるとお互いが通じ合ってきて、最近は温かい雰囲気になってきたなと思います。職員も来庁者があると「誰か来られたな。」という目の動きをされることが多いように思います。</p> <p>では、日程等について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>次回の会議につきましては、11月15日の月曜日になります。</p> <p>場所は変わりますが、4階の403会議室になります。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>前回と今回、御審議いただいた内容に基づいて、答申書の案を作成し、事前に送付させていただきます。</p> <p>その内容について、次回の会議で、確認していただいたり、修正していただいたり、答申書の作成に向けた作業となりますが、よろしくをお願いします。</p>
小林会長	<p>6. 閉会</p> <p>それでは川本職務代理から、閉会の挨拶をお願いします。</p>
川本職務代理	<p>今日も長時間にわたり、御意見をいただきまして本当にありがとうございました。</p> <p>委員は各町から集まってくださってると思うのですが、合併のときのように、前回の会議は、意見は出たけど笑顔が少なかったかなと思いながら、でも今日の会議は、和やかに審議が出来て、すごくよかったと思います。</p> <p>まだ次回もありますが、健康に気をつけて、元気に集まっていたきたいと思います。</p> <p>本日は本当にありがとうございました。</p>

会 議 録

会 議 の 名 称	宍粟市特別職報酬等審議会（第3回）	
開 催 日 時	令和3年11月15日（月）13時30分から14時45分まで	
開 催 場 所	宍粟市役所 4階 403会議室	
議長（委員長・会長） 氏 名	会長 小林 晋八	
委 員 氏 名	（出席者） 川本こず江委員、福山千鶴委員 尾島正夫委員、久崎正博委員	（欠席者） なし
事 務 局 氏 名	総務部 前田部長、砂町次長 総務部総務課 菅野課長、岩本係長 議会事務局 大谷課長	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	<p>（決定事項、概要等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期末手当支給割合について他市の状況等を参考に0.15月引下げ（前回の会議で、報酬等は現状維持と決定済） ・ 答申書案について協議 ・ 本日の意見を反映した答申書案を作成後、各委員に文書で送付し、修正箇所がないか最終の確認を行った後、委員長と日程調整し、市長へ答申する。 	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	
議 事 録 の 確 認 （記名押印）	（委員長等） _____ 会長 小林 晋八 ㊟	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
小林会長	1. 開会 2. あいさつ (会長) 3. 会議録 (第2回) の確認 それでは先日お手元に答申案と前回の会議録を送らせてもらっています。読んでいただいたと思いますので、これにつきまして、事務局より、説明をお願いいたします。
事務局	資料につきましては、上部に「会議録」と書いている第2回目の分です。 第2回目の会議録につきまして、調整すべき点や、修正すべき点等ございましたら御意見をいただきたいと思えます。 1点、会議録の中で、ビクトリーナ姫路という言葉が出てきますが、正しくは、ウに濁点と小さなイの「ヴィ」となります。(ヴィクトリーナ姫路) よろしくをお願いします。
小林会長	それでは前回の会議録につきまして、修正等の御意見がございましたらお願いします。
小林会長	前回の会議録につきましては、おおむねこのとおりでよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
小林会長	ありがとうございます。 それでは、つぎに協議事項に移ります。
小林会長	4. 議事 (期末手当支給割合の方向性の決定 及び 答申書 (案) について) 期末手当支給割合の方向性の決定及び答申書案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料の説明)
●●●●	先ほど事務局より、御説明がありました。 報酬について、前回の会議で現状維持でよいのではないかと意見をいただいて

	<p>おります。</p> <p>期末手当支給割合について、しばらく意見をお伺いしたいと思いますのでよろしくをお願いします。</p> <p>●●●●</p> <p>質問というか確認ですが、今日配布されたA4資料の分で、表中のCの現行の率として何か月分と書いてあるんですが、率と言えば180%とか百分率で行くんじゃないかと思いますので、支給割合というほうが適切ではないかと思いません。</p> <p>同様に、資料の表題も「支給率の改定状況」ではなく「支給割合の改定状況」等に修正したほうが、よりベターかなと思います。</p>
事務局	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
	<p>●●●●</p> <p>また、昨日のニュースで山形県だったと思いますが、国の状況がはっきりしないので、この給与改定、特に期末手当の支給割合の引下げは見送ると聞いたんですけども、あくまで宍粟市としては予定どおり実施するという方向で考えているということよろしいですか。</p>
事務局	<p>今、御手元に追加で資料を配布しています。御質問にありました山形県のニュースも含まれていたと思います。</p> <p>山形県は、人事委員会という委員会を県独自に持たれておりますので、山形県は今回は見送るという判断をされたんだと思います。</p> <p>宍粟市のように独自で人事委員会を持ってないところは、人事院勧告に準拠したような形となります。</p> <p>大まかな流れは第1回目の会議で説明させていただいたのですが、補足しますと、8月ごろに、国の人事院が、国家公務員の給与について、期末手当の支給割合を0.15か月分引き下げるという勧告を出しました。</p> <p>通常は、この勧告に基づき、概ね11月の下旬に、国会に給与法という法案が提案されて、国会で可決すると国家公務員の期末手当が12月の支給分から引き下げられる…という流れですが、追加資料にあるとおり、今回は選挙の日程等の影響で11月下旬までに給与法を改正することが難しい状況になっています。</p> <p>期末手当は、6月と12月に支給されますが、12月の期末手当については、12月1日が支給基準日になるため、引き下げるのであれば、それより前に法律を改正する必要があります。</p> <p>期末手当改定の法律が11月中に国会で可決されると、それに合わせて各地方公共団体はそれぞれの議会に給与条例を提案し、一般職の職員なり、市長等の特</p>

	<p>別職なりの給与について、引き下げたり引き上げたりの改定を行います。</p> <p>このため、大きくは国の方針として、人事院勧告がなされ、それを受けて国家公務員の給与法が改正され、それに倣うように、地方公務員の給与条例も改正していきます。</p> <p>この仕組みの中で、今回は、最初の国家公務員の給与が宙に浮いたような状況になっていますので、追加資料でいうと3～4行目の「間に合わない場合は、事後的に支給額を調整する方法を検討する」とありますが、例えば次の6月の期末手当から、今回引き下げるべきだった金額を引き去るといった手法をとらざるを得ないかなと思います。</p> <p>これはイレギュラーな対応となりますので、兵庫県からも国の動きを注視するよう通知がありました。</p>
●●●●	<p>大変理解しづらい話ではありますが、御理解いただけましたでしょうか。</p>
●●●●	<p>宍粟市もこういう状態だということですね。まだ国が決まっていないということは…。</p>
事務局	<p>あくまでも国に準じて動くというのが前提になっています。</p>
●●●●	<p>そういうことでありましたら、市長等の特別職については該当しませんが、一般職の職員で来年3月31日付け退職の方は、退職されてから返還されるという非常にレアなケース、面倒な事務処理が発生するかと思います。</p>
事務局	<p>補足ですが、今まで期末手当等を増額する場合については4月まで遡った金額を12月にまとめて支払うというのにはありましたが、減額する場合について4月まで遡って納めさせるといったように、不利益になることを遡及して条例で規定することはできません。（不利益不遡及の原則）</p> <p>未来に向かって引き下げるのは問題ありませんが、過去に遡って去年の12月の期末手当の引下分を徴収するというのも出来ません。</p> <p>その辺りについて、仮に次の6月の期末手当から引き下げるとすれば、様々な調整が必要になると思います。</p>
●●●●	<p>国の動きについては我々が知る由もないところでございますが、会議としましては、方向性を示さなければならないので、市長等の特別職に対する答申内容について、議論いただけたらと思います。よろしくお願いします。</p>

<p>●●●●</p>	<p>期末手当の資料を確認すると、4.00月以下になっているのは2市。この2市は、改定の予定はないということ。宍粟市の場合は多い少ないの判断が非常に難しいと思う。</p> <p>しかし、こういったご時世ですから、人事院勧告どおり、4.15月を4.00月に引き下げるのは仕方ないかなと思います。</p> <p>この2市の詳細な事情はわかりませんが、4.00月を下回り、他市との差が開いてくるようであれば、改定なしということになるかもわかりませんが、現在は、人勧どおり引き下げる形でいいんじゃないでしょうか。</p>
<p>●●●●</p>	<p>近隣の類似団体を確認しても、ほぼ人勧どおり引き下げられている状況です。</p>
<p>●●●●</p>	<p>人勧どおり0.15月引き下げる方向性について、異議はありますでしょうか。もし意義がないということでありましたら、恐れ入りますが、挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>●●●●</p>	<p>ありがとうございます。それでは4.15月から4.00月に引き下げる方向とします。</p> <p>また、申し遅れましたけども、市長等の特別職及び議会議員、そのどちらも、0.15月引き下げて4.00月ということでもよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>●●●●</p>	<p>それでは一定の方向性が出たかと思います。</p> <p>ここからは、答申書の内容、資料2ページ目以降について御議論をいただきたいと思います。</p>
<p>●●●●</p>	<p>2点意見があります。</p> <p>1点目は文言的なことについてですが、答申案の4ページの下から3行目「マイナス0.15月引き下げる」の部分、この「マイナス」の表現は要らないと思います。</p> <p>2点目は、同じく4ページの中程と一番下に「適当」という言葉が出てきますが、一般的に「適当」という言葉は、いいかげん、アバウトみたいなニュアンスもあります。そのため、ここは「適切」か「妥当」、そういった文言に修正できないかと思います。</p>

<p>事務局</p> <p>●●●●</p> <p>●●●●</p> <p>●●●●</p>	<p>御意見いただいた部分について、おっしゃるとおりかと思ひます。</p> <p>1点目の「マイナス」について書き加える必要はありませんし、2点目の「適当」についてもそういった御意見が当然あるかと思ひますので「適切」か「妥当」に修正します。</p> <p>答申の4ページのところで、市長と議会議員の果たすべき役割が書かれていますが、私たち市民の役割というか、その観点が抜けていると思ひます。実際の行政については、市長等が引っ張り、議会が監視等されているわけですが、ただ、市長と議会におんぶにだっこではなくて、当然、主権在民たる市民も果たすべき役割があると思ひます。</p> <p>3者が歩調をならべ、より良き宍粟を考えていく必要があると思ひます。付記事項で少し触れられていますが、そういった市民の役割や自覚についても大切かと思ひます。</p> <p>貴重な御意見だと思ひます。</p> <p>執行する側、また監視する側、そしてそれを支えるのが市民かと思ひますので、ぜひ今の意見を採用といひますか、加えていただきたいと思ひます。</p> <p>他に意見はありますでしょうか。</p>
<p>事務局</p> <p>●●●●</p> <p>●●●●</p>	<p>前の審議会のメンバーも、さらにその前の審議会のメンバーも、今回の会議で出された意見と同じで、議員活動が見えづらいと言われていひます。</p> <p>例えば会議の出席状況については、はっきり分かる資料がありますが、それ以外の部分について、例えば地元を回っているとか、こんな意見を取り入れたとか、視察研修に行ったとか、政務活動費のことも含めて見えづらいかと思ひます。</p> <p>それについては、今回もこの会議で意見をいただきましたので、引き続き、答申に意見として加える必要があるかなと思ひます。</p> <p>毎回毎回この内容（議員活動の見える化）が出るという事は、改革が進んでいないということで、ダメだと思ひます。</p> <p>消費者協会も議員との意見交換の場を設けていひますが、その中で「やる気があるかな、ないかな。」って、色々見えてくる。</p> <p>ここが1番重要なポイントで、私たちは議員さんに積極的に活動してもらいた</p>

い思いが強くなります。今はコロナ禍の中で制約があるかもしれませんが、あそこの団体がええこととしてますって聞いたら、一部の議員さんだけでなく、みんなで行こうよ！というぐらいの勢いで視察に行ってもらいたい。一部が行ってきただけで、見た人と見てない人では、本当に違ってくる。2～3人で行って意見してみたとしても、行ってない人からしたら、「そうかいや…」で済まされることが多いように思う。

常に議員同士が切磋琢磨できるような組織であって欲しい。

この会議で出された意見、みんな期待しているってことを、議員全員にしっかり伝えてもらったらありがたいと思います。

●●●●

宍粟市は広大な面積の中で、森林が相当の割合を占めています。

森林から創まる地域創生とあって、森林をメインに据えるのであれば、行政として、治山治水を含めた森林環境づくりにも力を入れてほしい。

木材が高い安いという話とは別にして、頑張ってもらいたい。

他団体が視察に訪れるような森林をつくってほしいと思います。

●●●●

3点意見があります。

1点目として、最近播磨灘の地震が多く続いています。

山崎断層に影響があるとかないとか、その辺も踏まえながら、市長・議員に防災対策を考えていただきたいと思います。

2点目として、各種団体と議員との意見交換の場があってもいいかと思えます。以前、商工会でパネルディスカッションを開催した後、商工会女性部と議会との意見交換の話が出たが、立ち消えになってしまったこともありました。わがまちトークには人が余り集まらないっていう話だったんですが、各種団体等であれば、人も集まりやすい部分もあるかと思う。

3点目として、議員の働きの見える化の話に関連して、議員一人ひとりの考えが見えてこないのが、議会だよりでも市の広報でもなんでもいいので、せめて1人1行ぐらい意見を書くとか、当番制でもいいですし、本当は16人全員が書いていただけたらいいんですけど、何か一言でも市民に聞かせていただければと思います。決意でも意見でも何でも構わないので…。そういったものが見られると議員への理解が少しでも深まるのではないかと思います。

この3点について、お願いします。

●●●●

消費者協会も議員との意見交換会、市長との意見交換会をやっています。

申し入れされたら、議員も市長も予定を入れてくれると思うので、どんどん女性部の力をPRされるのがよいと思います。

<p>●●●●</p>	<p>私たち委員は、公平公正な立場で、市民各層の代表として出席していますが、特に市民感情という点で意見を述べさせていただきます。</p> <p>昨年の雇用創生協議会の件です。</p> <p>その後、結論的に言うと、進展していないということだと思います。</p> <p>それに対して市民への説明が十分になされていないため、市民は不満と不安があると思います。</p> <p>現実問題として、市長は関係した者に返還させるということ、議会答弁等の中でおっしゃっているようですが、それは当たり前の話であって、延滞金等については月10万ずつぐらい増えているんじゃないかと思われます。</p> <p>兵庫労働局の指導も仰ぎたいとかもおっしゃっているようですが、そうではなく、もっと迅速に、解決に向けて動けないものかと思います。</p> <p>こういった問題については、早いに越したことはないと思います。</p> <p>当然市長もそういう認識だと思いますけども、早期解決を市民の誰もが願っていることを今回の答申の付記事項に入れていただきたいと思います。</p> <p>もし市民の署名等があって再審査の請求をするということであれば、市民として何か協力していきたいなと思ってますので、できるだけ早急に全面解決することを強く要望します。</p>
<p>●●●●</p>	<p>この件に関して1点お尋ねします。</p> <p>この審議会として、今、●●●●が言われた問題について、介入できる権限はあるのでしょうか、ないのでしょうか。</p> <p>付記事項としては記載できるんじゃないかと思うんですが、審議内容等に反映させるのはちょっと困難になるかなと…。その辺りどうでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今、おっしゃっていただいたとおりで、本筋のところの議論としては、なかなか書きづらいところがございます。</p> <p>一方で、すでに答申案の中で書かせてもらっておるとおり、直接、この審議会とは関係ない部分の意見につきましても、毎回、付記事項ということで何点か挙げています。</p> <p>今日の議論で申しますと、治水治山のこと、防災のこと、各種団体とのミーティングのこと、先ほどおっしゃっていただいた雇用創生協議会のこと、このようなことを現在の答申案の付記事項に加えるような形で、最終の答申を作成させていただければと考えています。</p>
<p>●●●●</p>	<p>雇用創生の、ミツマタの事業自体は、別に悪いわけではないですよ。</p>

	<p>せっかくそういった地域に雇用を生み出す大事な事業だったと思うので、ただ悪いことをしたから無くすのではなく、別の形でも、続けてできることがあればなと思います。</p>
<p>●●●●</p>	<p>確かに取組自体は問題はなかったと思いますが、先ほど●●●●さんがおっしゃられたように、スピード感を持って説明していかないと、市民の中に疑念がますます増えてくると思います。</p> <p>そうしたことも踏まえると、まずはきちんと市民の納得を得ないことには、その類似した事業も進めていきにくいんだらうなと思いますので、取りあえずは、市民が納得する説明が必要であるという御意見だと思います。</p>
<p>●●●●</p>	<p>この雇用創生問題について、中心とされた方は、個人のSNSのアカウントならともかく、雇用創生協議会の会の公式アカウントの中で、メンバーと食事したとか飲みに行ったとか、妻と高級レストランに行ったとか、飲んで食べてばかりの内容を掲示していることが多く、すごく不信感が強くなった記憶があります。これ見て誰も何も思わへんのやろかと感じていたところ、例の不正のことが発覚しました。</p> <p>先ほどから皆さんがおっしゃってるように、その部分に関しては早急に解決することが大事だと思います。その先に、●●●●がおっしゃられた良い事業は続けていってほしいという市民感情もあるのだと思います。</p>
<p>●●●●</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>答申の内容につきまして、ほぼ意見が出たかなと思います。</p> <p>この後の流れについて事務局から説明を…。</p>
<p>事務局</p>	<p>今日の意見も踏まえ、まとめさせていただき、最終の答申案を各委員に送付させていただきます。</p> <p>それぞれ確認いただき、修正等があれば、連絡用の書式を同封しておきますので、「何ページの何行目の●●を修正してほしい」といった形で、御報告願います。</p>
<p>●●●●</p>	<p>11月26日から議会定例会が始まります。それまでに、この答申書を提出し、それを受けて、市長が条例改正をする、しないの判断をされるかと思えます。急いで答申を作成する必要があるかと思えますが、よろしく願います。</p> <p>それでは、その他について、説明をお願いします。</p>

事務局	<p>その他につきまして、ただ今申し上げましたとおり、今日までの会議で出された内容を答申書に反映させていただき、送付させていただきます。今日3回目の会議録についても、委員の皆さんに送付させていただきます。</p> <p>また、答申書が作成できましたら、●●●●と日程調整をさせていただきます、市長に答申書を渡します。タイトなスケジュールになる部分もありますが、よろしくをお願いします。</p> <p>その他の関係については、以上になります。</p>
●●●●	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>修正があれば、事務局に連絡をするということをお願いします。</p> <p>なければ同意したということですね。</p>
●●●●	<p>それでは審議会のことに限らず、何か意見等はありませんか。</p> <p>今年お会いするのは、今日が最後になるかと思えます。</p> <p>私から何でもなし話なのですが、昨日、波賀町軽トラ市が開催されまして、いわゆるアフターコロナの中で、大きなイベントとして開催されました。</p> <p>心配して見に行きましたが、なかなか盛況でありまして、少しずつ、地域が動き出したのかなど、そんな思いで参加させていただきました。</p> <p>一刻も早く、日本全体がこんな感じで進んでいけばいいなと思っています。</p> <p>他に意見等はありませんでしょうか</p>
事務局	<p>気の早い話で恐縮ですが、来年、人事院勧告が出された場合、こういった形でお集まりいただき、期末手当の支給割合の改定についてのみ、議論いただく想定をしています。</p> <p>なお、宍粟市では、平成29年以降、期末手当の支給割合については、この審議会に諮って引上げ・引下げについて議論いただいておりますが、他の団体については、一般職の職員に準じて引上げ・引下げをされておりますので、その是非はともかく、そのことについても、来年の会議で一度お諮りさせていただければと考えています。</p>
●●●●	<p>私の立場といたしまして、波賀町の連合自治会長ということで出席しておりますが、波賀町は例年、連合自治会長が入れ替わっております。</p> <p>そのため、来年のことについてはコメントを控えさせていただきます。</p>
事務局	<p>最後にすいません、議会事務局の大谷です。</p> <p>色々と御意見をいただきましたので、参考までに報告します。</p>

	<p>宍粟市議会では、お出かけ市議会というものをやっております。</p> <p>ホームページにも載せていますが、10人程度の団体について、こちらに連絡いただければ、どういう趣旨でどういうことが聞きたいか、打合せをさせていただいたうえで、議員が出かけて行って、意見交換をしていただくという制度になります。</p> <p>また、この制度は、議会活動にあたります。</p> <p>一方で、議員個人に聞きたいとか、そういったところは議会活動ではなく、議員個人の政治活動的などところもあるので、事務局からは、言いづらい部分であります。</p> <p>議員活動と議会活動があって、我々は議会事務局ですので、そういった活動の支援をしております。議会だよりというのも、年に4回、定例会の翌々月に、一般質問とか委員会の活動報告等を掲載しています。時間がかかるのは、議会のお知らせなので、議員全員が中身を確認して、個人の意見を載せてしまうわけにはいかないので、議会としてまとまった意見を述べていくというところで編集をしています。そのためタイムリーさには欠ける部分があります。</p> <p>ただ、議員個人の会報等は、随時に、議員自身で印刷して発行されていますので、それはタイムリーなところがあります。そのあたり、二つの側面があるというところを知っていただければと思います。</p> <p>また、別に、議会に対する意見箱という制度もあります。</p> <p>メールで提出いただいてもいいですし、本庁舎や市民局にはポストを設置しています。そういった制度も御利用いただけましたら、議会事務局の職員が確認し、議長以下全議員に意見を配布しています。</p> <p>その他にも何かありましたら、また、連絡いただければと思います。よろしくお願いたします。</p>
<p>●●●●</p> <p>事務局</p>	<p>お出かけ市議会の制度は、議会だよりに掲載しているのか。</p> <p>年に1～2回掲載しています。</p>
<p>●●●●</p> <p>事務局</p>	<p>わがまちトークについては、旧町単位で開催され、旧町全体の課題について、意見交換する場だと思いますが、そのお出かけ市議会については、例えば単体のこんな事業がやりたいので議会はどう思うのか、どう応援してくれるのか、というものでもよいのか。</p> <p>はい、大丈夫です。</p> <p>わがまちトークは、いつも開催が秋になるので、お祭りの日にかぶるとか、い</p>

	<p>ろんな生涯学習の行事と重なることがあったり、市のタウンミーティングとか重なったりして、今調整をさせていただいています。</p>
小林会長	<p>ほかに何もなければ、川本委員、閉会をお願いいたします。</p>
川本職務代理	<p>3回にわたり貴重な御意見をいただき、職員の方にも色々な資料を用意していただき、本当にありがとうございました。</p> <p>これで、答申案が作成できると思います。</p> <p>来年の話が出ましたが、来年まで元気で頑張りましょう。</p> <p>ありがとうございました。</p>

令和4年11月18日

宍粟市長 福元晶三様

宍粟市特別職報酬等審議会
会長 小林 晋



宍粟市特別職等の期末手当支給割合について（答申）

令和4年10月31日付宍総総第386号にて、当審議会に対し諮問された宍粟市特別職等の期末手当支給割合について、審議の結果、以下のとおり答申する。

記

宍粟市特別職等の期末手当支給割合については、次のとおり、現行の割合から、0.10月引き上げることが妥当である。

職の別	期末手当支給割合	
	現行	答申
市長、副市長及び 教育長	4.00月	4.10月 (0.10月引上げ)
市議会議員	4.00月	4.10月 (0.10月引上げ)

審議経過等

1. はじめに

令和4年10月31日に市長から本審議会に対し、宍粟市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、宍粟市特別職等の期末手当支給割合について、諮問書が提出された。

諮問の内容は、一般職員の期末手当支給割合について、本年の人事院勧告においてプラス改定となったことを受け、特別職及び議会議員の期末手当支給割合を一般職員と同様に、人事院勧告に準じ改定することの是非について、本審議会へ意見を求められたものである。

2. 審議経過

本年度の審議については、昨年度の審議結果を踏まえたうえで、本年の人事院勧告の内容、当市の財政状況、市内の経済状況、市民感情等を考慮しつつ、さまざまな角度から、各委員がそれぞれ市民各層の代表として、公平・公正な姿勢を念頭に置きながら慎重に審議を行った。

【審議会の開催状況】

回数	開催日	内容
第1回	令和4年10月31日（月）	辞令交付、諮問、資料説明、質疑応答
第2回	令和4年11月9日（水）	追加資料説明、質疑応答、方向性の審議、答申案の審議・検討

【検討に用いた資料】

- ・議会の役割、市長の役割
- ・令和4年人事院勧告の概要、給与勧告の仕組み等

- ・ 宍粟市特別職等の期末手当支給率の推移
- ・ 令和3年度決算主要指標の県内団体との比較
- ・ 宍粟市及び県内類似団体等の財政指標の推移
- ・ 市民の所得状況の推移
- ・ 法人市民税（法人税割）の推移
- ・ 令和3年度市議会の活動状況
- ・ 令和4年度議会報告会の地区別参加人数

3. 特別職及び議会議員の期末手当支給割合について

特別職及び議会議員の期末手当支給割合は、平成28年度に0.10月引上げとなったのを最後に3年間据え置かれ、この2年間は引下げの改定となっている。

社会経済の情勢は、わずかながら好転の兆しがあり、市内においては、実感するまでには至らないものの、税収などの数値上では、プラスに伸びている状況がある。現在の社会経済の情勢を踏まえた令和4年の人事院勧告と、現在の市内状況に大きな乖離がないことなどを総合的に判断し、全会一致で、現行の期末手当支給割合から、人事院勧告と同様に0.10月引き上げ、4.10月とすることが妥当であるとの結論に至った。

4. 付記事項

審議会における議論の中で、次のとおり、意見・要望等があったことを付言する。

- ・ 令和2年度の自治基本条例検証における検証基礎シート（第9条部分）で、議会報告会での参加者が少ないことに関し、「対象団体を絞り、具体的なテーマを設定し積極的に参加を呼び掛ける」とあるが、実施できていない。

- ・今把握できる税金等の数値ではプラスに伸びているが、市内の経済情勢等の好転を、市民が日常的に実感している状況とはなっていない。
- ・人事院勧告と市内の所得状況とが異なっていないため、人事院勧告と同様に期末手当支給割合を引き上げて良いとは思いますが、議員分については、過去には特別職（三役）と議員間で当該支給割合に差が設けられていた経緯を踏まえ、不祥事案件を加味し、支給割合に反映させる方法も考えられる。
- ・議会においては、不祥事後の対策や、信頼回復に向けて取り組んでいる活動を、市民に向け、もっとアピールしていくほうが良い。
- ・議員は、選挙で選ばれた公職者であり、不祥事に対する直接的な対応は当然として、倫理観やコンプライアンスなどの、更にもう1段高い次元での研修が必要なのではないか。

【宍粟市特別職報酬等審議会 委員名簿】

氏名	団体等	備考
小林 晋八	宍粟市連合自治会 副会長	会長
川本 こず江	宍粟市商工会 女性部長	職務代理者
福山 千鶴	宍粟市消費者協会 事務局長	
進藤 恭児	ハリマ農業協同組合 理事	
久崎 正博	公募委員	

会 議 録

会 議 の 名 称	宍粟市特別職報酬等審議会（第1回）	
開 催 日 時	令和4年10月31日（月）15時30分から17時00分まで	
開 催 場 所	宍粟市役所 5階 503会議室	
議長（委員長・会長） 氏 名	会長 小林 晋八	
委 員 氏 名	（出席者） 川本こず江委員、福山千鶴委員 進藤恭児委員、久崎正博委員	（欠席者） なし
事 務 局 氏 名	総務部 砂町部長、中尾次長 総務部総務課 菅野次長、岡田係長 議会事務局 大前局長	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	<p>（決定事項、概要等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本審議会は、公開の会議とすることを決定。 ・事務局が資料の説明を行った後、委員から質疑、意見を聴取。 ・次回の資料として、次のものを準備 市内の民間企業の状況がわかるような資料 令和3年度の税収の推移がわかるような資料 ・方針として、次回会議で期末手当支給割合に対する答申内容を決定する。 ・次回の日程、場所については、次のとおり 11月9日（水）15時30分～ 市役所5階502会議室 	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	
議 事 録 の 確 認 （記名押印）	（委員長等） _____ 会長 小林 晋 八 ㊟	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
事務局	<p>1. 副市長あいさつ 2. 新規委員の委嘱書交付 3. 委員の紹介（あわせて事務局職員の紹介） 4. 諮問及び諮問内容の趣旨説明 （諮問書の朗読、会長へ提出。提出後、副市長退席） 5. 会長あいさつ 6. 資料の説明及び質疑応答</p> <p>次第6に入りますが、はじめに本審議会の公開・非公開について、お諮りします。事前配布資料3ページの「宍粟市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」第6条の規定により、附属機関の会議は、原則として公開するものとなっておりますが、会議を公開することにより、率直な意見の交換や、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、会議の全部または一部を非公開とすることができます。今回の当審議会の会議の公開・非公開につきましては、いかがいたしましょうか。</p>
会長	<p>昨年も公開とさせていただきましたので、今年も皆さん公開でよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（了承）</p>
事務局	<p>それでは、会議は公開ということで、会議録は作成させていただき、委員の皆さんに確認させていただいた後、ホームページで公開となりますが、委員さんの氏名は黒塗りとさせていただきますので、ご了承願います。</p> <p>それでは、ここからの進行につきましては、小林会長からお願いいたします。</p>
会長	<p>はい。それではただいまより、令和4年度の宍粟市特別職報酬等審議会へ期末手当支給割合について諮問を頂戴いたしましたので、この案件につきまして、御議論をいただきたいと思います。それでは事務局のほうより、御説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>（事前配布資料、当日配布資料の説明）</p> <p>●●●● はい、ありがとうございます。なかなか説明を聞いてもわかりにくい資料といえますか内容といえますか、私は勉強不足がしみじみと身に染みるわけでござ</p>

<p>●●●●</p>	<p>います。縷々説明がございました。各委員さんにおかれましては、それぞれ質問等がございましたら、御発言を願いたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>審議を始める前にちょっとお伺いしたいことがあって、時間をとらせていただきます。お亡くなりになられた市議に関して、その後、補欠選挙とか、かわりに誰か入るとか、欠員のままとか、その決定事項となぜその決定になったか理由を教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>今、欠員2名になっております。宍粟市の場合3名欠員が出ると補欠選挙をすることになっておりますので、今の段階では、欠員2名という状態のままで進めるということになります。</p>
<p>●●●●</p>	<p>ほかに御質問、御意見をお願いいたします。</p>
<p>●●●●</p>	<p>議員さんの活動が見えないということが、ここ数年の答申の中にもあると思います。令和3年の答申についても、できるだけ議員の見える化を図っていただきたいという要望を、ページ数で言えば25ページに書いてあるわけですが、この見える化がより明確になれば、議員さんの報酬も決めやすいかなと思うわけですが、1年を通して、その後、どういう活動をされたのか説明をいただきたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>確かに今御指摘のように、議員の活動というのが見えにくいということで、この間、議会改革というふうな形で、議員間のいろんな会議でも協議しております。その中で、やはり1番見ていただいているところとしまして、「議会だより」は定例会ごとに発行しております。それ以外では、しそチャンネルでの本会議の中継であるとか、本会議をユーチューブでいつでも見られる状況を作るなどし、議会ではどんなことを質問して、当局がどのように施策を進めているのかということの理解を得ていただくような機会を極力持つという取組をしております。さらに、議会報告会やお出かけ市議会の要請がありましたら、出向いてテーマに基づいて説明をし、あるいは意見交換をするといった取組も進めております。ここ2年間はコロナ禍でありますので、大人数が集まってということにはなかったわけですが、機会はその都度設けて議会の活動を皆さんにお知らせするという努力は続けておるところでございます。</p>
<p>●●●●</p>	<p>今のお話の内容ですが、議会の活動の状況ということで、お出かけ市議会とか議会報告会など、過去の議事録を見ても出てきておりますが、令和3年度</p>

<p>事務局</p> <p>●●●●</p>	<p>あるいはこの令和4年度の上期に、お出かけ市議会がどれぐらいの回数があったとか、議会報告会にはどれぐらいの方が参加されたとか、数字的なことはわかるのでしょうか。わかるようでしたら、教えていただきたいと思います。</p> <p>まず議会報告会につきまして、令和4年度は、各小学校区を基本としまして、7月から8月の初めにかけて、新病院についての討議内容の説明であったり、住民の皆さんの声を聞くという形で、14か所で議会報告会を開催してきております。人数につきましては、今手元にはありませんが、次の機会にお知らせしたいと思います。状況については、広報広聴常任委員会において、会場でお聞きした質問事項を、議会だけでは答弁しにくかったことを取りまとめて、各地区の自治会長さんにお返するというふうなところまで進んでおります。お出かけ市議会につきましては、令和3年度に1度、文教民生常任委員会が行っておりますのと、令和4年度につきましては、予算決算常任委員会が、新病院の建設についてのお出かけ市議会といった形で、1回開いておるところでございます。</p> <p>おっしゃるようにコロナのことも関係あるでしょうけれども、やはり今までの議事録の中でも何度も指摘されてきていますし、私実際、議員さんの活動というのが、身近に感じられないわけです。やろうとされていることは分かるのですけれども、その成果が出ていないと。やっぱり、その成果が出るような形の取組を、新たにしていかなければいけないんじゃないかと思えます。議会に限らず、市のタウンミーティングとかについてもそうじゃないかと思うんですけれども、お出かけ市議会では10人以上であれば開催するということですが、手を挙げるところがないような場合は、市の自治会の役員会などで何かの変わるときに、逆にアピールしていくようなことはしてはどうでしょうか。やっぱりそういう積極的な活動をされてないと。当然、市民の側もそこへ行ってないという悪いところもあろうかと思うんですけれども、やはり、そこは乗り越えていただいて、前向きに能動的にアプローチをして、こういった取組をしているということを知っていただかないと。でないと、こういったときに市民の理解はなかなか得られにくいのではないかと私は思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>確かに委員御指摘のとおり、PRする機会が少ないのかなというふうにも思えます。様々な機会を通じてテーマであるとかを議員のほうから呼びかけていく、そのような方法を常任委員会でも検討を進めていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。</p>

●●●●	<p>今の議会の見える化、あるいは、市議会の在り方等については、波賀町におきましては、現在出身議員さんがおられませんので、なおのこと伝わりにくいという状況がございます。頑張って、広報・PRしていただきたいと思います。</p>
●●●●	<p>今年の会議で、お出かけトークに行きましようと言って解散したんですけど、実は私自身もバタバタして行けていなくて。やっぱり、行かないと雰囲気はわかりません。行ったときは、「なるほどな、頑張るとってやな。」と思いは感じます。だから、まずは自分たちで行かないといけないと言いながら、行けてない、実は。それで、先ほどあった亡くなられた議員の補充については、他の議員さんなどがカバーするといった話もありましたけど、今回辞められた議員さんは、ある事情でやめられて。それもちょっと恥ずかしい話。お出かけトークの後に捕まったという話で、大変嫌なことです。仲間内からも、そういうことがないように声をかけ合ったりしないと、一生懸命頑張っている方も地位が落ちるし。選挙のときはライバルですけど、本来は仲間なんですから、みんなでスクラム組んでいただきたいなと思いました。</p>
事務局	<p>この度は、8月の一宮会場で不祥事が起きたということは、本当に事務局としても辛いですし、辞職届が出た翌日すぐに議員協議会を開き、議員全員が集まりまして、襟を正そうじゃないかというふうな話をする場も設けております。その中で、今後もっともっと議員も色々と研鑽しながら、市民に向かって胸を張っていけるようなにしようということを確認しております。同じ会場にいた議員には、こちらからも確認したところですけども、そのことに気が付かなかったと言っておりました。</p>
●●●●	<p>今、結局2人議員さんが欠員になっていますね。それで回っているかどうかは私たちにはわからないけど、それによって人員定数をどうするかが決まってくるので、やっぱりその辺の状況もしっかり私たちも把握したいなと思います。</p>
●●●●	<p>今度、一般企業ではアルコールチェッカーが義務化されます。同じことを、議員さんも集まられたときなどに必ずやるとか、そういったことをしないと。飲まないのが普通やろうって私たちは思っているけれども、実際そうなってしまうんですから。やっぱり一般企業と同じようにアルコールチェッカーを取り入れて、市の職員の方もそうですけど、同じようにされたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、確かにこの10月から、私たちもそうなんですけども、公用車を運転する</p>

	<p>際には、事前にアルコールチェックをするということで、励行しております。委員につきましては、ここに着いてからチェックするということになれば、片道はその状態で来たというふうな形にはなろうかと思うんですけども、この場でそういった御意見がありましたということをお伝えしたいと思います。</p> <p>あえて問題が出ましたので、私のほうの思いを話させていただきます。山崎町、一宮町、千種町、波賀町それぞれで、自分のふるさと、町を元気にしようという思いで、いろんな団体が活躍していただいております。その中であって、あいつたことが起きてしまったというのは大変残念なんですけども、起きてしまったものは仕方がない。仕方がないんですけども、その後の対応はどうだったんだろうなというふうに思うときに、わがまちトークが開催されておる中であって、次の波賀町は「やるのか。やらないのか。」という連絡が何もいただけなかった。で、前日になってやりますという案内をいただきまして、こういった不祥事の最中、議長さんがおいでになられて、何らかの発言があるかなと思ったけども、それもなかった。波賀町でのトークの内容に関しては、私の個人的な意見ですけども、大変残念な内容だったなというふうに思っております。</p> <p>これではちょっと、わがまちトークも成っていかんなんじゃないかなというふうな思いがいたしました。大変残念な思いをしたことをお伝えしたいと思います。</p>
事務局	<p>内容につきましては、新病院の整備について、みなさんの御意見も聞きながら、意見交換をしようというふうな形で進めておりました。会場ごとに班をつくり、それぞれ議員が出向いて行って説明をしたわけなんですけども、十分なお答えが出来なかつたりとか、あるいは、病院以外の問題についても、出来ますというふうなことが言いにくかったという部分もあろうかと思っております。この度の議会報告会で出されたことについては、取りまとめた報告書を地区の自治会長さんあてにお送りをさせていただくという形でお返しをしますので、その内容を見ていただいて、また不十分な点は、何なりと議員のほうにお伝えいただければ、また、議員の活動も、その部分で活発になるのではないかというふうにも考えます。この度の議会報告会を機に、議会がこんなことしているんだという、活性化につながるように、事務局からもまた呼びかけていきたいなというふうにも考えております。</p> <p>事務局を余り責め立てるような言葉もいがかないと思いますので、その辺りのところも御容赦いただきながら、御議論をお願いしたいなと思っております。</p>

<p>●●●●</p>	<p>病院に関しての質問なんですけど、うちは自営業で、円安で原料が1.5倍になっています。今後、円高になる可能性はもう少ないと思うんですね。病院建設のことを議論し始めてからどれだけ円が安くなったかわかってらっしゃると思うんですけど、その資材に関しての予算を考え直しておられますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>まだ設計の段階で、2年後に物価が元に戻るのか下がるのか、いや、また上がるのかというのは誰もわからないことです。なるべく安くというのは、大前提に持って、病院のほうで進めておりますので、その辺りは今から実施設計を進める中で、場合によっては資材費を若干落とさなければならないようなことも含めて、今検討しておるところだと思います。</p>
<p>●●●●</p>	<p>ほかに御意見を賜りたいと思います。</p>
<p>●●●●</p>	<p>資料でテレワークの話がありましたが、宍粟市の場合は、テレワークの実態は多いかったですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>宍粟市のテレワークについて、簡単に説明させていただきます。宍粟市では、兵庫県が提供してくれています「テレワーク兵庫」というシステムを利用しています。これは、公務員だけでなく、民間の事業者も使用できるもので、そのシステムを通じて、ネットワークにつながることができ、市役所でしたら、基本的には市役所のパソコンでやっていることと同じことが自宅のパソコンでもできるということになります。ただ、同じことができるとなると、住民の個人情報扱う部署もありますし、総務課などでは、住民の個人情報はあまり扱いませんけども、職員の個人的な情報を扱うことがあります。そのまま繋げて何でもするというのではなくて、例えば、持ち帰りしてはいけない資料であるとか、家ではプリントアウトしてはいけないだとか、そういったルールをまず作った上で、運用をしております。先ほどもあったように、民間企業や都市部の自治体ですと、電車などの公共交通機関での通勤が前提になりますので、職員みんなが休んでしまうという状況を避けるために、強制的に週に1回や2回はテレワークをするなど、かなり積極的にテレワークを進めている自治体もあります。しかし宍粟市の場合は、そこまでではなくて、通常どおりの職場での勤務を基本とする中で、なるべく人との接触を避けるための工夫ということでしております。ただ、7月から8月にかけて、かなりコロナが広がったときですと、1か月で約70人から80人ぐらいの職員が、テレワークでの業務を行いました。テレワークの実績の取りまとめは総務課ではしてないんですけども、7</p>

月8月あたりはそういう状況でございました。

●●●●

テレワークというシステムをすごくいいと思うんですね。遠くにいる職員が、それこそ県外でも職員として働いてそのやりとりできるとか、大いに活用したらいいと思うんですけど、説明であったのは、テレワークになったとき、それが光熱費に反映するっていう話でしたわね。ただ、逆に言うたら、宍粟市の場合、マイカーで来ていたら、ガソリン代が要らなくなるんです。家にいるお金だけ補填するとして、ガソリン代は要らなくなるという、プラスマイナスどうなのかなど。通勤距離が短い方はいいですが、遠い人は長いこと休めばそれだけガソリン代が浮くことになる。家にいる分を補填するとなったとき、細かいこと言うんですけど、やっぱり格差が出てくることになるので、みんな一緒っていうわけにはいかない部分があるのかなっていうのを少し感じました。

●●●●

一旦、確認をさせていただきたいなと思います。本日のこの諮問書でございます。諮問書につきましては、「期末手当支給割合について、貴審議会の意見を求めます。」ということでございます。報酬等については、今回我々がどうこうという部分ではないのかなというふうに思いますので、いわゆる一般的に言うボーナスの部分についてどうするかということで、答申に向けて御議論をお願いしたいなと思います。

ほかに御意見がございましたらお受けしたいと思います。

●●●●

今回この期末手当の部分ですね。いわゆるボーナスの部分だと思うんですけども、これを考える要素としましては、人事院勧告等、それから市の財政、類似団体との比較、それと先ほどから出ています仕事の内容、あるいは市内の経済状況、それから市民感情。今までの資料を見るとそういうところで判断されているところなんですけども、まず、その人事院勧告が今回0.1か月分のアップという形で来ていますから、それに追従するかしないかということの話がメインかと私は思っています。20ページの資料の過去の状況を見ると、追従されていない場合もありますが、上げるとしても上げないとしても、いずれにしても、その理由が必要だと思います。それで、そのことについて考えるんですけども、人事院勧告自体は国が出した統計からの資料であって、従業員が50人以上の民間企業ってことになっています。これは全国レベルでの話ということで、宍粟市内で見ると、50人以上の企業がそんなにあるのかどうか。一宮、波賀、千種で50人以上の事業所があるのかどうか。山崎のことはちょっとわかりませんが、そうしたときに、果たしてそれに続いて行っていいものかということも、少し腑に落ちない部分があります。ただ、それが妥当なんかどうかわ

<p>●●●●</p> <p>事務局</p> <p>●●●●</p>	<p>からないけど、市の職員の方については、当然に人事院勧告に従っていくという事はいいと思うんですけども、特別職と議員さんについては、今までも議論されているように、これは報酬ということなんで、それに従わなくても別にいいということ、そのためのこの審議会という形の理解でよろしいでしょうか。</p> <p>先ほどの●●●●の意見についてなんですけども、雇用形態がほとんど同じである市の一般職については人事院勧告に準拠するのでいいと思います。ただそれを、今言われたように、特別職も準拠するのかなというのがちょっと、法的根拠としては弱いかなと思います。私が思うに、人事院勧告を参考にする、あるいは、類似団体の給与等を参考にするというのは、外部・周りの状況であって、もう少し目を向けないと駄目なのは、宍粟市の1人当たりの所得がどうなったかであったり、1世帯の所得が令和3年から4年にかけてどういうふうな推移となったのかとか。とにかく、所得の水準を外ではなくて内へ向けていかないと駄目なんかなと思います。もしそういう統計があれば、特別職の報酬の上げ下げの一つの指標になるんじゃないかなと思うんですけども、その点、もしあれば教えていただきたいと思います。</p> <p>今言われたとおり、宍粟市の状況がわかればいいんですけども、市のほうでは、宍粟市内の事業所の調査などは、やっております。大きな市や兵庫県とかのレベルになりますと人事委員会というのがあり、そういった団体については、そこで独自に兵庫県内の調査などを行います。宍粟市の場合は、そういう機関がありませんので、地方公務員の給与というのは、地方公務員法で国であったり他団体の状況によって、それに合わせて決めていきたいと思いますという大きなルールがありますので、一般職の場合は、この人事院勧告に従うということになります。人事院勧告については先ほど言いましたように、東京だけを比べたわけではなく、全国のそういう対象の事業所と比べておりますが、おっしゃるよう見えにくい部分はあるかなと思います。ちなみに、兵庫県も、県の職員に対して県の給与勧告というのをを出されております。細かい数字は手元にありませんが、ボーナスは国と同じになっていたと記憶をしております。参考に兵庫県内はそういう状況だったということで理解いただけたらと思います。</p> <p>そしたら、今までですね、特別職の報酬であるとか、期末手当の推移を見てみると、市の一般職員とほとんど連動して上げ下げがなされているという経緯があると思うんですけども、その根本は、その財源が宍粟市の財源だから、市職員と同じように特別職も上げましょうという押さえ方でよろしいでしょうか。</p>
------------------------------------	---

<p>事務局</p> <p>●●●●</p>	<p>20ページに今までの特別職の期末手当の支給率の推移ということで上げておりますが、実際には人事院勧告の動きと連動していることが多いと思うんですけども、支給月数で言いますと、宍粟市の一般職員は令和3年度で言いますと、人勧後の状況といたしましては、4.3月となっています。宍粟市の特別それから宍粟市の議会議員については、4.0月ということで、ここで既に0.3月の差が出ております。おっしゃるように、人事院勧告というのは、あくまでも、全国の一般職を対象にしたものになりますので、宍粟市の特別職は人勧に縛られるものではありません。ただ、やはり人勧は全国の今の経済状況などを反映していますので、人勧が一つの基準になるのではないかと考えており、この人勧のボーナスの支給月数の上げ下げを参考にしながら、過去の議論いただいた結果がこの表のとおりとなっているのかなと思います。そして、今ありましたように宍粟市の独自の状況、あと経済状況なんかについて、委員の皆さんの意見を聞いた上で、答申をいただくというのが本来の姿かなと思いますので、人勧は判断の一つの基準にさせていただけたらといいのかなというふうに思います。</p> <p>ほかに御意見を賜りたいと思います。</p> <p>意見ないようですので、私から1点。これまでの慣例ではないんですが、期末手当について、1回の会議で答申を出されておったようでございます。諸般の事情を踏まえると、もう一度、この会議を開催させていただくということよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p> <p>●●●●</p> <p>●●●●</p>	<p>(了承)</p> <p>では、もう一度、11月9日でしたかね、第2回目をお願いしたいと思います。</p> <p>確認ですけども、市としては、市民の所得平均とか、そういうデータはないということでよろしいですか。出来たら、そういう数値があったら、それを根拠に話が進めやすいんですけども、ないと言え、人勧に準拠せざるを得ないかなというふうに思うんです。</p>
<p>事務局</p>	<p>経済統計などいろんな統計が多分あると思うんですけども、もしかしたら、それに宍粟市の事業所の何か数字が出ているかもしれません。ただ、令和4年というのはおそらくまだないと思うので、令和2年か3年にはなるかなと思</p>

	<p>ます。何か参考になるようなものがないか、事務局で調べさせていただきます。</p>
<p>●●●●</p>	<p>あと1点、先ほどの●●●●さんの発言に沿うような内容かわからないんですけども、国がマイナンバーカードの普及に応じて交付税額を計算することを視野に入れるというふうなことがあったかと思imasので、その辺りの流動的な部分もあるのかなというふうに思imas。本当に普及率に応じて減らすのか、その辺りはまだわからないんですけども。データのな部分におきましては、市民税の税収はおそらく分かるかと思imasので、その辺りをお願いしたいなと思imas。</p> <p>ほかに御意見を頂戴したいと思imas。</p>
<p>●●●●</p>	<p>本検討内容とちょっと離れるんですけども、1点お聞きしたいことがあります。10月16日の神戸新聞に議会の長期欠席議員の報酬満額支給、減額支給などの規定のことが出たんですけども、宍粟市はその規定がないと報道が出ておりました。これについて何か検討はされているんでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>議会におきましても、そのことにつきましては、議会運営委員会の中で、既にテーマとして、この夏以来検討しております。実は、神戸新聞だったかと思うんですけども、そのアンケートが来た際にも、ただいま検討中というふうな返答を議会からしております。これにつきましては、実際に休まれる議員さんが出てくる中で、果たしてこれでいいのかなというのは、昨年度来、テーマになっておりましたことで、具体的にただいま検討を進めておるところでございます。</p>
<p>●●●●</p>	<p>ほかに御意見を賜りたいと思imas。</p>
<p>●●●●</p>	<p>すいません、最後に。迷っているんです。人事院勧告と同じように上げたいのはやまやまなんです。ただ、先ほどから申し上げているように、何もかもが値上げしている。また、先ほどからおっしゃっているように、見える化が全く見えてこない。不祥事がある。私がずっと言っているヴィクトリーナ姫路とのあれはどうなっているのかって進捗が見えない。この間も、森林大学校の育成協議会に私は入らせていただいているんですけども、そこで市の方の答弁も、結局、進んでいるのか進んでないのかよくわからない状態。だから、本当に私達一般市民はどんな状況になっているのか、進捗状況が本当にわからないので、先ほどから●●●●がおっしゃっているように、宍粟市の中での根拠の数字が見えない。すごく私らも給料上げてほしいなと思うぐらいですので、皆さ</p>

	<p>んの期末手当も上げたほうがいいのかどうか思いながら、知ることが出来ない部分が多い。皆さん、働いていらっしゃるんですけど、それが目に見えて効果が出ているのかどうかというところが見えない。病院のことにしても、さっき見積りのほうは値上げを考えているのかって言ったのもそうなんです。結局、これからお金がどんどんかかっていくのに、期末手当上げて、そこに税金を使っていいのかどうかというのをすごく考えますし、前回も言ったんですけど、子どもたちに借金を残していいのかどうかというところ。前は、交付税がどうたらこうたらで賄えるとかおっしゃっていましたが、先ほどのマイナンバーカードの交付状況によって変わるとか言われたら、それもちょっと心配になってきたなと思うんですよ。だから本当に上げさせていただける根拠が欲しいです。そこが正直なところ。それだけ、次のときによろしくをお願いいたします。</p>
●●●●	<p>ありがとうございます。やっぱり市政でございまして、市民が主権者でございますので、市民の生活を考えると、なかなか頑張っていると言える材料を御提供いただければそのように審議もしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。</p>
	<p>ほかに御意見を頂戴したいと思います。</p> <p>大体意見のほうが出そろったようでございますので、それでは、確認事項のほうに入らせていただきたいと思います。事務局よりよろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>7. 確認事項等</p>
	<p>この会議の今後の進め方を会長からご提案いただいております。先ほどありましたとおり、11月9日の15時30分、場所が隣の502会議室になります。そこで2回目の会議をもたせていただきますので、よろしくをお願いいたします。それで、事務局で準備する資料としましては、市内の民間企業の状況がわかるような資料と、令和3年度の税金の推移がわかるような資料、この2つについては次回の会議の開催までに準備をさせていただきたいと思います。それで、次回の会議において、今日いただきました意見と、次回までに事務局が用意する資料を含めて検討いただいて、今回の諮問に対する答申をまとめていただきますようよろしくお願いいたします。</p>
●●●●	<p>ありがとうございます。事務局より一番最後に、次回答申をまとめていただきたいという希望がございましたので、次回の会議で答申ということでご理解いただきたいと思います。</p>

部長	<p>他に何かご意見がございましたら、お受けしたいと思います。</p> <p>ないようでしたら、事務局のほうにお返しをさせていただこうと思います。</p> <p>ありがとうございました。それでは、次回11月9日ということで、また皆さんご足労をいただきますけれども、よろしく願いいたします。</p> <p>8. 閉会 (川本委員あいさつ)</p>
----	--

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	宍粟市特別職報酬等審議会（第2回）	
開 催 日 時	令和4年11月9日（水）15時30分から16時45分まで	
開 催 場 所	宍粟市役所 5階 503会議室	
議長（委員長・会長） 氏 名	会長 小林 晋八	
委 員 氏 名	（出席者） 川本こず江委員、福山千鶴委員 進藤恭児委員、久崎正博委員	（欠席者） なし
事 務 局 氏 名	総務部 砂町部長、中尾次長 総務部総務課 菅野次長、岡田係長 議会事務局 大前局長	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	<p>（決定事項、概要等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局が資料の説明を行った後、委員から質疑、意見を聴取 ・期末手当支給割合は、人事院勧告と同様に、0.10月引上げ ・議会議員に対しては、今後の一層の研鑽、更なる活躍に期待しての答申である旨、意見を付す。 ・答申書案を作成後、各委員の確認・修正を行った後に、委員全員で市長へ答申する。 	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	
議 事 録 の 確 認 (記名押印)	(委員長等) _____ 会長 小林 晋 八 (印)	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
会長	1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 会議録の確認 それでは次第に沿いまして、第1回目の会議録の確認を行いたいと思います。 事務局から説明をお願いします。
事務局	事前に郵送させていただいておりました会議録につきまして、調整すべき点等ございましたら、御意見等いただけたらと思っております。よろしくお願いたします。
会長	それでは会議録につきまして、何か御意見がございましたらお受けしたいと思います。
●●●●	8ページの1番上に記載のある委員名は不要ではないかと思っておりますので、訂正をお願いいたします。
会長	しかるべく訂正をお願いいたします。 ほかに御意見がございましたらお受けしたいと思います。
●●●●	自分の発言なんですけど、5ページの部分の言葉を使ったのが、少し自分として不適切かなと思ったんですけど、いかがなものでしょう。
会長	表現を少し見直してもらいましょう。
委員一同	(了承)
会長	ほかに御意見ございましたらどうぞ。 ないようでしたら、これで議事録はよろしいですか。
委員一同	(了承)
会長	はい、ありがとうございます。
会長	4. 議事 それでは次第4の議事に入ります。4の(1)の追加資料の説明を事務局からお願いします。
事務局	(追加資料の説明)

●●●●	ただいまの追加資料の説明につきまして、御意見をいただきたいと思ひます。
●●●●	説明をいただきまして、特に法人市民税の状況ですが、合計を見ると、24%の対前年度の額では伸びているというような形ですので、市内の企業の状況は好転しているというふうな見方でよろしいでしょうか。
事務局	単純な見方になってしまうかもしれませんが、そういった見方になろうかなと思っております。
●●●●	はい、ありがとうございます。 追加資料の説明等々もあわせまして、総合的に御意見を賜りたいと思ひます。
●●●●	議員さんの状況なんですけれども、市議会定例会・臨時会を含めまして合計日数は116日出られておって、各委員会等はそれぞれ所属されているところが違っているんだと思うんですけれども、大体月2日ぐらいの出席ですかね。それとも3日ぐらいですかね。
事務局	定例会につきましては、それぞれ期間があるんですけども、期間中の全ての日に出席というわけではなく、実際に全員が集まる「本会議」というのがありまして、各会でまちまちではあるんですけども、おおむね5日から7日は本会議がございます。それから、委員会等につきましては、議員協議会であるとか運営委員会は、定例会といった形で、必ず月に1回ございます。議員協議会は全議員が集まる委員会として、議会前あるいは月に1回は定例会といった形で必ず開催をしております。常任委員会につきましては、それぞれ所属する議員が分担して任務に当たっており、月1回の定例会に加え、議会ごとに開催して、継続審査、継続調査事項であるとかを審査し、分科会というのは、招集をして、予算の審査などをしております。
●●●●	そうしましたら、各委員会等で大体、月に3日来られているとしたら年間36日、定例会などの116日と合わせて大体150日ぐらいはこちらへ来られてお仕事をされていると理解してよろしいでしょうか。
事務局	お見込みのとおりですね、全員集まる日と、それぞれの担当の委員会がある日といった形でこちら来られているということです。議長、副議長については、平日は、毎日こちらのほうへ来て、書類に目を通して決裁をされているような状況であります。
●●●●	はい、ありがとうございます。 ほかに御意見を頂戴したいと思います。 ないようでしたら、私のほうから1点、お伺いをいたします。

<p>事務局</p> <p>●●●●</p>	<p>前回資料の20ページの1番右のほうに、括弧書きが4つあるかと思いますが。上から3つ目の「特別職3役と議員との支給率の差をなくすため同率にするよう改定」と書いてございますが、これはもう条例化して定めてあるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p> <p>●●●●</p> <p>事務局</p> <p>●●●●</p> <p>●●●●</p>	<p>条例上の支給率は、このときに合わせてあります。ただ、方針として、こうしようということを条例で定めているわけではありません。</p> <p>例えば、3役さんと議員さんとで、別に設定することは可能なのでしょうか。</p> <p>特別職と議員さんの分は、個別に決めることは可能です。</p> <p>はい、ありがとうございます。 ほかに御意見を頂戴したいと思います。</p> <p>本日の追加資料でいただいた分ですけれども、基本的なことでの確認です。所得金額とあるんですけれども、当然これは、収入から必要経費を除いた金額という理解でよろしいですか。</p>
<p>事務局</p> <p>●●●●</p> <p>事務局</p> <p>●●●●</p>	<p>そのとおりでございます。</p> <p>控除後の額ではなしに、経費だけを引いたものですか。</p> <p>控除後の額です。</p>
<p>●●●●</p> <p>事務局</p> <p>●●●●</p>	<p>はい、ありがとうございます。伸びているとは思ってもいなかったというのが、率直なところでございます。横ばいか、あるいは若干少なくなっているのかなという予測をしておったんですけれども、ちょっと驚いております。ありがたいことなんだろうと思いますけれども。 質問ほかに、何かありますでしょうか。</p> <p>市議会のほうなんですけれども、議長、副議長の方は、平日ほぼ来られているっておっしゃっていたんですけれど、土日はお休みなんですよ。</p> <p>はい。</p> <p>ほかの議員さんは、土日で100日ぐらいお休みで、祭日入れても、120、130日お休みとすると、議員として動くっていう日が230日ぐらいあるとして、ここに来られるのが150日ぐらいだとして、あとの日にちは、それぞれの村とかで、活動されているって感じですかね。</p>

<p>事務局</p>	<p>議員さんの活動というのは、本会議であるとか、委員会であるとか、議長の招集、委員長の招集によって、議会として動く部分と、あとは議員の個人で動く部分とありまして、議員個人の部分は、例えば自分がいろんなところへ調査に行って、あるいは、地元でいろんな声を拾って、自分の活動記録をとって、皆さんに報告をする場を設けるとか、報告書を出すとかいうようなことがありますので、ここに来ることだけが仕事ではないというふうに解釈いただけたらと思います。</p>
<p>●●●●</p>	<p>その報告書を書くとかって、日報や日誌のようなものを書かれていることだと思うんですけども、それは、議会の中でお互いに見せ合うことはあるんですか。私たちには、自分たちの行動便りみたいなものを新聞折込で配ってらっしゃる方もいますけど、配ってらっしゃらない方もいる。全員がお互いに、個人で活動した日を把握されているのかどうかをお伺いしたいです。</p>
<p>事務局</p>	<p>個別の行動状況について、確認する場はありません。本人がどういった行動をとっているかというのは、本人が管理すべきことであって、誰かがチェックをし合うというふうな形はとっておりません。</p>
<p>●●●●</p>	<p>こんな言い方あれですけど、性善説に基づいているということですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>議員はそもそも、品位・品格を保持してというところで、立候補され、皆様から選ばれて、職務を全うするというを議会基本条例にも謳われていることですし、そういった形での活動となっております。</p>
<p>●●●●</p>	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
<p>●●●●</p>	<p>前回の審議会の中で、議員さんにおかれましては、選挙で選ばれた市民の代表であるということで、私の意見としては、市民の生活の実態といいますか、給与水準に、議員さんも合わせたほうがいいんじゃないかということで、市民の収入の推移の分かる資料の提出をお願いしたところです。いただいた資料では、少し意外だったんですが、数値が伸びていました。令和3年度は3.6、4年度は1.4、伸びています。意外ではあったんですけども、他に資料がないということでありましたら、これに基づいて、市民の収入の変化というものを、判断せざるを得ないかなと思いました。</p>
<p>●●●●</p>	<p>こんなことを申し上げると大変失礼なのかもわかりませんが、去年は3.6%の伸び率があるにもかかわらず、マイナス改定をさせていただいております。ですので、いただいた資料は資料として参考とさせていただくという考え方で、これにとらわれずに御議論をしていただけたらと思います。</p>
<p>●●●●</p>	<p>先ほどの●●●●の話の中で、議員さんは相互牽制はされていないというような</p>

	<p>ことをお聞きしたんですけれども、宍粟市議会基本条例には、第2条で「市民の信託に応え、市政の発展に寄与することを責務とする」というようなこと書かれてあります。前回の話でありましたけど、誠に恥ずかしい話ですが、7月に不祥事がありました。議会基本条例では、議員は高い倫理感とその責務を問われている中で不祥事があったということは、議会という組織としても、ある程度の責任もあるんじゃないかと私は思うんですが、いかがなものでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>議会としても、そのことは大きな問題だということで、前回も申しましたとおり、辞職願が出た時点で、即座に全議員を招集しまして、再度自らの襟を正すということを徹底して、現在、活動に当たっているという状況にあります。もちろんこれは、普段は気を緩めて日々を過ごしているというわけではないかと思えますけれども、さらに、自分自身を振り返ろうということで議員自体も取り組んでいるというふうに事務局としては見ております。</p>
<p>●●●●</p>	<p>そういう形で取り組まれるのはいいんですけれども、その議会という組織として、やはりそういったことが起こり得る内部的な土壌があったんじゃないかなと思うんです。それに対して、何か規制というか、個人が頑張るだけではなくて、議会という組織で、研修や勉強会というようなことをされたほうがいいんじゃないかと思えます。</p>
<p>事務局</p>	<p>研修会といった形では、この間、開いてはおりませんので、そういった御指摘もあるということ再度議長に伝えたいと思います。</p>
<p>●●●●</p>	<p>はい、ありがとうございます。 議員皆さんも、今現在定数についてこのままでいいか、少なくするかといった議論をされておるようでございます。先日、宍粟市の我々4連合自治会長と議会運営委員会との話合いの場を持たせていただいた中で、ある会長さんが、定数そのものを議論することはナンセンスで、そういったことよりも、16人の定数があるんだったら、それはそれで良い。ただ、自分たちの在り方や、議会というものをどうしていくんだという、チェックと言いますか、そういったことのほうが大事なんじゃないかなというような意見があったと思います。議員さんも襟を正してやっておられるという、部分は見えております。 はい。ほかに御意見お願いします。</p>
<p>●●●●</p>	<p>先日ありました説明会は、明日またあるんですけれども、こういったものは、政務活動費みたいなもので支払われるんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>これはあくまでも議会の活動になりますので、会場使用料などの費用は事務局から支払っております。政務活動費というのは、また別で、会派で動くとか、個人で政策研究をするとか、そういったところに支出をするようなものになり</p>

<p>●●●●</p> <p>事務局</p> <p>●●●●</p> <p>●●●●</p>	<p>ます。</p> <p>「政務活動費でもっとお金を使いましょう」っていつも言っていますが、ある会派では、「これは政務活動費で作成した分です」と書いた文章を新聞折込で出されている。会派か個人かはわからないけれども、自分はこんなふうに行っているという報告みたいなものを出されていたりして、いろんな種類がありますよね。私から見ると、個人になるのか会派になるのか、政務活動費になるのか個人の報告になるのか、区別がわからないんですよね。基準みたいなものがあれば、この機会に教えていただきたいなあと思います。</p> <p>個人の報告や後援会報といったものは、あくまでも個人の活動を報告するものとなります。政務活動費としましては、政策を自分の会派で練って、それを研究して、その成果物や報告書を年度末にもらって、それが「公益に当たるものやな」と、「皆さんの役に立つ内容であるな」といったことを事務局の中で一定審査した上で、政務活動費の対象となる印刷物や活動費として認められるものに対して、支出しているという形になります。</p> <p>手順としては、年度当初に会派で請求があれば、1人当たり1万5千円掛ける12か月分を会派にお渡しして、最終的に、その分が使用されたかどうか、適切な使用の仕方かどうかというのを事務局で確認し精算をするというふうな形になっております。ですので、普段、自分の活動記録を後援会報といった形で出ているのは、あれは政務活動ではないので、それとは区分をしているということです。</p> <p>そうすると、出している方はそれだけ動いておられるし、それに、多分資料を作るためにいろんなことをされていると思うんですね。今、●●●●も言われたみたいに、人数云々じゃなしに、自分たちがそれだけ勉強して、議会として活動するために必要な人数というのなら、1番いいわけですよね。だから、政務活動費をもらうぐらい、みんな研究したり、勉強したりしてもらいたいと思います。それと、どんな仕事でも一緒だと思うんですが、おもての記録だけが仕事じゃないですよね。そういうものを出そうと思ったら、自分たちで自宅でも勉強され、資料も残されていると思います。本当にされている方は、この資料で見えない部分で、頑張っておられると思います。政務活動費も使いながらみんなに報告されている方もあるというのは、認めてあげないといけない部分もあるかなあと思います。</p> <p>今、●●●●から御指摘ありました政務活動費なんですけれども、昨年も議論に上がりまして、政務活動費や政務研修費についての区分等々の質疑もさせていただいたかなというふうに思っております。その中で、昨年は、●●●●だったと思いますが、適正に使っていただいて、それが、市民に還元されるのであれば、もう大いに使っていただきたいという発言があったことをよく覚えており、そういったことで適切に使っていただければ、それでいいのかなというふ</p>
--	--

	<p>うに思います。 他に御意見あれば、どうぞ。</p>
<p>●●●● 事務局</p>	<p>議会のことばかり聞いてすみません。議会報告会のこと、男女で数字が分けてあるんですけど、年齢って何歳ぐらいの方が多いですか。</p> <p>今回提出させていただいている議会報告会は、テーマが新病院の整備に関する ことで開いております。その関係上、今回につきましては、若い方々の出席も あったかなと思います。多くは、やはり60代、70代あたりが中心であったら うとは思いますが、今までの議会報告会であるとか、わがまちトーク であるとかの参加状況よりは、若い方の割合が大きかったのかなというふうな 印象があります。</p>
<p>●●●●</p>	<p>何で聞いたかと申しますと、経済懇談会に女性部長として初めて参加させて いただいたんですけども、前もって質問が募集されて、それに対しての返事だけ だ。それで、若い方だけの青年部だけの経済懇談会をしていただけの ということで聞いて、すごい私は良かったなと思ったんです。</p> <p>新病院のことに関しても、若い方もグループラインを作られるぐらいすごく関 心を持たれていて。前回、私も質問させていただいたんですけど、この円安の 時代にどうやって乗り切って、病院を建てていく計画を立ててらっしゃるのか って伺ったときに、まだ見積り段階でっていう御返事だったので、帰っ てからよく考えてみると、見積り段階から計算していかんとあかんのちゃうかな と思ったんで、そういうところ、やっぱり若い方の意見も交えながら、円安も 考えながら、進めていただけたらなと思いますのでよろしくお願ひいたしま す。以上です。</p>
<p>●●●●</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ほかに御意見を頂戴したいと思います。</p>
<p>●●●● 事務局</p>	<p>初歩的なことなんですけども、議会事務局さんは、議員さんと市長さんのパイ プ役なんですか。調べ事なんかを言われたときは、議員さんの依頼であれ、 市長さんの依頼であれ、調べたりなんかをされるパイプ役なんですか。 議員さんは議員さんで各々に動くんじゃないに、必要によってパイプ役とし て、動かれるんですか。</p> <p>議員さんは議員さんでももちろん研究されます。議員さんで研究をされて、さら に、委員会などでいろんな情報であるとか調査をしてほしいというふうなこ とが決まりましたら、その部分については、事務局のほうで調べます。また、委 員会がある前に、議員さんに資料提供とか情報提供もしますし、委員さんが調 べられた調査結果をもとに深掘りをするというようなこととして、事務局とし ての役割を果たしておるところです。</p>

<p>●●●●</p>	<p>今●●●●おっしゃられましたパイプ役というのとは少し意味合いが違うと思います。パイプ役というのは、うまいこといくように繋いでいくといった役目を担うかなと思うんですけども、そうではなしに、議員さん方を事務の煩雑から解消をする手伝いをしていただいておりますのかなというふうに理解をさせていただいてよろしいのではないのでしょうか。多分、市長とのパイプ役とかそういうことを事務局が担われてないと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議会事務局として、本会議や委員会において、議会議員の疑問・質問に対して、当局から説明をいただくため、事務局から当局へお願いをしたり、わかりにくい質問については中を取り持ったりというようなことはしていますが、議員さんの全て雑用をやるとかいうのではなくて、基本は議員さん自身が活動をしますので、それをサポートしていく立場・任務というふうに考えております。</p>
<p>●●●●</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ほかに御意見を頂戴したいと思います。</p>
<p>●●●●</p>	<p>追加資料の4ページの地区別参加人数の表ですけども、15地区あって、出席者の人数は多いところ少ないところあります。ただ、10人以下のところは5か所あるということになっていまして、この結果を見られて、議会ではどのようなお話が出ていましたでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>多いところ少ないところ、地区によっては、実際の地区住民の数もある程度関係してこようかなと思うんですけども、やはり少ないところには、少し呼びかけが足らなかったのかなと、それぞれに行ったものが感じておるところです。しかしながら、少し関心の程度が高い所とそうでない所とかあるのかなということもありますので、もっともっと議会の動きが見えるように、事前の広報活動も必要かなというふうな総括をしておるところです。</p>
<p>●●●●</p>	<p>ありがとうございます。行かない市民も悪いんですけども、この温度差があるのが、やはり、そのテーマによって大きな差があるんじゃないかなと思うんです。令和2年度に自治基本条例の検証をされていますよね。そのときの検証基礎シートを見させてもらっているんですけども、ちょっと読ませていただいているんですか。第9条の課題や今後の取組の方向性というところで、「議会基本条例の規定により、議会報告会を開催し、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を聴取し、議会運営の改善を図ることとしている。しかし参加者が少ないこと、及び、意見交換後の意見集約にとどまっており、課題解決に向けた意見の取りまとめが出来ていない。対象団体を絞り、具体的なテーマを設定し、積極的に参加を呼びかける。」と、取組の方向性が書いてあります。ここに「対象団体を絞って具体的なテーマを設定して積極的に取り組む」と書いてあるんですけども、実際は同じテーマで同じ場所ですっとされてるというよ</p>

<p>事務局</p> <p>●●●●</p> <p>●●●●</p>	<p>うな形だと思えます。テーマによってはどこも同じ内容でしなきゃいけないこともあろうかと思うんですけども、そういった取組がちょっと弱いんじゃないかなと私は思えます。</p> <p>今回の夏場に行いましたこの病院に関する報告会につきましては、大きな事業でありますので、市民の皆さんがどういった意見を持たれているかということ、それぞれの会場において再度お聞きしようということで、同じテーマで行っております。宋栗市の地域は確かに広いので、それぞれの地区によっていろんな課題を抱えておられます。令和2年度の総括のところでありましたように、もっと身近な問題で集まっていただくということも今後必要かなというふうに思えます。令和2年度、3年度、報告会が十分出来てないというふうな状況もありますので、これからの展開として、総括に基づいた報告会の開催に努めていきたいと事務局としても考えております。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、報酬等審議会の答申に向けた意見の提案という観点から、少し見方を変えていただきながら、議論をしていただけたらなと思えます。</p> <p>まず、私のほうから申し上げます。今日の資料を見させていただく中で感じましたことは、税金は数字としては伸びておりますが、そんなにすごく増えているというふうな認識は持てないし、市民感情としましても、この状況で満足なんだというところには到達していないんじゃないかなというふうなことをも感じます。確かに、数字としては伸びておりますけども、たくさん給料が上がったんじゃないかという認識があるんだろうかと考えますと、少し疑問があります。数字は伸びてはいますが、「幸福感」といいますか「幸せ感」といいますか、そういったものからすると少し遠い数字かなというふうに思います。出来ましたら、今度は答申に向けた、何か具体的な案等々を御提案いただければなというふうに思います。</p> <p>●●●●が「税金の数字だけにとらわれなく」という発言されたわけなんですけど、私としては、データとして、数字としてわかった以上、この数字は見逃すことは出来ないと思えます。実感としては、市民として生活の充実は感じられないんですが、数字として、現に1.4%の増加がここに出ておりますので、当然反対意見もあるかと思うんですが、私が感じたことは、市民の収入が増えているということ。</p> <p>今回、人事院勧告で期末手当が0.1か月分引き上げるよう出ております。報酬の面から少し考えてみたんですけども、給料が12か月、現行の期末手当が4か月で、現行16か月だと思えます。人勧を受けて0.1か月をプラスすると16.1か月になります。16.1か月を16.0か月で割ると、1.00625%、つまり0.6%、この数字が議員さんと3役の伸び率になるかと思うんです。市民のほうも1.4%伸びたということは、実感として市民は増えたということはないんですけども、数字としてある以上、その点から0.1か月の期末手当の増額は許容範囲か</p>
------------------------------------	---

	<p>など、数字の上だけでは、私としては思いました。反対意見もあるかと思うんですけども、そういう意見です。</p>
●●●●	<p>はい、ありがとうございます。 ほかに御意見を頂戴したいと思います。</p>
●●●●	<p>宍粟市の法人市民税も伸びているという中で、令和3年度の民間給与の実態統計調査というのを国税庁がしております。これが9月に発表があり、これはこの地区内だけではなくて全国になるんですけども、平均給与は443万円、対前年比が2.4%増、その中で正規職員については、男性で545万円、前年比2.5%増、女性で302万円、3.2%増というような形になっています。また、賞与についても、男性が86万円、対前年比3.3%増、女性41万円、4.4%増という形で、全国規模ですけども、民間給与についても増えているということで、人勧での勧告というのは正しいと思っております。だから私は、●●●●と同じように、人勧に従って、上げてあげてもいいんじゃないかと思うんですけども、ただ、議会につきましては、今回の7月の不祥事等もありますので、委員長がおっしゃったようにちょっと考えなければいけないんじゃないかなと思っております。</p>
●●●●	<p>はい、ありがとうございます。 ●●●●お願いします。</p>
●●●●	<p>私もどっちかっていうと、人勧どおりのパーセントアップというのに賛成は賛成です。ただ、先ほどからおっしゃられているように7月の不祥事の件とか、病院の件とか。あと、昨日、商工会女性部西播磨ブロックで京都のほうに研修旅行に行ったんですけど、インバウンド関係なく、ものすごい人でした。その観光的なこと、宍粟も、何かあったらいいのになって宍粟の3人で言って参加していたんですけど、宍粟も何かこう目玉になるものとかを考えなあかんかって、ずっとバスの中で話していて。この観光客を宍粟にも呼びたいなど、そういうことを考えていたので、やっぱりそういったことを今後さらに一層頑張ってもらえるという約束のもとに、人勧どおりの数字でいいんじゃないかなと思っております。</p>
●●●●	<p>はい、ありがとうございます。 ●●●●どうぞ。</p>
●●●●	<p>令和2年度、3年度も下がっていて、厳しい状態の中で過ごしてきたけど、少しは向上しているようなので、出来たら、みんな上げて、また頑張ってもらえるようにしたらいいんじゃないかと思えます。</p>
●●●●	<p>はい、ありがとうございます。</p>

	<p>各委員さんの御意見を総じて、人勸のとおり引き上げるのが妥当であるというふうな御意見の中で、●●●●から、議員さんについて取扱いを同じとするのがいいのか、あるいは、●●●●のように頑張ってもらいたいという意見もあるんですけど、その辺りで意見をいただけるとありがたいなと思います。本当にこの会議としまして、3役さんと議員さんとを分けるということは、果たして、いいことなのか、悪いことなのか。手法としてはあり、選択肢としては残されてはおりますけども、それが王道に適ったことなんだろうかなあというふうなことも思います。その辺りのことも合わせて、今1度、御議論をお願いしたいと思います。</p>
●●●●	<p>7月の議員さんの不祥事についてなんですけども、その後ですね、全員襟を正されて、再度、議員の使命等を再確認された。また、定員等についての討議など、議会改革を凶られつつあると思うんです。なので、私の意見としては、不祥事はあったんですけども、雨降って地固まるという言葉もあるかと思うので、そういうことをプラスの方向にして頑張ってもらいたいということで、0.1増としてあげてほしいなと思います。議員さんの活動があまり見えないという指摘もあるんですけども、かなり頑張っているらっしゃるだろうと想像するので、その分を踏まえて、プラス0.1でというのが私の意見です。</p>
●●●●	<p>はい、ありがとうございます。 ●●●●から御提案ありました議員さんのことについてという部分なんですけども、昨年も付記事項を付けていただいたかなあというふうに認識をしておりますので、●●●●が言われました件につきましても、付記事項として付けていただいて、改定アップに向けた決議とさせていただくか、その辺り、●●●●いかがでしょうか。</p>
●●●●	<p>はい。前回の資料の20ページで、平成29年、30年、令和元年と、人勸の増加の部分、3役さんと議員さんは据え置かれております。ですから、今回も据え置くというのは、やはりちょっと酷かなと思いますので、今、●●●●がおっしゃったような形で結構かと思っておりますけれども、●●●●がおっしゃるように、付記していただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。</p>
●●●●	<p>ありがとうございます。 ほかに御意見を頂戴したいと思います。</p>
●●●●	<p>私も先ほどの●●●●と一緒に付記事項をつけていただけたらなと思うんです。やっぱり、ここに来ない日のお互いの行動を知らないとか、見えないとか、あと、こないだ言ったアルコールチェッカーとか、交通安全に対しての勉強会とか、あと、普通の会社では任意保険入っているとかちゃんとチェックするんですけど、その辺を、反省をもとにこういうふうにしましたっていうのを前面に出されたほうがいいと思うんですね。警察の方に来てもらってもう一度ア</p>

<p>事務局</p>	<p>ルコールについて勉強するとか。安全運転管理者講習ってあって、会社に車が何台かあったら、年に1回絶対呼ばれるんですね。そういうものもあるので、一般の企業と同じことを全てしろとは言いませんけど、やっぱり、不祥事を踏まえて、信頼を取り戻すために、これだけやりましたっていうのを前面に出していただくことは可能でしょうか。</p> <p>支給率は上げるんですけど、そのお約束をいただけたらなあ。議長に取り上げてもらえるかどうかはわかりませんが、せめて議長にこんな意見があったんでやりましょうよっていう、意見を言っていたらなあと思います。</p>
<p>●●●●</p>	<p>はい、貴重な御意見なので、そういったことも含めて答申の中に盛り込んでいただいたら、議長にもよく伝わるんじゃないかなというふうに思います。</p>
<p>●●●●</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>●●●●どうぞ。</p>
<p>●●●●</p>	<p>今の話なんですけれども、交通安全運転についてのみじゃなくて、倫理感とコンプライアンスですね。これについての研修が必要だと思います。</p> <p>議員さんは議員さんとしての特別な仕事かと思えますけれども、コンプライアンスとか倫理感という勉強はいろんな弁護士さんもされているんじゃないかと思えますので、議員さんにおいてもそういう研修をされたらいいと思います。私たちと同じような交通安全の研修をしろとは言いませんけども、やはりもう1段高いところの研修なんかは必要じゃないかと思えます。</p>
<p>●●●●</p>	<p>はい、ありがとうございます。その付記事項についてなんですけれども、その文言等々につきまして、ここで即座にこんな文章にしてくださいという名案があるわけでもございませんので、事務局において作成をしていただくこととなりますが、この会議の議事録よりも先に、付記事項の原稿を配信していただいて、なるべくやわらしい文言じゃなしに、ちょっと厳しめの文言でお願い出来たらなあという思いを持っております。いかがなものでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(了承)</p>
<p>●●●●</p>	<p>そういったことで事務局のほう対応していただけますか、どうですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。即座に、答申案の、特に付記事項部分につきまして、作成して、すぐにお送りさせていただこうと思います。</p>
<p>●●●●</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>●●●●のほうから、3役さんと議員さんと分けて考えてみるという案も提案された中で、それを付記事項に収めてしまいますので、少し厳しめの意見を書いてくれたらなあと思ったりもします。</p>

<p>委員一同</p>	<p>そういったことで、大体の意見が出そろったような認識を持っておるんですけどほかに御意見がございますでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、答申といたしまして、人事院勧告に準じて、特別職等々の期末手当につきまして、0.1か月分引き上げるということによろしいでしょうか。さらに、議会のさらなる活躍を期待する意味と、自戒を込めた付記事項を添付するということがよろしいでしょうか。</p> <p>もし差し支えがなければ、この場で挙手をお願いしたいなと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(全員挙手により了承)</p>
<p>●●●●</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、これをもちまして、答申の方向も出していただけたのかなというふうに思いますので、一旦事務局のほうにお返しいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、2回にわたり、慎重な審議をいただきましてありがとうございます。</p> <p>先ほどありましたように答申とは別に、まず付記事項について、皆様方にお示しをさせていただいて、また内容を確認いただきたいと思います。</p> <p>また、答申につきましては、例年ですと、会長だけで答申を市長にお渡しさせていただいておりますので、答申の内容を皆さんに確認させていただいて、代表して会長から市長にということをお願いします。答申は18日を予定しておりますので、それを目途に調整をさせていただきます。よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>去年は3回に及ぶ会議を開催させていただいて、私1人で答申を出させていただきました。今年も貴重な時間をいただきながら、2回の会議で答申を出させていただくわけなんですけども、できれば全員で答申していただけたらなあというふうには思うんですけど、いかがでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(了承)</p>
<p>会長</p>	<p>ご無理を申し上げて申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、次回11月18日に、またお願いしたいと思います。</p> <p>8. 閉会 (川本委員あいさつ)</p>